

MON03199203787

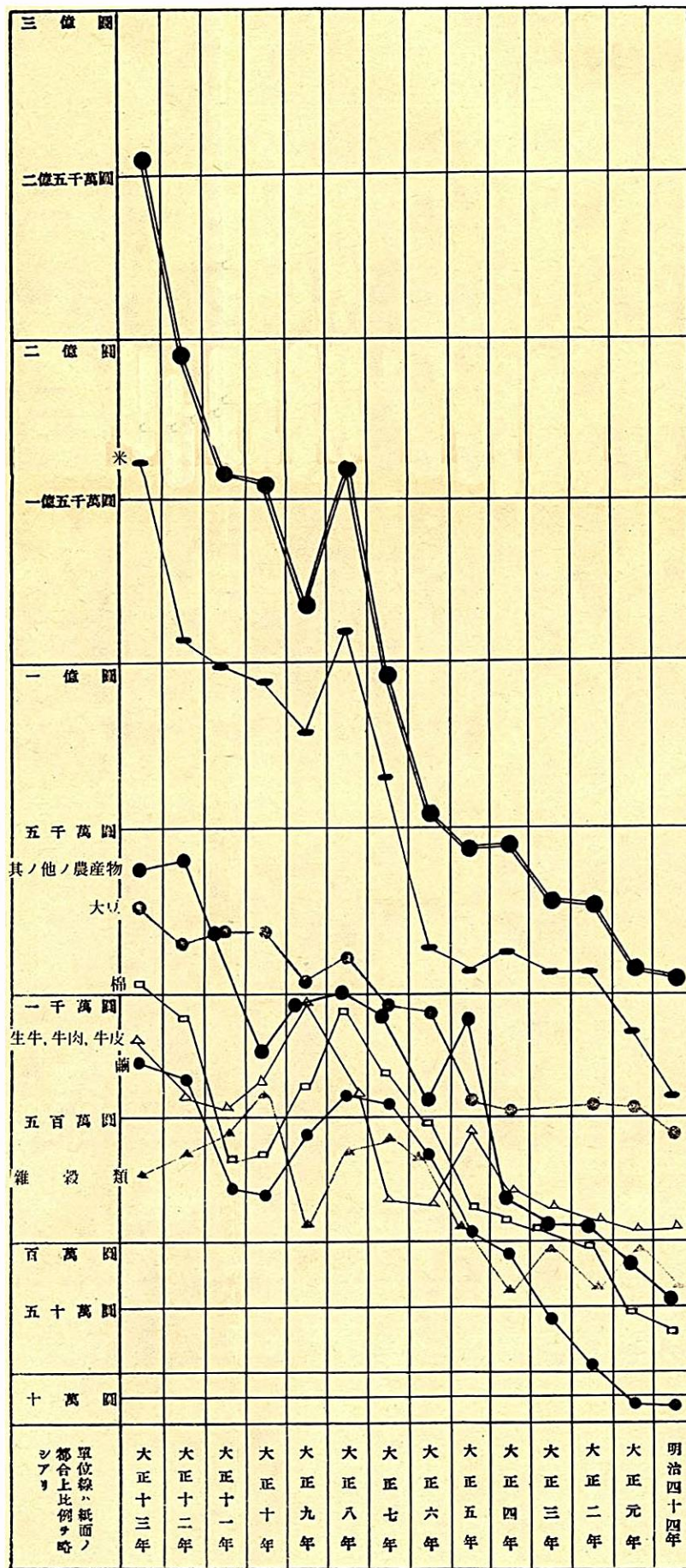
一
九
二
四
年

朝鮮の農業

朝鮮總督府殖産局



朝鮮農業發達圖



農産物輸出額

例凡

● 總額

○ 米

□ 大豆

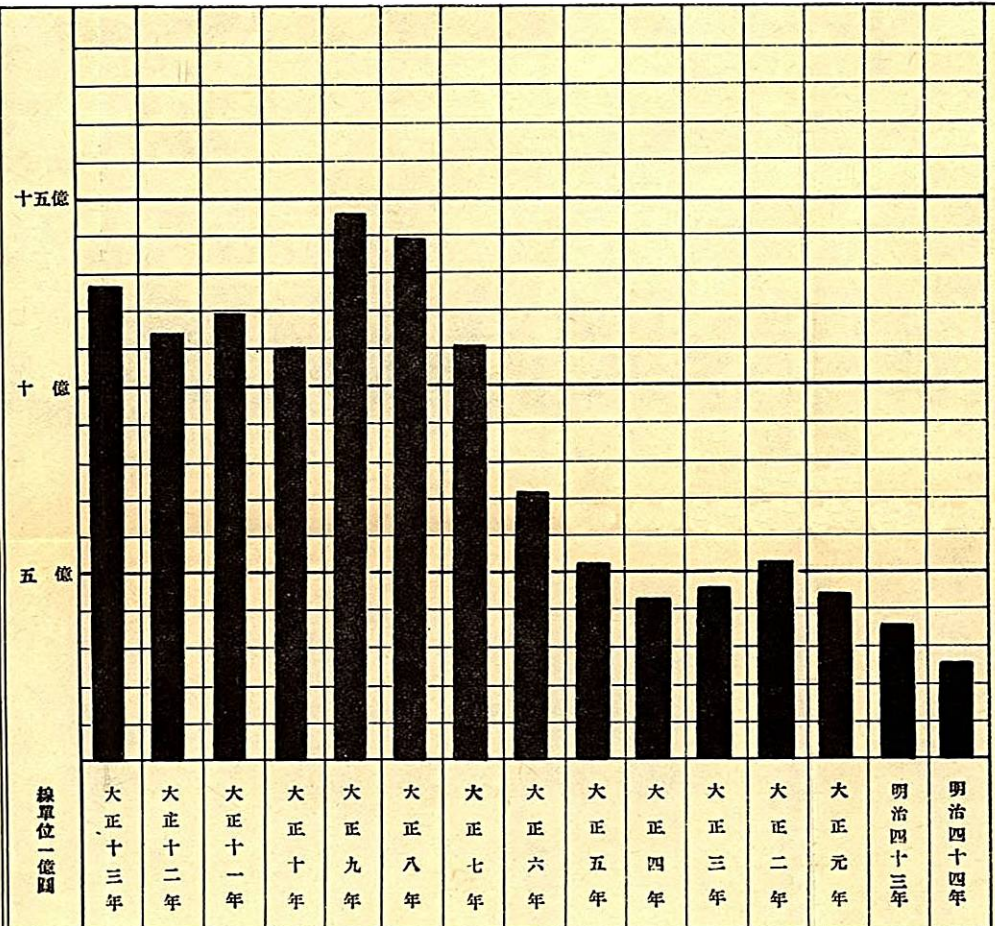
△ 生牛、牛肉、牛皮

▲ 雜穀類

◇ 棉

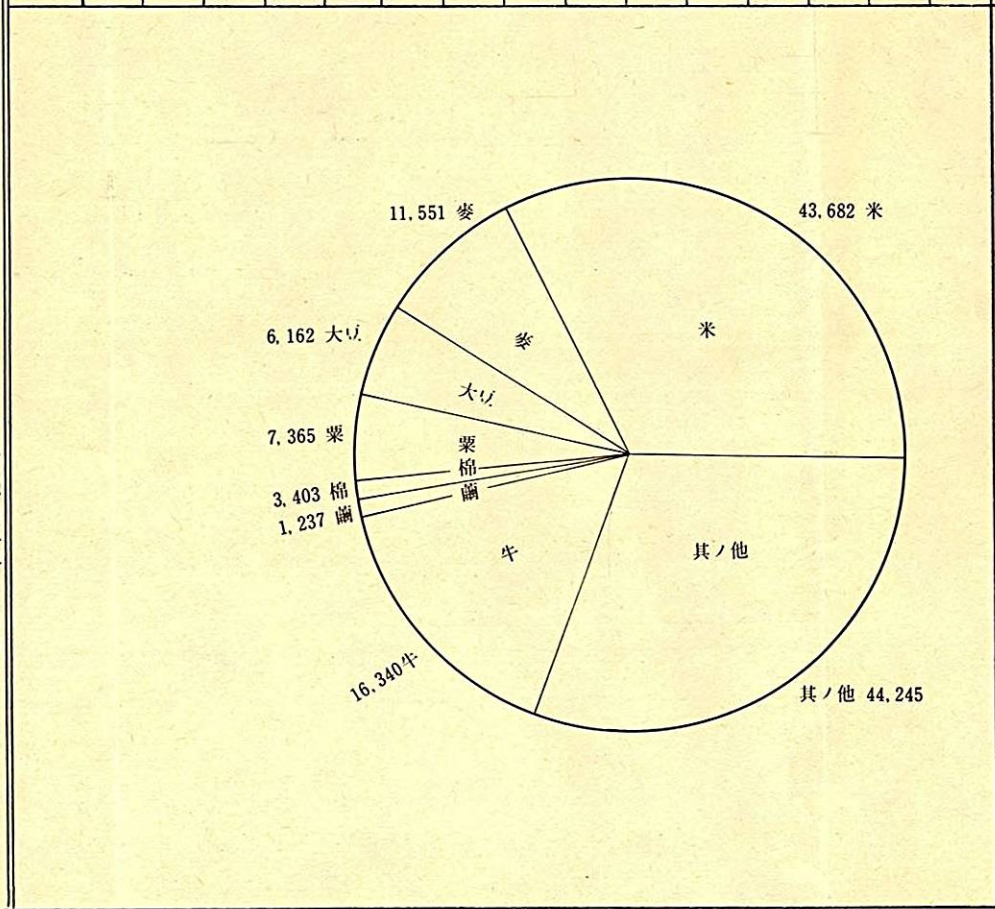
※ 繭

● 其ノ他ノ農産物



農産總額累年比較

(圖中全部單位萬圓)

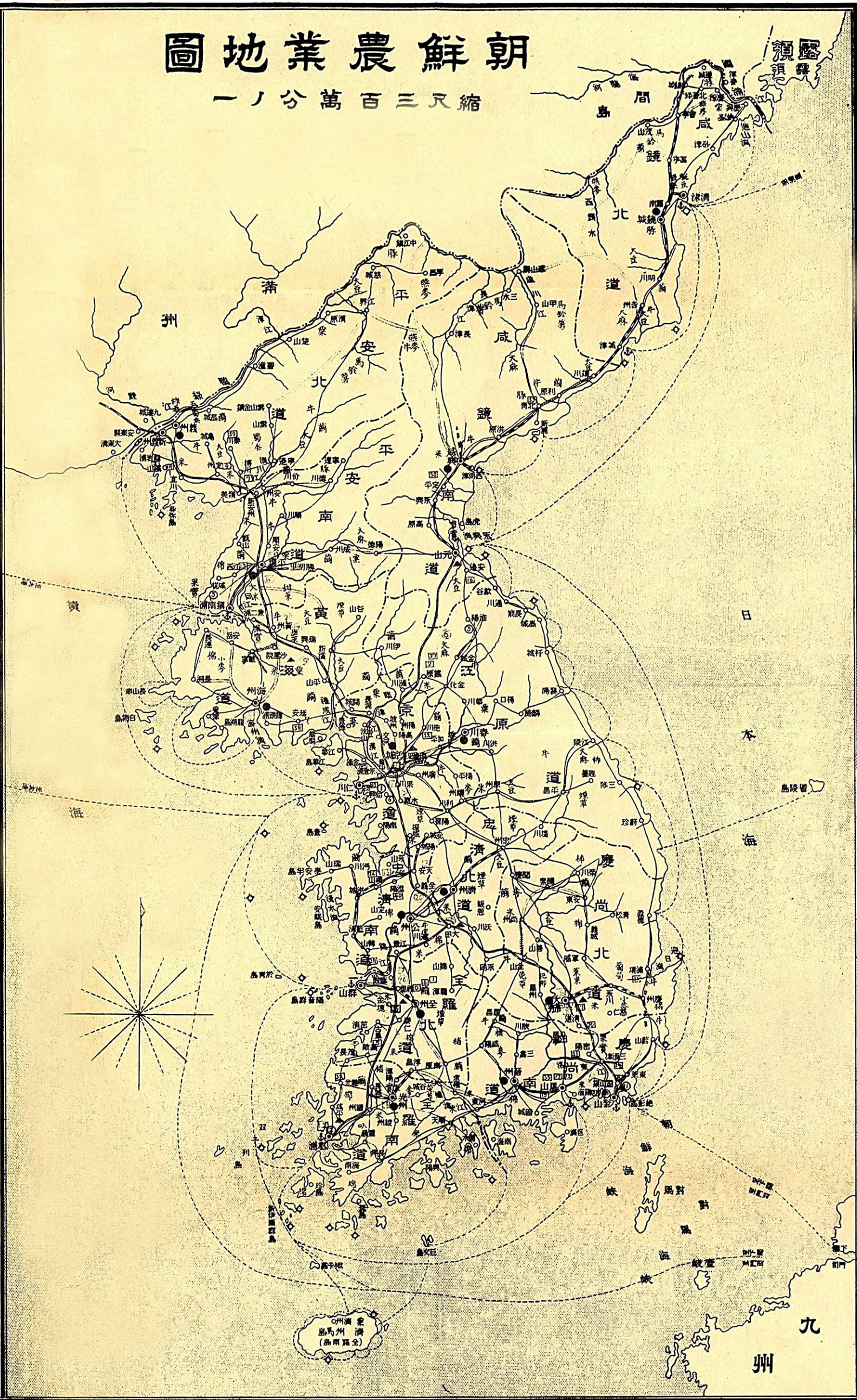


農産額内譯

大正十三年

朝鮮農業地圖

縮尺三萬分一



例
道府廳所在地
著名郡邑
道界
鐵道線路
同工事中線
私設鐵道
自動車通路
輕便鐵路
航路

符號	名稱	所在地
①	勸業場	(水原)
②	勸業場	(沙里院)
③	勸業場	(水原)
④	勸業場	(水原)
⑤	勸業場	(水原)
⑥	勸業場	(水原)
⑦	勸業場	(水原)
⑧	勸業場	(水原)
⑨	勸業場	(水原)
⑩	勸業場	(水原)
⑪	勸業場	(水原)
⑫	勸業場	(水原)
⑬	勸業場	(水原)
⑭	勸業場	(水原)
⑮	勸業場	(水原)
⑯	勸業場	(水原)
⑰	勸業場	(水原)
⑱	勸業場	(水原)
⑲	勸業場	(水原)
⑳	勸業場	(水原)
㉑	勸業場	(水原)
㉒	勸業場	(水原)
㉓	勸業場	(水原)
㉔	勸業場	(水原)
㉕	勸業場	(水原)
㉖	勸業場	(水原)
㉗	勸業場	(水原)
㉘	勸業場	(水原)
㉙	勸業場	(水原)
㉚	勸業場	(水原)
㉛	勸業場	(水原)
㉜	勸業場	(水原)
㉝	勸業場	(水原)
㉞	勸業場	(水原)
㉟	勸業場	(水原)
㊱	勸業場	(水原)
㊲	勸業場	(水原)
㊳	勸業場	(水原)
㊴	勸業場	(水原)
㊵	勸業場	(水原)
㊶	勸業場	(水原)
㊷	勸業場	(水原)
㊸	勸業場	(水原)
㊹	勸業場	(水原)
㊺	勸業場	(水原)
㊻	勸業場	(水原)
㊼	勸業場	(水原)
㊽	勸業場	(水原)
㊾	勸業場	(水原)
㊿	勸業場	(水原)

符號	名稱	所在地
①	水利組合	(金北益山郡)
②	水利組合	(金北益山郡)
③	水利組合	(金北益山郡)
④	水利組合	(金北益山郡)
⑤	水利組合	(金北益山郡)
⑥	水利組合	(金北益山郡)
⑦	水利組合	(金北益山郡)
⑧	水利組合	(金北益山郡)
⑨	水利組合	(金北益山郡)
⑩	水利組合	(金北益山郡)
⑪	水利組合	(金北益山郡)
⑫	水利組合	(金北益山郡)
⑬	水利組合	(金北益山郡)
⑭	水利組合	(金北益山郡)
⑮	水利組合	(金北益山郡)
⑯	水利組合	(金北益山郡)
⑰	水利組合	(金北益山郡)
⑱	水利組合	(金北益山郡)
⑲	水利組合	(金北益山郡)
⑳	水利組合	(金北益山郡)
㉑	水利組合	(金北益山郡)
㉒	水利組合	(金北益山郡)
㉓	水利組合	(金北益山郡)
㉔	水利組合	(金北益山郡)
㉕	水利組合	(金北益山郡)
㉖	水利組合	(金北益山郡)
㉗	水利組合	(金北益山郡)
㉘	水利組合	(金北益山郡)
㉙	水利組合	(金北益山郡)
㉚	水利組合	(金北益山郡)
㉛	水利組合	(金北益山郡)
㉜	水利組合	(金北益山郡)
㉝	水利組合	(金北益山郡)
㉞	水利組合	(金北益山郡)
㉟	水利組合	(金北益山郡)
㊱	水利組合	(金北益山郡)
㊲	水利組合	(金北益山郡)
㊳	水利組合	(金北益山郡)
㊴	水利組合	(金北益山郡)
㊵	水利組合	(金北益山郡)
㊶	水利組合	(金北益山郡)
㊷	水利組合	(金北益山郡)
㊸	水利組合	(金北益山郡)
㊹	水利組合	(金北益山郡)
㊺	水利組合	(金北益山郡)
㊻	水利組合	(金北益山郡)
㊼	水利組合	(金北益山郡)
㊽	水利組合	(金北益山郡)
㊾	水利組合	(金北益山郡)
㊿	水利組合	(金北益山郡)

符號	名稱	所在地
①	朝鮮興業株式會社	(黃海黃州郡)
②	東山興業株式會社	(京畿水原郡)
③	不二興業株式會社	(京畿京城府)
④	實業株式會社	(全南木浦府)
⑤	實業株式會社	(慶南進水)
⑥	愛知興業株式會社	(江原蘭谷)
⑦	滿鮮興業株式會社	(黃海延白郡)
⑧	熊本興業株式會社	(全北井邑郡)
⑨	日海興業株式會社	(黃海沙里院)
⑩	多田興業株式會社	(全北金堤郡)
⑪	飯田興業株式會社	(忠南烏致院)
⑫	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
⑬	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
⑭	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
⑮	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
⑯	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
⑰	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
⑱	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
⑲	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
⑳	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉑	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉒	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉓	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉔	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉕	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉖	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉗	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉘	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉙	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉚	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉛	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉜	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉝	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉞	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㉟	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊱	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊲	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊳	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊴	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊵	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊶	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊷	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊸	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊹	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊺	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊻	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊼	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊽	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊾	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)
㊿	飯田興業株式會社	(全北金堤郡)

符號	名稱	所在地
①	農業株式會社	(永登浦川)
②	農業株式會社	(仁成山)
③	農業株式會社	(大邱浦)
④	農業株式會社	(木浦浦)
⑤	農業株式會社	(大邱浦)
⑥	農業株式會社	(大邱浦)
⑦	農業株式會社	(大邱浦)
⑧	農業株式會社	(大邱浦)
⑨	農業株式會社	(大邱浦)
⑩	農業株式會社	(大邱浦)
⑪	農業株式會社	(大邱浦)
⑫	農業株式會社	(大邱浦)
⑬	農業株式會社	(大邱浦)
⑭	農業株式會社	(大邱浦)
⑮	農業株式會社	(大邱浦)
⑯	農業株式會社	(大邱浦)
⑰	農業株式會社	(大邱浦)
⑱	農業株式會社	(大邱浦)
⑲	農業株式會社	(大邱浦)
⑳	農業株式會社	(大邱浦)
㉑	農業株式會社	(大邱浦)
㉒	農業株式會社	(大邱浦)
㉓	農業株式會社	(大邱浦)
㉔	農業株式會社	(大邱浦)
㉕	農業株式會社	(大邱浦)
㉖	農業株式會社	(大邱浦)
㉗	農業株式會社	(大邱浦)
㉘	農業株式會社	(大邱浦)
㉙	農業株式會社	(大邱浦)
㉚	農業株式會社	(大邱浦)
㉛	農業株式會社	(大邱浦)
㉜	農業株式會社	(大邱浦)
㉝	農業株式會社	(大邱浦)
㉞	農業株式會社	(大邱浦)
㉟	農業株式會社	(大邱浦)
㊱	農業株式會社	(大邱浦)
㊲	農業株式會社	(大邱浦)
㊳	農業株式會社	(大邱浦)
㊴	農業株式會社	(大邱浦)
㊵	農業株式會社	(大邱浦)
㊶	農業株式會社	(大邱浦)
㊷	農業株式會社	(大邱浦)
㊸	農業株式會社	(大邱浦)
㊹	農業株式會社	(大邱浦)
㊺	農業株式會社	(大邱浦)
㊻	農業株式會社	(大邱浦)
㊼	農業株式會社	(大邱浦)
㊽	農業株式會社	(大邱浦)
㊾	農業株式會社	(大邱浦)
㊿	農業株式會社	(大邱浦)

朝鮮の農業

凡例

- 一 本書は既往に於ける施設事項と最近に於ける實際狀況とを記述し朝鮮農業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂せり。
- 二 統計は本書の記事に對し引例に供するを目的とし其の大數を表示するに止めたり。
- 三 統計表に掲げたる指數は特別の事由あるものゝ外明治四十三年を以て其の基準と爲せり。之れ始政當時との比較に便ならしめんとする趣旨に出でたるものなり。
- 四 計數は特に其の年月を記載するものゝ外大正十三年中又は大正十三年末現在の事實に依りて掲記せり。
- 五 本書中畝とあるは内地の田に、田とあるは内地の畑に該當するものとす。

朝鮮の農業

目次

第一章	總說	一
第二章	耕地	七
第三章	氣象	二七
第四章	作物	三二
第一節	米	三三
第二節	麥類	四三
第三節	大豆	四六
第四節	穀物検査	四九
第五節	雜穀	五四
第六節	甘藷及馬鈴薯	五九
第七節	棉	六〇

第八節	麻類及甜菜	六八
-----	-------	----

第九節	果樹	七〇
-----	----	----

第十節	農具	七八
-----	----	----

第五章	蠶業	八〇
-----	----	----

第一節	栽桑	八〇
-----	----	----

第二節	養蠶	八三
-----	----	----

第三節	製絲	八七
-----	----	----

第六章	畜産	九〇
-----	----	----

第一節	牛	九一
-----	---	----

第二節	馬	九七
-----	---	----

第三節	緬羊	九九
-----	----	----

第四節	豚鶏	九九
-----	----	----

第五節	牛皮其の他の畜産物	一〇三
-----	-----------	-----

第六節	獸疫豫防	一〇六
-----	------	-----

第七章	肥料	一〇八
-----	----	-----

第八章	副業	一二九
-----	----	-----

第九章	勸農機關	一二三
-----	------	-----

第一節	勸業模範場	一二三
-----	-------	-----

第二節	道種苗場、道原蠶種製造所及道蠶業取締所	一二九
-----	---------------------	-----

第三節	農業技術員の配置	一二三
-----	----------	-----

第四節	農業團體	一二三
-----	------	-----

第五節	勸農に關する經費	一二四
-----	----------	-----

第十章	農業經濟及農業制度	一二八
-----	-----------	-----

第一節	農業金融	一二八
-----	------	-----

第二節	租稅公課	一二四
-----	------	-----

第三節	中小農民保護	一二五
-----	--------	-----

第四節	小作制度	一二六
-----	------	-----

第五節	内地人農事經營及移民	一二〇
-----	------------	-----

第六節 農業教育

附 表

第一表	農產物生產價額累年表
第二表	農產物及同加工品輸出額累年表
第三表	農產物及同加工品輸入額累年表
第四表	耕地面積表
第五表	農家戶數表
第六表	米生產統計表
第七表	麥生產統計表
第八表	豆類生產統計表
第九表	粟及甘藷、馬鈴薯生產統計表
第十表	棉及麻類生產統計表
第十一表	繭生產統計表
第十二表	家畜家禽現在高表
第十三表	主要畜產物生產統計表

朝鮮の農業

第一章 總說

農業は古來朝鮮の國本にして現時に於ても朝鮮産業の樞軸たり。總人口の八割之に従事し農業產品の生産額は産業總生産額の約八割に當り、農産物及同加工品の輸移出額は總輸移出額の七割餘を占む。故に農業の改良發達を圖るは直ちに以て朝鮮の富力を増進し多數民衆の幸福を進むる所以なるを以て農業に關しては他の産業に比し特に多額の經費を支出し之が振作に力を致せり。

始政當初に於て農業振作の目標としたる所は先以て窮乏せる鮮内の糧食を充實し併せて貧弱なる農家の經濟を向上せむが爲(一)食糧品の生産を増殖すること(二)輸移入農産物に對しては出來得る限り之が自給を圖ること(三)内地及隣接國に對し輸移出の見込ある産物は勉めて生産の改良増殖を圖り一面鮮内の消費を節約し輸移出額を増加することに重きを置きたり。

之を要するに始政當初農業振興の大眼目は先以て生産物の改良増殖を圖るに在りたり。而して此の目的を達成すべき手段は概ね左記の事項に其の基礎を置きたり。

一、氣候土質の適否に鑑み適所に適應作物を分布すること

二、在來作物の品種を改良すること

三、有利なる新作物を輸入し栽培の普及を圖ること

四、肥料の増施を圖ること

五、水利灌漑の設備を改善すること

六、未墾地の利用を増進すること

七、家畜家禽並其の製品の改良増殖を行ふこと

八、養蠶其の他の副業の奨励を行ふこと

然れども之が實行に當りては當時農民の知識程度低く農法頗る幼稚にして農家經濟亦貧弱なりし等の實情に鑑み四大要綱を根本方針と爲したり。

一、奨励事項の多岐に涉らざること

二、其の實行簡易にして費用の支出は皆無又は少額なるきべこと

三、其の效果の的確なること

四、實地に就き具體的に指導を爲すこと

上述の方針の下に勸業機關として中央に勸業模範場、地方に道種苗場、道原蠶種製造所等を受け一面本府並地方廳に技術員を配置して農民の指導啓發に勉めしが叙上の方針は能く當時の事情に適合し過去十

餘年間に於ける進歩の實績寔に顯著なるものあり。特に歐洲大戰に伴ふ時局の影響は農產物價格の騰貴を誘致したるを以て當時に於ける農產物改良増殖の成績は一層顯著なるに至れり。

茲に朝鮮農業の現勢に就き略述せむとす。

朝鮮に於ける耕地の總面積は畓(内地の田に該當す。以下同)約百五十七萬町歩、田(内地の畑に該當す。以下の記述田と稱するは皆畑を指示す)約二百八十四

萬町歩、火田約十六萬町歩合計四百五十七萬町歩に達し之を陸地全面積に對する開拓の割合よりするも農家一戸當の面積より見るも内地に比し決して狹少なるに非ず。然れども韓國時代多年秕政打續きたる結果土地荒廢し地力減耗し生産力の僅少なるは到底内地と同日の論にあらざるなり。故に今後地力の培養、資金勞力の投下を厚うするに於ては今日の頽勢を挽回し現在の生産を倍加する亦必ずしも難きにあらず。又農家の戸數は約二百七十萬戸にして決して農業勞力の不足を感じるにあらずと雖中世以來土地の兼併行はれ農家の大部は地主と小作農とに兩斷せられ自作農寡少なる爲小作制度の缺陷と相俟て農民は一般に懶惰無爲を事とし農業の改良を企劃せむとする意氣に乏しきを缺點とす。總督府設置以來此の點に留意し努めて勤儉力行を獎勵し農民の覺醒を促しつゝあり時勢の推移と相俟て將來農家の面目を一新するの時機到るべきを疑はす。

營農方法は大體内地と其の軌を一にし氣候土質亦内地と大差なきを以て内地に於て生産し得べき作物にして朝鮮に於て生産し得ざるもの殆んど罕なり。作物の分布は食糧作物を主とし衣料其他の工業原料用

作物之に亞ぐ。食糧作物中最主要なるものは米にして麥、粟、大豆之に亞ぐ其の年産額は大約米一千五百萬石、麥類一千萬石、大豆四百六七十萬石、小豆其の他豆類百三十萬石、粟五百五六十萬石、諸雜穀四百萬石にして果實、蔬菜も相當産額あり。特用作物に在りては棉一億三千萬斤、麻類五百五十萬貫を主とし楮、莞草、甜菜等亦栽培せらる。即ち内地に比較して畑地の分布多きを以て豆、雜穀、棉等畑作物の比較的多量に生産せらるゝを見るべし。

蠶業は古來多少の素地ありと雖萎微振はざりしを以て現時の蠶業は寧ろ始政以後の創始に係るものと謂ふべし。氣候、風土、農閑の餘剩等各種の要素具備せるを以て養蠶は朝鮮に最も好適せる新産業にして大正十四年の産繭額は未だ二十八萬石に過ぎずと雖既往の實績年々累加の趨勢に徴し今後相當の年數を経過するに於ては繭の年産額を一百萬石以上に達せしむるは蓋し難事に非ざるを以て大正十四年以降の十五箇年を期し之が實現を期せんとする計畫を樹て實行中に在り。

畜産業は從來素地を有し一般農民は愛畜の念に富み牧畜事業に經驗を有せり。現在家畜頭數を調査するに牛百六十萬頭、馬六萬頭、豚百二十萬頭、鶏六百萬羽にして牛を以て最重要とす而も其の品種の頗る優良にして朝鮮牛の名廣く内外に喧傳せらる。豚、鶏は農家の副業的飼養に依るを以て今後需要の増加に従ひ發達の見込充分なり。

前述の如く普通農作、養蠶、畜産の各業に亘り諸種の産物何れも相當の産額を有するを以て朝鮮内の需

要を充たして餘りあるものは之を内地及外國に供給せり。其の主なるもの、年輸移出額は大約米五百萬石、大豆百五六十萬石、小麥十萬石、線棉一千二三百萬斤、果實九十萬圓、人蔘二百五十萬圓、煙草百三十萬圓、繭十萬石、生絲二百七十萬圓、生牛五萬頭、牛皮五百萬斤等なり。又農產物若は其の加工品にして輸移入を仰ぐものは粟百五十萬石、米八九十萬石、小麥粉六百萬斤、柑橘百三四十萬圓、茶二十七萬圓、砂糖四百萬圓、清酒百四十萬圓、麥酒百七十萬圓、煙草二百萬圓、線綿及打綿三百萬圓、綿絲七八百萬圓、繩、蓆二十萬圓等なり。其の貿易の對手は大部分内地にして大正九年關稅制度の變革以來内鮮間の經濟關係は一層密接を加ふるに至れり。

之を要するに朝鮮は製造工業未だ發達せず農業、漁業、鑛業等概ね原始的産業を主とするを以て生産品中苟も内外の需要を喚起し得べきものは之が生産を獎勵して内地又は外國市場に販路を求むると共に農產物の如きは出來得る限り輸移入を防遏し以て貿易の均衡と經濟の殷賑とを圖るを本義とすべし。而も朝鮮は尙勞力豊富、且勞銀低廉、公課其の他生産に要する費用一般に低きを以て農業の如きは寧ろ内地に於ける經營に比し有利なるは勿論なり。故に今後は内地に於て供給の不足せる米、小麥、大豆、果實生牛、牛皮の如きは一層鮮内の生産力を擴張して内地に供給し、進んで内地以外に於て需要の旺盛なる果實、人蔘、煙草又は蠶絲等の如きに就ては努めて海外に販路を求めむことを期す。此の如くなるに於ては各種產物の生産増加の餘地多大なるに想到し朝鮮農業の前途は寔に多望なりと謂ふべし。

既往に於ける農業進歩の實績を例證せむが爲左に生産價額及貿易價額増進の趨勢を表示す。

農産物生産價額及輸移出入價格累年對照 (單位千圓)

年 次	生 産 額 指	數	輸 移 出 額 指	數	輸 移 入 額 指	數
明 治 四 十 三 年	三四、七三	一〇〇	—	—	—	—
同 四 十 四 年	二五、二五	一四七	二、七六	一〇〇	一〇、五五	一〇〇
大 正 元 年	四三、一〇	一八〇	一五、八四	一四	一三、八三	一三
同 二 年	五〇、一九	二〇〇	二四、四八	一九	二〇、五八	一〇
同 三 年	四八、九八	一九〇	二七、〇〇	二二	一六、七七	一五
同 四 年	四八、七〇	一七七	四〇、七四	三〇	一三、九〇	一三
同 五 年	五〇、二五	二二五	四〇、二〇	三二	一六、五五	一七
同 六 年	七〇、九三	二九一	五、二五	四〇	二〇、五八	一九
同 七 年	一、〇九九	四五五	九八、六元	七七	二六、五七	二五
同 八 年	一、三九三	五七五	一六四、六五	一二〇	五八、〇五	五〇
同 九 年	一、四三、七四	五九三	一三三、三三	九七	六、七七	六六
同 十 年	一、〇九七	四五四	一五、二五	一三〇	四九、四三	四九
同 十 一 年	一、一八四	四九三	一五、二五	一二	五、〇九	五二
同 十 二 年	一、一六八	四八三	一九八、三六	一五五	六、一八	五九
同 十 三 年	一、一六六	五三三	二六〇、五九	二〇六	九、五四	八七

備考

- 一、大正八年に於ては近年稀有の旱魃生じたる爲生産數量及輸移出數量減少せるも單價の騰貴に依り總價額に於ては増加を示せり又同年輸入額は食料品の數量及單價の増加に依り總價額激增せり。
- 二、輸移出額及輸入額の指數の基準は之を明治四十四年となせり。之れ同年に於て貿易に供せらるゝものは主として明治四十三年の生産に係るを以て生産額との對照連絡を便にせんが爲なり。

第二章 耕地

朝鮮は古來農業を以て産業の大宗と爲し各般の産業的施設皆農業を以て基幹と爲せり。故に李朝の初期に在りては爲政者は水利灌漑に意を用ひ各道に堤堰（溜池）及沢（井堰）の完成せられたるもの堤堰六千餘、沢二萬餘を算するに至れり。然れども李朝の中葉以降稅政相次ぎ漸次侵占、盜耕等の因を襲ね遂に冒耕荒廢に歸し殆ど昔日の俤を止むるものなく租稅の苛斂、地主の誅求と相俟て水利の施設は愈々荒廢し纔かに應急的姑息の設備に依りて灌漑をなすもの全面積の二割弱を占むるに過ぎずして爾餘八割餘の水田は其の運命を擧げて不安なる天水に委するの狀態にありしを以て帝國保護政治の初頭明治三十九年を以て水利に由る土地の灌漑、疏鑿、開拓に關する事業の爲水利組合の設立を認むるに至れり。然れども當時民力疲弊の極に達し且農家の知識甚だ低級なりしを以て水利組合の事業は著しく進捗するに至らずして近年に及びたり。始政以來耕地に關する施設を述べれば左の如し。

一 大正八年度以前の施設。

(一) 土地調査の完成 從來朝鮮には地籍の制度なく土地の所有權は極めて不確實の状態なりしを以

て明治四十二年より調査を開始し八年の星霜を経て大正六年に至り全道に亘り之が完成を見るに至れり、尤も林野は土地調査の範圍外なりしを以て大正八年度より之が調査に着手し大正十三年に全鮮の調査を完了するに至れり。

(二) 國有未墾地の貸付及付與 干潟、河邊、又は山麓に於て民有に屬せざる可耕地の存在するもの

少からずと雖も未だ調査を経ざるを以て的確なる國有未墾地の面積を知るに由なく概測に依り干潟二十餘萬町歩、河邊荒蕪地三萬餘町歩と稱せられ山麓傾斜地の地積は未詳に屬す。而して是等未墾地は之を開拓して土地利用を完からしむるの必要を認め保護政治の初期に於て國有未墾地利用法を發布し一定の事業を經營することを條件として未墾地を一定期間内貸付して料金を徴し事業成功の上は其の土地を無償又は有償を以て供與することゝなれり。然れども此の法令は單に貸付に關する事項の規定に急にして(イ)貸付後に於ける指導助成の施設極めて薄きこと(ロ)受貸付者の企業設計宜きを得ざるのみならず技術能力に乏しく事業實施の方針及工事實行の方法其の當を得ざるもの多きこと(ハ)受貸付者の資金調達不如意なりしこと(ニ)貸付に際し徒に權利を獲得し賣買を目的とせる者の取締不充分なること等の原因に依り國有未墾地の處分は相當進捗したるに拘らず其の利用は甚だ不

振の狀態に在り。始政以來大正十四年度末迄に貸付の許可及埋立の免狀を爲したる總面積は十萬二千餘町歩に達せるも事業の完了したるもの僅に一萬一千餘町歩に過ぎず。

(三) 堤堰淤の修築 在來の主なる水利灌漑の設備は堤堰淤にして其の數堤堰は六千餘、淤は二萬餘

を算せり。然れども是等は殆ど荒廢に歸し其の用を爲さざるを以て始政後に至り地方廳の調査設計と國庫の補助竝蒙利者の賦役を促し指導獎勵を加へたる結果大正八年度末迄に修築を了したるもの堤堰一千五百箇所、淤四百四十箇所其の灌漑面積五萬一千町歩に達せり。大正八年以後は地方廳に財源を移付して地方廳をして之か助成に當らしめたり。其の面積未詳なるも相當面積に達する見込みあり。

(四) 水利組合の設立及其助成 水利組合條例發布せられたるも民度低き僻人間には共同施設を爲

すもの少く、偶々内地人の營農者漸次移住し大規模の農事經營を企劃する者増加すると共に水利組合設立の機運漸く動くに至りたるを以て大正六年朝鮮水利組合令を發布して舊條例に代へたるも水利組合の設立には事業の調査設計の完備を必要とし之が爲には多額の經費を投じ又は適當の技術者を臨時に備入るゝ等困難なる事情を存し水利事業の勃興遅々として振はず。依て大正八年四月水利組合補助規程を制定し事業の調査計劃を政府に於て施行すると共に工事費補助として事業費の一割五分以内を國庫より下付することゝなれり。而して大正十四年度末現在の水利組合七十三箇所其の

區域總面積十一萬一千餘町歩に達せり。

(五) 開墾事業補助 開墾干拓の事業に付ては水利組合に屬する灌漑設備の工事費に對し前號の補助

を與ふること及國有未墾地の貸付又は付與を爲すの外一般的助成施設なかりしが、大正八年夏季に於ける旱魃は近年稀有の災害にして就中京畿、黃海、平安南北の四道最も悲慘の狀を極めたるを以て是等地方に於ける被害民に勞銀を得せしめ生計を維持せしむる一端に供する爲旱害地方に於て土工業を促進せしむる目的を以て開墾事業を經營する者に對し相當補助金を交付すること、爲し其の旱害救濟期間たる大正八年十一月より大正九年六月迄に交付したる補助金の總額約四十五萬圓に達せり。

以上の施設に依り大正十四年度末に於ける灌漑設備を有する畝面積は(一)堤堰淤に依るもの二十七萬餘町歩(二)水利組合に依るもの十一萬一千餘町歩(三)私人企業の新設工事に依るもの一萬二千町歩、合計三十九萬餘町歩(工事未完を含む)に達するも畝全面積に對しては未だ二割五歩に過ぎざる狀況なりとす。

二 朝鮮產米増殖計劃に依る施設

朝鮮は米作上天恵の地なるも其の生産未だ貧弱なるは一に人爲の之に伴はざるが爲にして併合以來大正八年に至る九箇年間產米増殖の施設として主として品種改良及自給肥料の奨勵に努めたる結果生産年額約六百萬石輸移出年額約二百五十萬石を増加するに至り良好の成績を收めたるも如上の施設は直

ちには等農事改良に依り米の増收を期し得べき畓の全部に普及し既に之が奨勵擴張の餘地なきに至れるを以て更に大に産米増殖の途を講せむと欲せば先づ以て農事改良の基礎たるべき耕地の改善擴張を圖らざるべからず而して幸にして朝鮮には極めて有利に是等土地改良事業を經營し得べき土地少からず其の見込面積大約左の如し。

現在畓の灌漑設備を改善し得べき土地、四十萬町歩、現在田地を變換して畓を爲し得べき土地、二十萬町歩、荒蕪地干潟地を開墾干拓して畓を爲し得べき土地、二十萬町歩。

合計八十萬町歩

前記面積推定の基礎左の如し。

(一) 灌漑改善 約四十萬町歩

右は現在畓百五十六萬七千町歩の内既に灌漑の便あるもの三十三萬五千町歩を除きたる殘地積百二十三萬餘町歩の内約三分の一を改善し得べきものと看做せり。

先年土木部に於て同一の目的を以て實地を踏査し概測調査したる結果十三大河川の流域内に於て一團地二百町歩以上にして改良上有望と認めたるもの二百九箇所其の總面積約二十二萬五千九百町歩あるを以て右流域内に於ける二百町歩以下のもの及右流域以外に於て改良し得べきものを精細に調査するときは少くとも其の倍數即ち約四十五萬町歩位は之を改良し得べしと推測するは不當にあら

ざるべきに依り灌漑改善の見込面積を前記の如く約四十萬町歩と看做せり。

(二) 地目變換 約二十萬町歩

右は現在田面積約二百八十萬町歩の約百分の七を見込みたるものなり内地に於て開墾助成法制定の當時農商務省の調査したる土地改良三十年計畫にも内地の開田歩合を畑總面積の一割と計算せるを以て此の例に據るときは朝鮮に於ける地目變換見込面積は二十八萬町歩と計算し得べきも計算の安全を圖り假りに之を田總面積の百分の七と看做せり。

(三) 開墾干拓 約二十萬町歩

右は開墾の目的たる河邊荒蕪地は總計約七萬四千町歩なるも將來治水事業の進行に伴ひ防水工事の施設を要するが故に本計畫に於ては右工事を施行する曉に於て堤内の區域に屬し耕作の用に供し得べしと認むるものゝみを見積り約三萬町歩と假定せり又干拓の目的たる沿岸干潟地見込面積は之を推定すること困難なるも從來の踏査又は概測に依り比較的容易に工事を施行し得べしと認むるもの約二十一萬町歩あるを以て右二者を總合して合計二十四萬町歩の内約二十萬町歩を本計畫に加へたり。

惟ふに帝國に於ける食糧問題の解決に資せむが爲急速なる產米増殖の方途を策せむと欲せば前記土地に對し速に改良事業を遂行する爲一定の計畫を樹つるの要あり仍て大正九年以降三十年を期し前

記の改良事業を遂行する方針の下に先づ以て向ふ十五個年間に其の約二分の一に對し改良事業を完了し一面耕種法の改良に付ても一層の奨勵を加へ以て九百萬石の產米増加の計畫を樹てたり。

爾來着々事業の進捗を圖りたりと雖計畫の當初に於て企圖したる事業實行機關の實現を見ず一方金利の高率なるに加ふるに物價の昂騰に依り事業費の増嵩せるに關らず政府の助成は低率にして企業者の採算甚だ困難なる等諸種の障害を生じ實施以來大正十四年末に至る六箇年間に於て成功豫定面積約九萬町歩に過ぎずして事業進展豫期の如くならざるを以て速かに之れが對應策を講ずるの必要を認め更に從來計畫の一部を更新し低利資金の斡旋供給等新に諸般奨勵施設の方途を定め大正十五年度以降之れが實行に着手せり。

以下叙上各般に亘る奨勵施設の内容に付き項を分ちて説明すべし。

一 耕地改良擴張基本調査

朝鮮に於ては既に述べたる如く灌漑改善、地目變換及開墾干拓を行ひ得べき土地頗る多く近時米價の昂騰に伴ひ本事業に投資せむとする者漸次其の數を増加せむとする傾向ありと雖之等企業家は先以て自ら事業を經營すべき適地を搜索する爲尠からざる勞費を投せざるべからず爲に一般企業家の意氣を阻喪せしむること少からず假令事業を企畫する場合に在りても各事業の緩急及事業地の連絡其の宜しきを得ざるものありて事業經營上の不利亦頗る多きが如し故に朝鮮全土に亘りて山麓緩傾斜地河邊荒蕪地干潟

地等にして將來耕地として利用し得べきものに付其の所在面積及利用方法を調査し又既墾地に付用水過不足の程度用水源及其の利用方法を踏査し之が結果を取纏め以て事業の實行計畫を樹て工費及收支等の概算を摘示して之を一般に公表し以て企業の促進を圖らむことを期し大正九年以降實行中にして大正十四年度末迄の調査面積約八千平方里にして豫定面積の約六割に達し其の結果土地改良を施行し得べき見込面積約六十萬町歩を得其の成績は二回に亘り公表せり。

二 土地改良事業

(一) 施行面積

大正十五年度以降十二箇年間(完成十四箇年)に改良擴張せむとする土地の面積左の如し。

灌漑改善	一八五、〇〇〇町歩
地目變換	九〇、〇〇〇町歩
開墾干拓	七五、〇〇〇町歩
合 計	三五〇、〇〇〇町歩

右の面積は前項に述べたる土地改良可能見込面積八十萬町歩中土地改良完了地約九萬町歩を扣除したるもの、約半を標準とし之に計算上多少の取捨を加へたるものなり。

(二) 用水引用の方法及河川の水量

用水引用の方法は概ね (1)貯水池 (2)河川引用 (3)上記二者の併用 (4)揚水機 (5)貯水池と揚水機との併用 (6)河水引用と揚水機との併用の六種ありと雖朝鮮に於ては多年山林荒廢の結果河川も亦隨て荒廢し各河川の流量甚だ不足にして一面洪水の危險大なると共に一面渇水時に於て其の水量甚だ少く加ふるに河川の勾配に乏しき爲自然の流水のみに依頼することを得べき場合僅少なを以て多くは其の用水を貯水池に求め若は自然流水の利用に加へて貯水池の設備を爲さざるべからず。

治水事業に關する調査は大正五年より開始し毎年四萬圓の經費を以て之に充て其の規模極めて狭小なるのみならず事業開始以來日淺き爲各調査河川の水量を認定すること難しと雖今日迄の調査に依れば其の流量の本計畫の所要水量に達せざるが如しと雖殖林事業は近年官民の努力に依り漸次其の緒に就きつゝあるを以て其の經營の進行に伴ひ將來各河川の流量は漸次増加するに至るべく貯水池の利用と相俟て本計畫に依る所要の水量を得るは敢て難きにあらざる見込みなり。

(三) 工事費及其の算定の基礎

明治四十二年より大正七年に至る十年間に施行したる土地改良事業の實際工事費の平均額は灌漑事業(灌漑改善及地目變換を通じ)一段歩當十五圓餘開墾干拓事業一段歩當二十五圓餘なりと雖物價騰貴の狀況に鑑み新に起工又は計畫せらるゝ事業の目論見を參酌し大要左の如く之を推定せり。

灌漑改善 大地積のもの 一段歩當平均 三十圓

灌漑改善小地積のもの 一段歩當平均 三十五圓

地目變換 同 四十圓

開墾干拓 同 六十圓

然るに着手後に於ける財界の推移及物價勞銀等の趨勢に稽へ前記の工事費を以て終始するの困難なるを認め大正十二年其の工事費を約二割増とせるも物價勞銀の高騰は年を逐ふて甚しく今日迄の實績と基本調査の結果に徴し大體左記の通り更に之を改訂するの必要を認め大正十五年度以降此の標準に依り推算することとせり。

灌漑改善 大地積のもの 一段歩當平均 五十四圓

同 小地積のもの 同 六十三圓

地目變換 同 七十六圓

開墾干拓 同 百二十二圓

右の推定に基き本計畫に依り遂行すべき土地改良事業三十五萬町歩に對し要する工事費は左の如し。

灌漑改善 一億二百六十萬圓

地目變換 六千八百四十萬圓

開墾干拓 九千百五十萬圓

計 二億六千二百五十萬圓

三 土地改良事業補助

朝鮮に於ては從來開墾事業に對し補助金を交付したることなきも灌漑事業に對しては水利組合の企業に對し水利組合補助規程に依り工事費の百分の十五以内の補助金を交付し來れるが大正九年土地改良事業補助規則を制定し大正十年度以降之を施行せり今其の主要なる規定を述べれば下記の如し。

(一) 補助規程概要

補助金は豫算の範圍内に於て毎年度各補助すべき事業に對し之を交付す但し豫算外國庫負擔契約を爲すことを議會の承認を得ば其の承認の範圍内に於て後年度に屬する工事に對しても補助を爲すの指令を交付することあるべし。

(イ) 補助金額は新に工事の爲に投下したる工事費に對し左の割合に依る。

現在畚の灌漑設備を改善するもの

二割以内

現在田を變換して畚と爲すもの

二割五分以内

開墾又は水面の埋立干拓に依り畚を築設するもの

三割以内

特別の事情ある場合に在りては此の制限率以上の補助金を交付すること。

(ロ) 開墾干拓事業の一地區施行面積十町歩未滿なるとき又は灌漑改善、地目變換の各事業又は他の土

地改良事業と併せ行ふ場合に於て一地區の施行面積三十町歩以内なるときは補助せざること。

(ニ)(ハ) 一事業の工事費總額五千圓未滿なるときは補助せざること。

同一事業地内の番に非ざる土地の爲に費したる工事費は工事費總額より之を扣除すること。

同一事業中補助率を異にする數種の事業に共通する工作物に對する工事費は各種類の面積又は工事費に按分して其の所屬を定むること。

本號第一段の扣除金額又は第二段の所屬金額の明確ならざるものは朝鮮總督其の金額を決定すること。

(ホ) 補助金を交付すべき工事費は左の費用に付朝鮮總督の査定に依ること。

- (1) 測量及設計費
 - (2) 用地買収及補償費
 - (3) 工事材料費
 - (4) 勞 銀
 - (5) 工事監督費
 - (6) 其の他直接工事に要する費用
- 補助率算定の基礎。

(ニ)

補助率の決定に付ては工事の結果に依る收益の増加土地價格の差増等の事情を斟酌するの必要あるべきも是等は箇々の事業に對し補助の指令を爲すに當り其の補助率の決定上勘案すべき事項に譲り本計畫に依る標準補助率は概ね工事費と工事年數との關係を基礎として決定せり即ち工事期間及工事竣成後收益充分ならざる期間に對する金利と對照するときは左記の年數金利補給を爲すものと其の補助率略匹敵するものとす。

灌溉改善

工事期間二年及
工事終了後一年　計三年

地目變換

工事期間二年及
工事終了後一年半　計三年半

開墾干拓

工事期間三年及
工事終了後二年　計五年

右工事期間並工事終了後收益未だ充分ならざる期間の年數は朝鮮の實狀に適合せるものにして三者間の權衡大體其の宜しきを得たるものと認む尙灌溉改善工事に對しては從來水利組合の事業に對し一割五歩の補助を爲し來れるを以て之を多少増加して事業の促進を一層確實ならしめむことを期し又開墾干拓事業は朝鮮に於ける企業内地に比し容易にして收益率多きに鑑み内地に於ける開墾助成費（同豫算に依るときは工事費に對する助成金の額は四割五分六厘となる）に比し約其の三分の一を低減したるものなり。

前に掲げたる工事に對し上記の補助率を適用するときは本計畫完成迄に支出すべき補助金の額は左の

如し。

灌漑改善 二千五十二萬圓

地目變換 一千七百萬圓

開墾干拓 二千七百四十五萬圓

合 計 六千五百七萬圓

四 事業の調査設計及指導監督

土地改良事業促進の方策として専ら水利組合の豫定地區たる一地區二百町歩以上の基本調査施行地域に對し政府に於て其の事業實施設計を作製して之を組合に下附し且其の工事實施に當りては本府の技術員を派遣して直接指導監督に當らしむるの計畫にして之に依り事業の統一を圖り工事施行上の確實を期すると共に幾分企業者の負擔を輕減し以て企業の誘導獎勵に資せん。

五 小規模土地改良事業に對する保護

一地區二百町歩未滿の小規模事業は各企業者獨立して技術者を雇聘し設計又は工事監督のことに當らしむるの力に乏しく且つ不經濟なるを以て前項に述べたる政府の指導監督をして一層周密ならしむるの必要あるを以て之を地方廳に委し各地方の實狀に應じて設計調査及指導監督に任せしむるを適當と認め各道に技術員を配置し以て小規模事業の指導獎勵を圖らむとす。

六 低利資金の供給

朝鮮に於ける土地改良事業に對する政府の補助は之を内地の耕地整理等の同種事業に比し頗る低率なるに加ふるに金利は内地に比し却つて高率にして爲に企業者の採算困難なるものあり又土地改良を完了するも從來の如き粗笨なる耕作法を以てしては豫期の收穫を收むる能はざるに依り金肥其の他の肥料増施等農事改良の施設上に付ても其の必要あるを以て政府は低利資金を供給するの計畫を樹てたり其の内容下記の如し。

(一) 低利資金の金額及其の使途

總額 二億三千八百六十九萬六千圓

内

土地改良事業 一億九千八百六十九萬六千圓

農事改良 四千萬圓

右低利資金二億三千八百六十九萬六千圓の半額は政府の預金部資金の供給を受け他の半額は東洋拓殖會社又は朝鮮殖産銀行の社債に依り調達するものにして其の年額平均一千七百萬圓大正十五年度以降十四箇年に亘り供給するものとす。

(二) 低利資金融通の方法及利率

土地改良事業に對する低利資金の融通は凡て東洋拓殖會社及朝鮮殖産銀行をして之に當らしむるものにして貸出利率は大約年七厘四厘とし二十五箇年間に於て均等年賦（工事期間据置）を以て償還せしむるものとす。

農事改良資金の融通方法及利率は償還を毎年とするの外土地改良資金と同一にして其の詳細は別に記述せるが如し。

七 土地改良事業實施機關

土地改良事業の實施上既往の實例に徴するに（一）朝鮮農家の民度低く因循姑息にして打算に疎きこと（二）水利事業は危險の伴ふものとして危懼せらるゝこと（三）事業の中心たるべき人物に乏しきこと（四）有能なる技術者を得難きこと等の爲單に工事費の補助低利資金の融通及技術員に依る指導獎勵等の施設のみに依りては尙充分に企業の促進を期待し能はざるを以て事業實行の特殊機關を設立して上記の缺陷を補ひ以て事業の促進を圖るの必要あり該機關の目的とする所は政府の保護に依り一般地主に代り組織あり統一ある大機關を以て工事の設計調査及資金の調達斡旋事業維持管理等首尾一貫して之に任し幾多小地主の小資本をして大企業の利益を擧げ政府の勸奨と相俟て以て本事業の促進を期せむとすに出でたるものと雖此の計畫は諸種の事情に依り未だ實現するに至らざるは遺憾に堪へざる所なるが大正十五年以降東洋拓殖會社及朝鮮土地改良會社に於て企業者の依頼に基き事業の代行即調査設計事業費の代辦工事

の實施及維持管理を爲すことゝなれるを以て之を利用するときは上記特種機關設立に依りて得らるべき企業上の實益は其の大半を收め得べし。

八 農 事 改 良

(一) 水稻品種の改良

從來農家の栽培せる水稻は其の種子雜駁なる爲品質不良にして收量多からざりしを以て之が改良の必要を認め國庫より地方費に補助金を交付し系統的採種番を設置せしめ優良種普及面積百萬町歩の水稻種子更新を行ひつゝあり。

(二) 農事改良資金の供給

肥料の増施殊に自給肥料即綠肥堆肥の増産及販賣肥料の施用は其の獎勵に努めたりと雖農家は由來其の資金に乏しく之を借入るゝも金利甚だ高率にして肥料増施の有効なるを知り其の實行を希望するものも容易に之に着手し能はざる状態なり。

又肥料以外にも産米の改良増殖を圖るべき各種の農事改良に對し資金の融通を行ふ必要あるを以て之等に對し低利資金供給の計畫を樹てたり。其の實行豫定次の如し。

從來灌漑設備を有する番三十九萬町歩及本計畫に依り土地改良を施すべき三十五萬町歩合計七十四萬町歩に對し必要なる販賣肥料資金に加ふるに自給肥料資金及肥料以外の農事改良資金を以て大正十五

年には合計四千萬圓爾後毎年其の額を遞増し十四箇年に亘り資金の供給を行ひ最終に於て四千萬圓に達せしむる豫定なり。

尙綠肥堆肥其の他自給肥料の増産を圖るは極めて緊要なることなるを以て一定の計畫を樹て紫雲英、青刈大豆等の如き適當なる綠肥栽培の普及を圖るべく其の種子代金に對し補助金を交付し又栽培の實地指導を爲し或は堆肥の改良増産を指導し販賣肥料の購入斡旋を行ふ等の事業を遂行する爲め地方費に對し國庫より補助金を交付し本計畫の完成に資せむとす本補助金の正十五年度豫算額は二十萬圓にして將來事業の進展に伴ひ多少増加し大正二十四年に至る十箇年間に亘り實施の豫定なり。

九 本計畫の效果

本計畫完成の曉土地改良を實施したる地域に於ては工事直接の結果として收量の増加を來すの外其の土地に對し耕種法の改良を施し之れが結果と相俟て土地改良施行地域三十五萬町歩に於て約四百八十一萬石の米產額を増加し得べく土地改良を施行せざる地域に於て耕種法の改良に依り約三百四十萬石の增收を得べきを以て兩者を併せ本計畫に依り米產額の増加は約八百二十萬石の豫定にして其の内譯次の如し。

(一) 產米増加内譯

- (イ) 三十五萬町歩の土地改良事業完成に依り得らるべき增收高 二、八四〇、〇〇〇石

(ロ) 前記土地改良地域に對し施肥の増加並に耕種法の改良に依り得らるべき增收高

一、九二〇、〇〇〇石

(ハ) 土地改良を施行せざる百三十九萬町歩に對し耕種法の改良に依り得らるべき增收高

三、四四〇、〇〇〇石

計

八、二〇〇、〇〇〇石

(二) 米の輸移出増加見込

右増加數量中約三百萬石は朝鮮内に於ける米穀消費の増加に充當せらるべきを以て之を控除したる約五百萬石の輸移出を増加し得べく現在輸移出額約五百萬石と合し本計畫完成の上は約一千萬石の鮮米を内地に供給し得べき見込なり。

(三) 生産増加額と事業資金の比較

以上の説明を基礎とし試に本計畫に依る政府の支出金と企業家の負擔する事業費即本計畫施行に要する費用總額と每一箇年の生産増加額とを比較するに左の如し。

事業資金總額

三億五千百六十九萬二千圓

内 譯

土地改良事業資金

三億三百二十五萬圓

慶尚南道	一六五、一〇四・一	一一三、一四八・四	九〇・三	二七八、三四二・八	三・五	六・五	四・七	五・三	〇・五九	〇・四二	一・〇〇
黄海道	一三三、〇六六・八	四一一、〇〇四・一	一一、九五二・五	五五五、〇三三・四	二・九	七・一	四・三	五・七	〇・五八	一・八六	二・四四
平安南道	六四、六三三・三	三三二、九五九・一	五三九・〇	四〇三、三二・四	三・七	六・三	五・七	四・三	〇・三九	二・〇五	二・四四
平安北道	七七、七三三・五	三五、六六七・三	四七、四三三・四	四三、七九五・二	四・五	五・五	五・八	四・二	〇・四三	二・〇三	二・四五
江原道	八〇、六七三・六	二七、九五九・一	一八、九七三・二	三〇、〇六八・九	五・三	四・八	七・五	二・五	〇・四二	一・四八	一・八九
咸鏡南道	四四、七六六・六	三三、五七二・六	五七、八九五・五	四三、六三八・七	六・二	三・八	八・三	一・七	〇・二七	二・三九	二・六六
咸鏡北道	九、五四三・三	二四、四〇〇・九	四、一〇八・四	二八、〇六三・六	七・六	二・四	九・二	〇・八	〇・一四	三・〇一	三・一五
合計	一、五七、五八六・五	二、八八九・九・四	一五〇、五四〇・四	五五八、〇一九・九	三・六	六・四	六・四	三・六	〇・五八	一・二二	一・六九

備考

一、畚及田は主として土地臺帳に依る實測面積を示す。雖上記合計面積の内には畚一〇、一〇五町、田六三、九九二町の土地臺帳未登録耕地を包含せり。又火田は見込面積にして當年耕作に使用するものに限り掲記せり。

二、前號土地臺帳未登録の畚、田及火田は自作、小作の區分調査なきも大部分自作に屬するを以て自作小作の割合算出の場合に於ては自作地と看做せり。

第三章 氣象

朝鮮は位置東經百二十三度五十六分より百三十一度十一分に及び北緯三十三度六分より四十三度に亘り北方は大陸に接壤し東、西、南の三面は海に瀕す。氣象は所謂大陸性を帶び寒暑共に酷烈にして雨量尠く隨て天氣甚しく乾燥す。其の年平均氣溫は南部地方に於て攝氏十三度、中部地方に於て十度、北部地

方に於て四度乃至八度内外にして内地の本土中部地方及北海道と大差なきも春秋期間短く就中冬季最長く又晝夜氣溫の較差大にして時に二十五度に及ぶことあり。又雨雪の年量は概して寡少にして大部分八百耗乃至千耗にして南東岸に最多く北西に進むに従ひ遞減す即ち釜山元山地方は千四百耗に達し京城仁川地方は約千耗、平壤龍岩浦地方八九百耗にして更に北部内陸豆滿江上流地方に至りては五百耗に充たざる所あり之を内地に比すれば一般に甚だ寡少なり。然るに朝鮮に於ては六月より八月に至る三箇月間を降雨期と稱し十月より五月に至る期間は乾燥期と稱し雨期と乾燥期と截然たる區別あるは内地と著しく異なる點なり降雪は内地北部に比し一般に寡少にして降雪及霜の初終は年々遲速あるを免れざるも初霜は北部地方に在りては九月下旬に之を見るも他は概ね十月上旬より十一月上旬の間に在り終霜は釜山地方の三月下旬を最早とし北部地方に在りて五月上旬に至りて終るを常とす。初雪は北部高原地方に最早く十月下旬他は概ね十一月に見る東南岸是最遅れて十二月下旬にして時に年中雪を見ざることあり終雪は北部國境地方最遅く四月下旬にして釜山地方は三月上旬なり。

一般氣象の狀況右の如くにして其の農業に及ばず影響は概して良好なるが如し。其の主要なる點を擧げんに。

(一) 氣溫 年平均溫度は内地の同緯度地方に比し稍低しと雖朝鮮は夏期と冬期との氣溫の差甚しきが故に夏期の氣溫は割合に高く之に反し冬期の氣溫は甚しく低下す。故に朝鮮に於ては夏季の溫暖なる

期間に一代を終る作物は其の生育上比較的高溫を要するものと雖良く生育するに反し越冬を要する作物は寒氣に對する低抗力の強きものに非ざれば栽培上危險なり。即ち内地の溫暖なる地方に於て栽培成績充分ならざる陸地棉の如き朝鮮に於ては忠清南道に至る迄栽培せられて好成績を得つゝあり又生育上多くの光熱を要する鹹果類の朝鮮に於て比較的容易に栽培し得るに拘らず一方内地にて好成績なる柑橘類が朝鮮に於て殆ど望なきが如きは這般の事由を證明せり。而して夏期と冬期との氣溫の差甚しきことは一面春秋兩季節に於ける氣溫の變化急なりと看做すを得べく春季一旦氣溫の上昇し始むるときは頓に進むを以て作物の晩霜被害を蒙ること比較的僅少なり。

(二) 降水量 朝鮮の降水量の一般に寡少にして其の季節別に分配の偏倚せること前述の如し。即ち降雨期たる夏期に於て雨量の多きことは灌漑設備の乏しき朝鮮の稻作に非常に有利にして稻以外の農作物に在りても此の期間に生育作用を遂ぐるもの多きを以て是等に對し至便とする所なり。而して乾燥季に於ける降水量の少きは春播作物の發芽及麥の成熟等に障害を及ぼすことあるも一面養蠶果樹栽培等の良好に行はるゝ事由も亦茲に存せり。

(三) 日照時間 朝鮮は降雨雪の日數少く快晴日數多きを以て日照時間は内地に比し遙に多く作物、家畜に對し生活の「エネルギー」たる光熱を供給する時間豊富なるを以て朝鮮農業上利益とする所少からず。殊に作物の生育上多大の好影響を與へ夏期氣溫の高きと相俟て春夏季の日數短きの缺點を補ふ

て餘あり。即ち稻其の他夏作物は播種又は植付概して内地に比し遲きに拘らず夏期に至り急速に生育を遂げ秋冷至るに先ち收穫を終ることを得る狀況なり。

(四) 暴風雨 朝鮮には豪雨少からずと雖内地に於けるが如く強烈なる暴風雨に依り農作物の害せらるゝこと極めて少く殊に内地に於て稻作の最大危險たる二百十日、二百二十日の厄日を見ざるが如きは至便とする所なり。

之を要するに朝鮮氣象は農業上一大天恵を有し其の經營上一般に好影響を與ふること甚大なるを知る。朝鮮の事情に通せざる者或は朝鮮の氣象を以て農作上不利と爲す者少からずと雖其の所由なきこと自から明らかなりと謂ふべし。左に稻作に關係最著大なる氣溫及日照時間に付き内地朝鮮間の比較を表示せむとす。

内地朝鮮に於ける氣溫比較

同緯度地方	年 平 均	稻 作 期 間					氣 溫
		六 月	七 月	八 月	九 月	以 上 平 均	
〔木浦〕 〔京城〕 〔東鮮地〕	三三・二度 三三・九度 三〇・九度	三〇・四度 三〇・五度 二九・二度	三三・四度 三三・五度 三二・〇度	三三・四度 三三・五度 三二・〇度	二五・〇度 二五・五度 二五・九度	三二・八度 三二・九度 二九・三度	三三・二度 三三・〇度 三三・八度
〔山形〕 〔京城〕 〔東鮮地〕	三〇・九度 三〇・九度 二七・七度	二九・二度 二九・三度 二八・〇度	三二・四度 三二・五度 三〇・九度	三二・四度 三二・五度 三〇・九度	二五・〇度 二五・五度 二五・九度	三二・八度 三二・九度 二九・三度	三三・二度 三三・〇度 三三・八度

第四章 作物

備考 計數は大正五年乃至十二年の平均に依る。

同緯度地方	年晝時間に對する日照時間の%		作物期間				日照時間		計數
	六	七	八	九	月	日	月	時	
木東浦京内朝地鮮	四三・五	一五・四	二五・六	三六・五	二二・四	四九・六	八四・五	七三・元	
京京城内朝地鮮	三六・七	一七・五	二八・六	三〇・七	二九・四	四三・元	八五・五	七三・元	
山形城内朝地鮮	三六・七	一七・五	二八・六	三〇・七	二九・四	四三・元	八五・五	七三・元	
水平壤内朝地鮮	三六・七	一七・五	二八・六	三〇・七	二九・四	四三・元	八五・五	七三・元	
龍岩浦内朝地鮮	三六・七	一七・五	二八・六	三〇・七	二九・四	四三・元	八五・五	七三・元	

備考 計數は氣象觀測開始より大正十三年迄の平均に依る。

内地及朝鮮に於ける日照時間數比較

水平壤内朝地鮮	九二・二	二〇・三	二七・九	二四・三	一八・七	二〇・二
龍岩浦内朝地鮮	一〇・二	一六・二	二〇・〇	二四・八	一八・四	一九・一

第一節 米

始政當初に於ける一般農民の經濟狀態は極めて貧弱にして秋收期小作料を納め且つ多少の米豆を放賣して舊債を償ふに於ては殘餘幾許もなく早春既に食盡き或は地主に高利の食糧を借り或は山野に草根木皮を漁り辛うじて露命を繋ぐの狀態に在り。爲に春季農繁時期に入るも食糧不足の爲完全に勞役に服する能はざる者所在甚だ多く當局者は夙に農家の食糧充實を圖るの急務なるを看取したり。加之内地に於ける米の需要は近年著しく増加し來り今後益増加の趨勢なるを以て朝鮮に於て産米の増殖を企圖し一は以て之を内地に移出し食糧需給の安定に資すると共に一は朝鮮に於ける經濟の振興向上に資せむことを期せり。

翻て朝鮮に於ける米作の狀態を按するに其の氣象、土質等天然の要素は米作に好適し又耕地を改良擴張して米作に供すべき餘地頗る多く耕作に従事すべき農民の數も亦頗る饒多にして韓國政府時代多年稅政の結果農家は疲弊し土地は荒廢し生産の改良増殖を企圖すべき意氣と資本と設備とに缺如せる爲生産の改良増殖行はるゝに至らざりしと雖若し近來に於ける科學的施設を行ひ適當の方法を以て農民を指導するに於ては産米事業の振作を期し得べきこと明なり。依て積極的施設として(イ)生産の増加と品質の改良を行ひ(ロ)産米の輸移出増加を圖ると共に一面消極的施設として麥類、粟、甘藷、馬鈴薯等の補食作物を増殖し産米の半島内に於ける消費を抑制するの方針を採り來れり。而して此の方針に基き施設獎勵せる

事項を述べれば左の如し。

(一) 栽培地の擴張及改善 耕地の部に述べたり。

(二) 品種改良

(イ) 優良品種の普及 在來米種は幾多雜駁なる品種を混淆し收量品質共に劣等なるに依り優良品種

の普及を以て稻作改良上第一の要件として最大の努力を傾注せり。即ち勸業模範場及道種苗場に於て優良品種を選出し道は採種畚を設けて是が種子の育成を爲し農民に配付すると共に民間に生産せる優良品種の種粃とを在來品種の種粃とを交換せしめ兩々相俟て優良品種の普及を行へり。然れども之が實施の初めに於ては農民其の成績を狐疑し又は何等事由なくして栽培を嫌忌せしを以て生産品品評會、立毛品評會又は講習會等を開催し優良品種栽培の有利なることを宣傳すると共に種子の無償配付を行ひたり。其の後獎勵の趣旨徹底するに従ひ漸次若干の代價を徴して種子の配付を行ひ遂に全部の有償配付を行ふに至れり。又民間の種子交換は道郡吏員指導監督の下に優良品種に對し若干の割増を付して在來粃と交換せしむることゝ爲せり。而して大正十四年に於ける優良品種の作付反別は百十萬町歩を超へ總作付反別の七割餘を占め殊に南鮮方面に於ては平均七割五分を占め中部以北の一部地方を除き大體に於て之か普及を了するに至れり。

(ロ) 優良品種の種子更新 然りと雖優良品種の廣く農家に普及せられ栽培數年に及ぶときは所謂優

良品種なるもの、中異品種の種子を混淆し其の特性劣變し其の生産米の品質に於て將又收量に於て共に在來種に異ならざるが如きもの漸次増加し折角優良品種普及の效果も之を失はんとするが如き趨勢を示せるを以て茲に優良品種の種子更新の途を按し道をして其の道種苗場に於て純良なる原種を育成し依て得たる種子は郡及面に設置せる系統的採種番に於て之を育成増殖し一般農家に配付し以て四箇年若は五箇年毎に優良品種普及面積全部の種子更新を行はしむるの方針を定め大正六年より之が實行を督勵せる結果各道に於て其の計畫を樹て實行に勉めたるも各種の困難ありて豫期の成績を舉ぐる能はざりしが故に右の系統的採種番中從來其の經營最困難とせられたる最下級の採種番に對し國庫補助金を交付し大正十一年以降五箇年間に優良品種普及面積全部の種子更新をなさしむるの計畫を樹て之が實行中に在り。

(ハ) 在來種の改良 現在に於ける優良品種なるものは相當灌漑の行はるゝ所に非ざれば栽培すること能はず又甚しく用水の不足せる番に對し適應せる優良品種の選出を爲すが如きは頗る困難なるを以て今後と雖在來種の栽培を爲さざるべからざる地域甚だ廣し。然るに在來種は品種頗る多く且各種混淆し極めて雜駁なるものにして品質收量共に劣等なり。就中赤米の混淆多きを以て外觀を損し精白歩合を減殺し爲に市價を墜すること甚し。依て地方に於て廣く栽培せられ且成績優良と認めらるゝものに就き選穗に依りて種子を採取せしむることゝし大正三年以來之を實行しつゝあり。選穗の

實行は稍見るべきものあるも未だ一般に行はるゝに至らず。従て在來種採種番の設置の如き實行十分ならざるを以て今日に於ける在來種の改良は未だ著しき成績を擧ぐるに至らざるも近時優良品種に於けると同様の方法により在來品種の統一並之が種子更新を行ふものあるを以て今後に於ける改良の實績見るべきものあるべし。

(三) 陸稻栽培の改良 陸稻栽培は其の面積二萬八千餘町歩、收穫高十六萬石に過ぎざるを以て稻作全體より見れば極めて少部分なりとす。而も作付の擴張は氣候風土等の關係よりして遽に獎勵し難きものあるを以て主として品種の改良に意を用ひ之が獎勵を爲しつゝあり。今や總作付反別の二割五分に

優良品種の普及を見るに至れり。而して晩近北部地方に於て陸稻栽培の有利なるを認め急激なる栽培の増加を見るに至れる地方あり今後に於ける陸稻栽培は稍や有望視せらるゝに至れり。

(四) 苗代の改良 往來短冊形苗代の獎勵をなし苗代期に於ける害虫の防除及雜草等の拔取に便ならしめたるが近年更に苗代に於ける薄播の必要を痛感せらるゝものあるを以て之が獎勵に力を致せりと雖從來の農法極めて粗笨なるを以て一般農家の實行容易ならざるものあり。

(五) 肥料の施用 朝鮮の農家は一般に施肥に對する觀念頗幼稚にして特に畜には施肥を爲さざるか若は二年又は三年目に施肥するを普通と爲せり。故に肥料の施用は米作改良上緊急の必要なるも始政當時に於ては農家の經濟及農民の智識程度に鑑み先以て堆肥、人糞尿、綠肥等自給肥料の製造施用より

獎勵し金肥は寧ろ抑止するの方針を採りたり。其の後農家の經濟稍向上し農民の智識程度も幾分の進歩を認めたるを以て大正八年より一般に對し金肥の施用を獎勵せり。而して近時土地改良事業の進展と優良品種の普及とは土中養分の消費を増大し益々之が補給の必要に迫られたるを以て別に述ぶるところの肥料増殖計畫を樹立し大正十五年度以降に於て配料の増殖に對し積極的獎勵を加ふる事となり。(肥料の章參照)

(六) 稗拔 水稻に稗の混植甚しく爲に收量を減し產米の品質を損し殊に輸移出米としての聲價頗る失

墜せらるゝを以て苗代及本畓に於て稗の拔取を勵行せしめたり。今後稗の全滅を期するには尙前途遠なりと雖近來畓に於ける稗の著しく減少せるは一般に認めらるゝ所なり。

(七) 害蟲驅除豫防 稻の害蟲として見るべきは浮塵子及螟蟲にして特に浮塵子は其の害恐るべきものなるを以て害蟲驅除豫防規則を發布し以て害蟲の驅除豫防の勵行を期せり。然れども未だ充分の效果を見るに至らざるを以て大正十五年度より之が驅除豫防の爲め現金支出を要するものに對しては相當補助の途を講じ之の徹底を期することとせり。

(八) 適期の刈取 農法の粗放、農民の放漫及地主對小作者間の折合圓滿ならざる等の爲從來稻の刈取適期に行はれず。枯熟期を過くるも久しく畓に曝露し爲に產米の收量及品質を減傷すること少からず依て適期の刈取を指導督勵し此の弊風の矯正を期したるに幸にして大略豫期の成績を得現今に於ては

昔日の如く極端に刈取を遅延するもの殆ど之なきに至れり。

(九) 乾燥調製の改良 朝鮮の大氣は濕度低く稻及粳の乾燥容易なるに拘らず刈取後の乾燥又は脱穀後

若は粳摺前に於ける粳乾を行はざる爲貯藏中甚しく米質を損し春期後に於て或はえび米を混入し或は臭氣を發するに至るを以て刈稻の平乾又は稻架乾と脱穀後及粳摺前に於ける粳乾を勵行せしめたり。

在來の調製法は直接地上に於て稻を石又は臼等に打ち付け脱穀せる後僅に天然の風力に依り土砂塵埃を除去し直に之を包裝するが故に粳中に混入せる土砂の類夥しく爲に之を玄米と爲すも夾雜物多きを以て乾燥の不良なると相俟て玄米の品質を損し内地取引の用に供する能はざるに至れり。依て脱穀作業は薙の上にて成るべく稻扱を用ひて行はしめ又は粘土叩き調製場を造りて薙敷に代へしめ以て石の混入を防ぐと共に唐箕、萬石等を用ひて夾雜物の除去を行はしめたり。

稻扱器、唐箕、篩等の調製用具及薙織機等は出來得る限り地方費を以て購入し之を農家に配付し農民に於て其の便利を理解するに及び漸次共同購入を勸誘し一面是等器具の使用方に就き傳習を行へり。而して調製器具の使用は相當普及するに至れるも地方市場に出廻の粳に夾雜物頗る夥しきものあり極力矯正の途を講しつゝあり大正十二年よりは薙敷調製の勵行に關し各道步調を一にし之が徹底的實行を期せんとし特に之が集注的指導部落を定め官民協力して督勵せるを以て農民の自覺と相俟つて之れ等督勵部落生産粳は著しく改善せらるゝに至れり。

(十)

玄米調製

從來米穀の販賣は粃の儘にて行はれ内地人の農業經營者に於てすら玄米調製を爲すもの殆ど皆無の有様にして粃摺作業は専ら商人の手に依りて行はれたり。加之朝鮮人農家の飯米は玄米の調製を行はず粃より直ちに精白する舊慣にして此の方法は農家の勞力を利用する點よりするも白米の歩止り及粃摺の副産物たる粃殻利用の點よりするも又玄米調製の完全を期する點よりするも將又農民をして産米改良の實績を的確に會得せしむる點よりするも決して喜ぶべき所に非ず、依て粃摺用器の無代配付を爲し又は共同購入を奨勵し漸次玄米調製を促せり。玄米調製は先以て移民其の他内地人營農者に於て行はれ次で内地人營農者の居住多き地方に於ける鮮人に普及し今日に於ては各地共多少之が實行を見るに至り殊に前記せる乾燥調製改良督勵部落等に於ては其の改良生産物を有利に販賣せしめんか爲め特に玄米調製を奨勵せるを以て之が調製をなすもの急激に増加し一般的にも其の機運を醸成し。特に組合組織により動力農具を設備し玄米調製をなすものに對し道に於て相當補助の途を講じ其の發達を圖りたる結果大正十四年度末に於ける之れ等組合の數は百三十を超え何れも良好なる成績を示しつつあるを以て今後農家に於ける玄米調製事業は著しき進展を見るに至れり。然れども農家をして産米全部の玄米調製を行はしめむとせば倉庫の普及並金融の便を圖る等困難なる事情ありて遽に農家一般に之が勵行を望むこと能はざる事情に在るが故に今日に於ける玄米調製奨勵の成績も之を全體より見るときは極めて微々たるものなり。

(七) 米穀検査 前述せる如く朝鮮米は乾燥不良、調製粗笨之に加ふるに包装不完全にして容量不統一

なりし爲市價貴からざりしのみならず其の取引亦圓滑を失し輸移出の促進を期するに遺憾少からざるを以て米穀中其の取引數量最も多く且如上の缺點最甚しき玄米に對し第一着に改善の實を圖る爲大正四年米穀検査規則を發布し爾來地方費の事業として検査を施行し來れり。此の結果は多大の好成績を奏し今日の輸移出米は検査施行以前のものに比し實に雲泥の差を生し其の優良なるものに至りては好評讃々として内地優良米に比するも些の遜色を認めず。尙白米の輸移出漸次増加し之か検査の必要を認めたるを以て大正十一年七月検査規則を改正し玄米と共に之か検査を實施することゝなし爾後數回に亘り必要な改正を行ひ今日に及べり。(詳細は後節穀物検査の項參照)

(八) 販路の擴張 始政當初に於ては米穀需要の狀況及運輸交通の設備、税制及經濟金融等諸般の狀態

今日と霄壤も雷ならざる差ありしを以て産米の販路開拓に付ては相當苦心を要せり。依て先以て從來課し來れる米及粳に對する朝鮮輸移出税を廢して内地及滿洲への出荷を奨勵し次で内地に於ける移入税を撤廢し以て内地移出に便し又一面産米改良の實績舉るに及び内地取引市場に於ける受渡代用米として使用せしむることゝし大に鮮米の内地取引を圓滑ならしめ、その品質の改良と相俟つて内地各方面の需要激増し今や朝鮮米の内地に於ける仕向地は茨城、岩手、秋田及沖繩の四縣を除き一道三府三十九縣の廣きに亘り此の仕向量の多きは地理的竝に商取引の關係上本州西部、中部九州及四國等の順

位にあるも近時關東地方に於て頗る歡迎せらるゝところとなり東京府に對する仕向高三十有餘萬石を算するに至れり。

以上諸般の施設獎勵事項中成績最も良好なるは優良品種の普及にして、今や如何なる僻陬の農民と雖早神力、穀良都若は日の出等其の地方に獎勵せらるゝ米種の名稱及其の栽培の有利なることを知らざるもなく是れに依りて擧げらるゝ年增收額大約三百有萬餘石と推定せらる。又乾燥調製の改良に就ては農家に於ける實行未だ普からずと雖米穀検査施行の結果と相俟て輸移出立米の改良せられたることは亦爭ふべからざる事實にして内地市場に於ける朝鮮米の聲價大いに揚り始政以來十餘年の今日全く朝鮮米の面目を一新せりと稱するも過言に非ず。其の他の施設獎勵事項も仔細に點檢するときは徹底を缺き其の終局の効果を擧ぐるは寧ろ今後にあること前述せるが如しと雖而も優良品種の普及及乾燥調製の改良と相俟て朝鮮産米の生産を増加し品質を向上せる効果は實に大なりと謂ふべく左表に示せる生産額及輸移出額の増加は能く之を證明するに足るべし。

米 生 産 額

年	次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價	額	指數
明治四十三年		一、五三、七七一町	100	104.4センチ石	100	0.6九石	100	九三、六、九五九円		100

同	四十	同	一、五九九、〇三三	一〇三	二一、五八八、三三三	一一	〇、八二七	二六	一四、七三〇、〇三三	一五
大	正	元	一、四七一、七五四	一〇四	一〇、八五五、〇五五	一〇四	〇、六六五	一〇〇	一七、四五四、〇七九	一四
同	二	年	一、四七〇、〇七八	一〇六	二二、一〇九、八四〇	一六	〇、八三二	二八	一六、五五六、九〇三	三四
同	三	年	一、四四〇、〇二四	一〇九	一四、一〇一、五七八	一六	〇、九五三	二四	一六、三三〇、四〇〇	一八
同	四	年	一、四九八、〇三〇	一一二	二二、八四六、〇八五	二二	〇、八六三	二二	二八、七八〇、六二九	二六
同	五	年	一、五二八、八四四	一一三	三三、九三三、〇〇九	二四	〇、九一七	一九	二六、三三九、二七三	二六
同	六	年	一、五二八、九六三	一一三	三三、六六七、八九五	二二	〇、八九五	二六	三四、六六一、一〇〇	二四
同	七	年	一、五四八、一七〇	一一四	一五、二九六、〇〇九	一四七	〇、九八八	二八	四三、一九四、四一五	四五
同	八	年	一、五三七、七九七	一一四	二七、〇八二、〇一八	二二	〇、九三六	一〇七	五二、三三六、六五五	五五
同	九	年	一、五五五、四〇六	一一五	一四、八八二、三三三	一四三	〇、九五七	二四	五四、九五〇、二一〇	五九
同	十	年	一、五三一、五四六	一一三	一四、三三四、八三三	一三八	〇、九三五	二三	三二、一二六、九三九	三〇
同	十一	年	一、五五七、九四九	一一五	一五、〇四一、二九二	一四四	〇、九六四	二五	四三、四二八、〇四二	四六
同	十二	年	一、五五〇、三九九	一一五	一五、一七四、四四五	一四六	〇、九七八	二七	四〇、四二二、一六八	四五
同	十三	年	一、五七五、七六	一二七	二三、三九一、三三三	一〇〇	〇、八〇四	一〇四	四三、八二八、四三三	四七
同	十四	年	一、五八五、二二六	一二七	一四、七七三、〇三三	一四二	〇、九三三	三三	—	—

備考 大正八年に於て收穫高の減少したるは近年稀有の旱害に罹りたるに因る。

米 輸 移 出 額

年次	數量	指數	價額	指數	上記の内地移出額		
					數量	指數	價額
明治四十四年	五四〇、〇六三 ^五	一〇〇	五、三六三、七三 ^四	一〇〇	三八、六三 ^五	一〇〇	二、八六六、二〇 ^四
大正元年	五四三、三九七	一〇〇	七、五四八、八七九	一四二	三三、七六六	一四四	四、五七〇、九八
同 二 年	八七四、五九五	一六二	一四、四〇九、三三七	二七五	六九七、四二	三六	二、四二二、二九二
同 三 年	一、三六九、〇三四	二五三	一七、二六三、七三	三四	一、二七五、四七	九〇	一四、二五四、一五四
同 四 年	二、五八一、八一	四七二	二四、五二一、三四五	四六五	二、三三七、三二	七三	二、三三三、八六八
同 五 年	一、七〇〇、〇九	三二四	一九、四四〇、一〇五	三六七	一、二九四、七二	四九	一四、三六〇、九二
同 六 年	一、五五二、八七	三三三	二七、四六七、九二	五〇〇	一、二六八、五八	三九	一七、八八二、四〇
同 七 年	二、三〇三、二五	三九〇	六、五九一、一〇三	一、二六六	二、二九八、八三	六六	一六、六三三、七三
同 八 年	二、六〇〇、三三	五四四	一一、〇〇八、六五四	二、〇八三	二、八七三、八七	九〇	一六、五五〇、三六八
同 九 年	二、二〇五、七〇	三八七	七、七五四、一九四	一、四六八	一、九八六、五五	六三	七、三二四、一七
同 十 年	三、五五六、二〇	六五四	九、三八二、九七	一、七五七	三、三三七、四五	一、〇六	八、八九五、六三
同 十 一 年	三、三三〇、三九	五九〇	九、五八〇、五三	一、八二三	三、二一八、〇三	一、〇六	九、三六七、八〇
同 十 二 年	四、〇〇四、五七	七五二	一一、三九〇、四三	二、一五五	四、〇五二、七六	一、三二	二、三、九五四、二六
同 十 三 年	四、八六六、四三	八九八	一六、四八三、四四	三、一二三	四、八八七、三九	一、五五	二、三、四四九、二二
同 十 四 年	四、七六六、六八	八七五	一五、一六三、七四	三、二七七	四、七四五、〇六	一、五五	二、三、六五八、八八

備考 一、指數の基準を明治四十四年と爲したるは同年輸移出額は明治四十三年の生産に係るものと看做したるに因る。

二、大正九年の輸移出は大正八年の生産に係るものにして其の數量の減少は前年の早害に因る。

以上は始政以後大正十四年迄の實績を示せる所なるが大正九年度より一部の實行に着手せる朝鮮產米増殖計畫は更に今般改訂を加へ大正十五年度以降の十四箇年を期し所期の目的を達する爲に全般的實行を見るに至れるを以て今後の増殖改良は一段の進展を見るべし。

朝鮮產米増殖計畫は土地改良事業と耕種法の改良とを併せ行ふものにして土地改良に付ては前章耕地の部に於て述べたる所なるが耕種法の改良に就ては(イ)金肥の使用を奨励すると共に其の購買資金を斡旋すること(ロ)系統的採種番の設置を助成すること(ハ)米作改良に關し實地指導に當らしむる爲地方廳に農業技術員を配置すること等各般の施設に就き調査又は實行中に屬す。而して右計劃完成の曉に於ては產米大約八百二十一萬石を増殖すると共に其の品質を向上し以て(一)内地食糧問題の解決に資すると共に(二)鮮内に於ける食糧需要の増加に備へ且(三)農家經濟の向上延ては朝鮮經濟の振興を圖るに在り。

第二節 麥 類

麥類は農家の食糧として最重要なるものに屬するのみならず小麥に在りては内地に於ける需要年と共に喚起せられ又一面朝鮮に於ける小麥粉の輸入は相當の額に上り之が輸入を防遏するの必要あるを以て始政以來麥類の増殖に付ては種々努力し來れり其の要領を擧ぐれば左の如し。

(一) 作付反別の擴張 麥の田作面積は始政當初に於ては田全面積の三割五分に過ぎず。又番作としては僅かに十萬町歩にして番全面積の一割に達せざるを以て作付反別擴張の餘地を認むると同時に殊に

田地の分布少き南鮮地方に於ては番の二毛作として麥作擴張の必要を感じしを以て番田兩方面に對し作付の擴張を獎勵し其の結果始政當初に比し番作は十割、田作は三割強の増加を示せり。

- (二) 優良品種の普及 勸業模範場及道種苗場をして優良品種の選定を爲さしめ又地方費より補助金を交付して農事團體、篤農家等をして採種田を設置せしめ依て得たる種子を一般農家に配付栽培せしむると同時に既に民間に普及せる優良品種と在來種との種子交換を行はしめ以て之が普及を圖れり。然れども優良品種として選定せられたるもの未だ少く又是等優良品種の品質、收量等を在來種に比するに水稻に於けるが如く著しく差異あるもの少きを以て其の普及成績は未だ甚だ振はす。總作付反別に對し大麥は約一割四分、小麥は九分に過ぎず。

- (三) 肥料の増施 麥作は肥料を要すること比較的多量なるを以て從來より若干の施肥を爲すの慣習あり。故に麥の作付面積の擴張には先以て肥料の準備を要し反當收量増加を圖るにも之が増施を第一要件となすが故に自給肥料の製造を獎勵し此の缺陷を補ふこととせり。然して麥作に對する金肥の施用は硫酸過磷酸石灰等の有利なるを認識するに至れり。

- (四) 病蟲害の驅除豫防 麥類一般に對する麥奴に依る被害及小麥胡椒病の被害甚しきを以て麥奴に付ては麥穗の拔取を、又胡椒病に付ては種子の篩選を獎勵せるも未だ一般に徹底的實行を見るに至らず
- (五) 乾燥調製の改良 從來農家の行ひ來れる乾燥調製は頗る粗惡にして其の調製品は到底商品たるに

適せざるを以て販賣に供すべきものに付ては乾燥調製の改良を奨励せり。

(六) 釀麥酒原料大麥の栽培 内地に於ける麥酒釀造用原料たる大麥は年々八萬石に達するも殆ど全部

外國産に仰ぎ來れり然るに朝鮮の南部地方は此栽培を行ひ得べく試作の結果慶尙南北兩道にては必要に應じ「ゴールデンメロン」の栽培を行ひ得べきを確めたり。

麥 生 産 額

種 別	年 次	作 付	反 別	指 數	收 穫	高	指 數	反 當	收 量	指 數	價	額	指 數
大 麥	明治四十三年		五五、九五七 _町	100	四、七四六、九六五 _石		100		〇、八八四 _石	100	一五、八六六、五九四 _円		100
	大正十年		八〇七、四三六	100	七、六二五、五〇〇		100		〇、九八九	100	五七、六〇六、一〇六		100
	同 十一年		八六、三〇一	100	六、八九七、七三三		100		〇、八三五	101	五七、七〇、三三五		100
	同 十二年		八三、一四五	100	六、〇〇〇、九一九		100		〇、七四三	99	四六、一〇一、八三四		100
	同 十三年		八二、四一八	100	七、二六八、〇〇〇		100		〇、八八三	107	七四、五九、六三三		100
小 麥	明治四十三年		八八、二六七	100	七、八五八、八九八		100		〇、九四四	115	—		100
	大正十年		三三七、三九二	100	一、二〇五、九七二		100		〇、四九七	100	六、六七五、八三七		100
	同 十一年		三三三、一九九	100	二、一七〇、五五五		100		〇、五〇七	113	三二、二七五、五三三		100
	同 十二年		三五六、二五九	100	二、〇五七、四〇九		100		〇、五〇七	114	二九、七〇、一八八		100
	同 十三年		三五六、二五九	100	一、六七九、八七二		100		〇、四七三	95	三三、九三、二五三		100

る栽培法に據るも尙相當の收穫を得るを以て始政當時に於て各種の作物悉く内地の生産狀態に比し著しき遜色ありしに似ず獨り大豆は其の品質及收量に於て内地と大なる徑庭なかりしのみならず咸鏡南道端川、安邊及京畿道長湍産の如きは内地産を凌駕する優良品を生産しつゝありたり。而して其の當時生産額は三百萬石、輸移出額は六十萬石内外なりしも乾燥調製の不良、異品種の混淆等の爲朝鮮大豆固有の特色を發揮すること能はず。加之包裝不完全の爲荷傷を生じ取引上常に故障頻出の有様に在りたり。

朝鮮大豆は粒形色澤共に優秀にして蛋白質に富み最も食用に適し殊に内地に在りては豆腐製造、味噌醬油釀造用として愛好せらるゝを以て内地市場に於ける聲價は常に滿洲大豆の上に在り。且又内地に於ける大豆の供給不足は年々累増の狀況に在るを以て朝鮮大豆の増殖は多々益辨すと稱するも不可なし依て生産の増加に努むると共に上述の如き缺點を除去せむことを期し左記の施設を講ぜり。

(一) 優良品種の普及　大體米麥と同様の方法に依り優良品種の普及に努めつゝあるも優良品種の選出頗る困難なると既に選出せられたる優良品種も其の特性著しからざる爲普及成績良好ならず。栽培面積は全體の二割七分に過ぎず。

(二) 種子の粒選　播下する種子中異品種を混在する爲收穫物には依然異品種を混淆し且つ其の收量を減少し栽培上不利少からざるのみならず販賣の際價格亦低下するを以て在來品種中優良と認むるものに付き粒選を必行せしむることゝし其の實行に就ては講習講話の開催、粒選品の點檢、技術員の巡回

督勵等の方法を採れり。而して粒選に就ては古來多少之に類似せる慣習の存する地方あり比較的瞭解容易なりし等の原因に依り成績も相當良好なるを得たり。

(三) 乾燥調製の改良 大體米の乾燥調製改良に準して之を奨勵せるも農家に於ける實行は未だ一般に徹底せず大部分は輸出商人の手に依り行はれつゝある状態なり。

(四) 大豆検査 穀物検査の節に述べむとす。

以上施設の遂行と共に大豆の生産額及輸出額の増加は著しきものあり。其の趨勢左の如し。

大豆生産額

年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	指數
明治四十三年	四八、〇五三町	100	二、七六、三五八石	100	〇、五五三町	100	三、九〇、四九四町	100
大正十年	七九、〇〇〇	121	四、六九、二八八	170	〇、五九三	125	六、四〇、〇〇七	四七四
同 十一年	七六、〇〇五	123	四、五六、八六六	164	〇、五七七	101	六、〇六、八〇二	五一〇
同 十二年	八五、八七六	125	四、四一、四六七	162	〇、五七六	101	七、六七、五五、六六	五〇〇
同 十三年	七六、八元	124	三、六五、七六三	134	〇、四九六	八二	六、六〇、一五二	四六六
同 十四年	八〇、四九五	125	四、六二、〇三三	162	〇、五七四	101	—	—

備考 大正八年は旱魃の爲收穫減少せり。

大豆輸移出額

年次	數	量	指	數	價	額	指	數
明治四十四年		六七八、〇九石		100		四、三六一、八七四		100
大正十年		一、七六三、四二六		二六〇		三、八六七、五九七		五二四
同 十一年		一、四四五、六八		二四		三、〇三三、九六五		五〇五
同 十二年		一、二八二、九〇		一九〇		二〇、八七二、五四		四七七
同 十三年		一、四〇二、九〇三		二〇七		二五、一九八、三六		五七八
同 十四年		一、〇〇四、六八		一四八		二〇、五五二、四五三		四七一

備考 (一)大正九年の減少は前年の旱害に因る。(二)輸移出先は殆ど全部内地なり。

第四節 穀物検査

始政以來銳意米穀改良に意を用ひたると販路開拓上諸般の施設を試みたる結果朝鮮産穀物の需要漸次増進し輸移出額増加せり。然れども一般農家は未だ乾燥調製に意を用ゐざる爲輸移出商人の手に依り再製改装するの狀況なりしを以て異品種、土砂其の他夾雜物の混入、乾燥の不充分、包装の不完全等非難の聲囂々たるに至り内地移出を阻止するの虞ありたるに依り穀物検査の制を布くに至れり。

(一) 米穀検査 法令に基く検査制度の開始に先ち木浦商業會議所は明治四十二年より輸移出玄米検査

を實施し其の成績相當見るべきものありしを以て大正二年六月總督府は各道長官に通牒し地方廳監督の下に商業會議所又は穀物同業組合をして輸移出米の検査を勵行せしめしに鎮南浦、仁川、釜山の三商業會議所及京畿道平澤、慶尙北道大邱外四箇所の穀物組合相踵て検査を開始し好結果を得たり。然るに検査に關し未だ據るべき法令なく普く朝鮮米改良の實を擧ぐるに遺憾少からざるに鑑み大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を公布し次て之が實績に徴し大正六年九月同規則を改正したるも米穀の改良進捗と販路擴張に伴ひ尙改善の餘地あると白米検査をも各道に實施するの要あり且實際取引に不便あるに鑑み更に大正十一年七月同規則の改正を行ひ其後大正十二年三月、十三年三月十四年三月及十四年十二月同規則の一部を改正し現在に及べり現在検査規則の要點を擧ぐれば左の如し。

(イ) 検査は道長官の權限の下に地方費の事業として行ふこと。

(ロ) 道知事の指定する地より朝鮮產玄米又は白米を輸出、移出又は他の道に搬出する場合は必らず検査を受けること。

(ハ) 品質及乾燥不良のもの異年度產米の混淆せるもの又は石、土、稗、粃、蝦米、青米、死米、赤米碎米其の他の夾雜物の混入規定の制限を超ゆるもの。其の他容量包裝等一定の條件に該當せざるもの、輸移出を禁すること。

(ニ) 朝鮮米の缺點中非難最も著しき蝦米又は石の混入に付ては特に嚴重なる規定を設け輸移出を制限

すること。検査済玄米にして石の混入なしと認むるものには検査請求人の請求に依り石拔證印を押捺すること。

(ホ) 等級を玄米は特等、一等、二等、三等、四等及等外、白米は特等、一等、二等及等外に分ち等外と不合格品の輸移出を禁すること。特別の必要あるときは等級に拘らず輸移出又は他道に搬出し得ること。

(ヘ) 容量を玄米は四斗、白米は八斗、布袋入二斗とすること。布袋は玄米白米共八斗は六百匁以上の吠を白米の布袋入は三十五匁以上の布袋を用ひ繩掛の方法を一定すること。特別の必要あるときは之に異りたる標準(主として輸出入白米八斗入、麻袋二ブード入)に依らしめ得ること。

(ト) 各道の検査標準は總督府の承認を受けしむること。

(チ) 總督府に於て各道の検査標準を統一すること但し夾雜物中赤米に付ては生産地の狀況に依り俄に劃一を望むべからざるを以て道に依り其の混入割合を異にすること。

(ニ) 大豆検査 大豆は輸移出品中米に次ぎ重要なものにして從來内地市場に於ける非難は米の如く喧しからざりしと雖乾燥調製及包装の不良、夾雜物の混入等に付き非難の爲聲價を失墜すること少からざりしを以て大正六年九月府令を以て大豆検査規則を發布し、米穀検査に準したる規定を設け各道をして検査を施行せしめしが更に米穀検査と同様の理由に依り大正十一年七月同規則の改正を行ひ其

後大正十三年三月及十四年三月一部を改正せり。

(三) 小麥検査 小麥の生産地にして内地移出品の大部分を供給する黃海道に於ては大正七年平安南道に於ては大正十年より検査を開始せり、右は府令の發布なきも米穀検査規則に準したる検査規則を道令に依り發布し、米穀検査と略同様の要件に付検査を爲しつゝあり。

(四) 菜豆、豌豆及小豆検査 咸鏡北道は菜豆、豌豆、咸鏡南道は小豆、菜豆、黃海道は小豆産出多く内地又は外國に輸移出せらるゝもの相當多量にして品質頗る優良なるに拘らず其の品質に相當する聲價を發揮すること能はざるの遺憾ありしに依り咸鏡北道は大正九年、咸鏡南道は大正十一年、黃海道は大正十三年より道令に依り検査規則を發布し大豆検査に準し検査を爲しつゝあり。

現在に於て検査制度を設けたる穀物は上述せる玄米、白米、小麥、大豆、菜豆、豌豆及小豆の七種にして大豆は十三道全部に亘り一齊施行し、玄米及白米は輸移出殆ど皆無なる江原、咸北を除きたる爾餘の十一道に於て施行し、其の他の穀物は道の任意とするを以て小麥は平安南道に小麥及小豆は黃海道に、菜豆及豌豆は咸鏡北道、小豆及菜豆は咸鏡南道に施行せられ現在検査所の數百六十二箇所、検査所長、主事、検査員、書記又は助手の數は二百九十五人を算せり。

穀物検査施行以來其の成績最も良好にして粃、土砂、其の他の夾雜物の混入を減少し容量及包裝を一定し以て朝鮮穀物の聲價を昂上すると共に鮮内及鮮外に於て取引安全且確實に行はれ検査當初に比し内地

同格品との値開一圓方縮少するの利益を生ずるに至り、其の間接の効果として農家は乾燥、調製に注意を拂ふと共に玄米調製の機運を助長し來り朝鮮産穀物の改良上多大の成績を示せり。最近三箇年の検査成績を表示すれば左の如し。

産穀年度	等級	検査總數	検査合格					不合格數
			特等	一等	二等	三等	四等	
玄米 同 大正十一年度 同 十二年度 同 十三年度	大正十一年度	七、〇七、九四五	三、四、六四	三、七、一四六	九、九、〇四六	三、六四、八八六	一、四九五、七三三	六、五九一、一七五
	十二年度	九、九六、二五	四、六四三	二、〇一、五八三	一、〇六五、六七	五、五四、三三	二、三三、六六六	九、一六六、七八一
	十三年度	九、三二、四〇〇	三、〇、五六	二、八、四七五	一、三三、三三	四、九四四、五八	二、三九、三〇一	八、七五、六三二
白米 同 大正十一年度 同 十二年度 同 十三年度	大正十一年度	四、〇五、一七四	九、一、七九	三、六、〇三五	二、八、八四	五、〇、四六	—	四、〇四四、二五四
	十二年度	四、二五、七四七	七、三、四	三、九、五、六〇五	一、八四、九元	三、五、七三	—	四、〇四四、六五一
	十三年度	四、四八、九六五	四、八、四六	四、三、三、一三	一、六、四〇	三、〇、五八	—	四、四八、二九六
大豆 同 大正十一年度 同 十二年度 同 十三年度	大正十一年度	二、九七、四五四	三、五、四四	一、九、九、九六	二、九、三、四	一、七、七、八四二	六、六、一、五五	二、九、三、六七〇
	十二年度	三、〇三、三〇一	三、四、八	一、九、〇、三七	三、二、三、三	一、六、七、九、九〇	七、四、三、五六	二、九、六、一二四
	十三年度	二、三六、二七	四、三、七	一、六、三、三三	三、〇、八、八五	一、八、八、八三	七、四、〇、七	二、一、五、七、四六五
小麥 同 大正十一年度 同 十二年度 同 十三年度	大正十一年度	四、九、二〇	—	一、八	三、一、五	二、七、七、九〇	一、六、五、七、七	四、九、六、六七
	十二年度	一、八、五、三	三三	—	六、六	六、六、四	一、〇、八、六六	一、七、四、八四
	十三年度	四、五、五、五	—	六、八	五、六、九	三、〇、〇、八五	二、三、五、九二	四、九、三、八四
			計					
			六、五九一、一七五	七、八、三、四四	五、七、七、九	二、三、四、八	六、八、一	

菜豆			豌豆			小豆		
大正十一年度	同十二年度	同十三年度	大正十一年度	同十二年度	同十三年度	大正十一年度	同十二年度	同十三年度
六、六八	六、六八	六、一五七	四、六九	三、五〇七	八、四	二、九	九	一六
五、五三	四、三三	五						
一、五	八、五四	一、五二	四、五三	一、五八二	三、六〇	二、九		
三、九八	一、九六四	九四	一、〇六	一、八四	四、四八		五八	一四
三、八七	四、三七二	四、九五二	三、〇三					
三、四七九	六、五四三	六、〇七八	四、五〇一	三、四七六	八、九	二、九	五八	一四
一、九	六	九	二、八	三	五			三〇

備考 一、大正十一年七月米豆検査規則改正に依り同年八月より玄米及大豆に四等の一階級を加ふ。

二、白米の等外は三等欄に掲ぐ。

第五節 雜穀

朝鮮に於て栽培せらるゝ雜穀は粟、稗、黍、蜀黍、玉蜀黍、燕麥及蕎麥にして就中粟を以て最重要とす

一 粟

粟作は西北鮮地方に於ける主要作物にして古來相當重要視せられ作付面積は米、麥に次ぎ其の耕種方法も他の作物に比し稍々進歩し能く朝鮮の風土に適應せる措置に出たるが如し。然れども品種の選定施肥及病蟲害の驅除豫防等に就ては甚だしき缺點あり。爲に反當收量著しく少く僅々六七斗にして内

地の收量の半に過ぎず。其の總生産額は五百五十萬石に達するも尙鮮内の需要を充たすに足らず。年々二十萬石内外の精粟を支那より輸入しつゝあり。而して彼の大正八年の凶作に際しては通計百五十萬石の輸入を爲したるの狀況なり。之れ粟は西北鮮に於ては主要食糧品にして地方民は米麥よりも寧ろ粟を以て常食と爲すを以てなり。然るに近年南鮮地方に於ても産米を有利に販賣して粟を代用食とするもの増加し年と共に粟の輸入を増加し年額百萬石を超ゆるに至り大正十四年に於ては實に百六十萬石の多きに上れり。故に粟の生産増加に依り農家食糧の充實を圖るの必要あり。

然りと雖粟作の面積を擴張せむとするには遽に實行すること困難なるものあるを以て從來先づ以て米麥、大豆に對する改良増殖施設と略同様の手段に依り品種の改良、肥料の増施、病蟲害の驅除豫防等に力を致し反當收量の増加に努力し漸次所期の目的に向て進みつゝあり。左に生産額及輸移入額の消長を表示せむとす。

粟 生 産 額

年	次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價	額	指數
明治四十三年		五三、八三七町	100	三、三三、三〇〇石	100	〇、二、三三石	100	一、六一、七、一四圓	100	100
大正十年		七九、〇八	一四三	五、八三、二八五	一七五	〇、七、四三石	三三	五、〇〇、八、二六圓	104	104

第四章 作物 第五節 雜穀

五六

年次	數量	指數	價格	指數
大正十一年	七五、九六六	一四六	五、三八一〇六	一五四
同十二年	七九、六三三	一四五	五、九八一五三	一五八
同十三年	七四、二五五	一四四	五、〇七七、六五七	一五二
同十四年	七九、一三六	一四七	四、七六八、七四三	一四三
			〇、六三三	九七
			〇、六五四	一〇五
			〇、六七九	一〇九
			〇、六五五	一〇五
			七、三六五〇、四六	四二二
				一

備考 大正八年收穫高の著しく少きは生産地方稀有の旱害に罹りたるに依る。

粟 輸 移 入 額

年次	數量	指數	價格	指數
大正二年	二七、九三三 ^石	100	二、八七九、五 ^四	100
同十一年	八八、三三七	八八	九、四九七、四	三三六
同十二年	七六、二二四	二四九	八、八六六、七四三	三〇五
同十三年	一、〇八七、四六六	三七九	一三、三三三、六八八	四八〇
同十四年	一、三〇六、六二五	四五四	一九、六九〇、〇九	六九
同十五年	一、六六六、〇四九	一	二八、七九、六五九	一

備考 (一)大正八年及九年の輸移入額多きは大正八年旱害の影響に依る。(二)輸移入先は殆ど全く滿洲なり。

二 其の他の雜穀

朝鮮は畑地の分布内地に比し多きを以て雜穀類の生産饒多なり。然れども雜穀の用途は蜀黍の焼酎釀

造用に供せられ燕麥の一部分馬糧たる外農家の自用食糧たり。故に是等雜穀類中玉蜀黍が年々支那及内地に少許の輸移出あると前年大旱魃に際し支那產高粱、稗等の輸入を見たるの外殆ど貿易關係を生ぜず。此の故に是等に對する改良増殖は米麥大豆の如く焦眉の急にあらざるを以て未だ見るべき施設なし左に生産の狀況を表示すべし。

雜穀生産額

種別	年次	作付反別指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	指數
黍	明治四十三年	二三、七〇 _町	八四、三三 _石	一〇〇	〇、六六〇 _石	一〇〇	二〇七、二六 _町	一〇〇
	大正十一年	二五、九九	八三、七九	一〇五	〇、七六一	一二三	五、六六、五〇 _三	二七五
	同十二年	二四、六三	九二、七五	一〇九	〇、七六六	一二七	六、一〇四、五二七	二九四
	同十三年	一九、六二	八八、七五 _四	九六	〇、七四〇	一〇九	六、三九〇、二七五	三〇九
	同十四年	一〇三、五八	七六、六〇	九三	〇、七三〇	一二三	—	—
稗	明治四十三年	一六、六九 _一	九八、七五 _五	一〇〇	〇、五八一	一〇〇	三、九、五二	一〇〇
	大正十一年	一六、七五 _五	一二、三九 _六	一二五	〇、六七四	一二六	八、三八、〇九	二二五
	同十二年	一七、〇六 _七	一〇二、九八 _八	一〇四	〇、六三三	一〇九	九、〇〇、三九	三三二
	同十三年	一七、一五 _三	九八、〇四 _四	九九	〇、五七三	九八	一、三九一、四七	三五七
	同十四年	一六、八七 _五	九八、二四 _七	一〇〇	〇、五八八	一〇一	—	—

蕎麥			燕麥					玉蜀黍					蜀黍				
同	同	大正二年	同	同	同	大正十一年	明治四十三年	同	同	同	大正十一年	明治四十三年	同	同	同	大正十一年	明治四十三年
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十二	十一	十二	十四	十三	十二	十一	十三	十四	十三	十二	十一	十三	十四	十三	十二	十一	十三
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
一〇三、六四〇	一〇八、八二六	七〇、九三三	一〇九、一七九	一二六、八九二	一二七、三三三	一一〇、〇三三	二九、七四八	九八、六六七	九三、四四六	九四、五八五	九二、五八三	六五、八五六	九八、二〇二	九九、〇三八	九七、八四四	九七、二〇九	六四、四八三
一四一	一五三	一〇〇	三六七	三九三	三九五	三七三	一〇〇	一四九	一四三	一四四	一四二	一〇〇	一五三	一五四	一五三	一五一	一〇〇
五三七、〇七	五六一、四八	三八九、五八九	六二、九七四	七三、一四四	八四、九四七	九四六、五八七	一八七、三七三	五五一、九四四	四九九、六二二	五四三、〇二二	五六一、六八四	四三〇、九六八	七〇五、九八五	六八三、〇七四	七〇五、八二三	七〇五、九五二	四〇〇、九六六
一三五	一四四	一〇〇	三五三	四一八	四三五	五〇五	一〇〇	一〇三	二〇九	二二九	一三五	一〇〇	一七六	一七〇	一七六	一七五	一〇〇
〇、五三	〇、五二七	〇、五四九	〇、六〇八	〇、六七〇	〇、六九五	〇、八五三	〇、六三〇	〇、五六一	〇、四九八	〇、五七四	〇、六〇七	〇、六五九	〇、七〇〇	〇、六九〇	〇、七二三	〇、七六六	〇、六三三
九三	九四	一〇〇	九六	一〇六	一一〇	一三五	一〇〇	八八	七七	九〇	九五	一〇〇	二六	二二	二六	二七	一〇〇
六〇五、七六九	六一九、六三五	二、三四四、三七六	三八六、八五四	五、四八九、〇九三	五、四八九、〇九三	五、九七三、三七七	四六、三二二	五、七三三、三五五	四、三七七、五八八	四、二九四、六四〇	四、一五七、七三二	一、五七四、七三二	八、四三三、九六六	六、一五七、一六五	五、八八三、四七四	五、八八三、四七四	一、五〇〇、六五五
三九	三三五	一〇〇	一	八三二	一、二〇〇	一、二二六	一〇〇	一	三六三	二八〇	二七五	一〇〇	一	五七七	三九二	三七五	一〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十二年	十四年	103,920	148	57,000	136	0,523	43	71,613	25
同	同	107,371	151	57,745	140	0,523	43	71,613	25

備考 (一)各作物共大正八年、大正十二年の減收は旱害の影響に依る。(二)蕎麥は大正元年以前調査を缺く。

第六節 甘藷及馬鈴薯

甘藷は從來朝鮮に於て殆んど生産の素地なく南鮮方面に於て品質の劣等なるものを僅かに栽培したるに過ぎず之に反し馬鈴薯は全鮮各地に栽培せられ殊に北鮮に比較的普及し居たり。

甘藷及馬鈴薯は農家食糧用として好適せるのみならず其の栽培容易にして一定面積より生ずる收穫量比較的多量なるが故に之が生産の増殖に力め不足せる農家の食糧を充實し延て米、小麥、大豆の如き販賣に適する穀類の自家消費を節約せしむることを期し、甘藷は南方温暖なる地方に、馬鈴薯は中部以北冷涼なる地方に作付反別の擴張を企劃し一面優良品種の選定、種薯の配付及其貯藏を奨励しつゝあり甘藷、馬鈴薯は自家用食料に適するのみならず他にも用途あり。甘藷は鮮人の間食用として愛好する所なるを以て販賣用に供することを得べく又一面現在年額五萬圓を算する内地産品の移入を防遏することを得べし。馬鈴薯に付ては歐洲時局の際既に澱粉工場創設せらるゝあり澱粉として又生薯の儘露領等へ輸出の見込あるを以て其の生産の増加は多々益々辨すべきなり。左に生産増加の趨勢を掲ぐ。

甘藷及馬鈴薯生産額

種別、年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價格	指數
甘藷	大正元年	一、七四〇	二、六九一、〇〇〇 費	一〇〇	一、三三	一〇〇	四六、七〇 四	一〇〇
	十二年	一、五五五	二、四四四、五七	九〇	一〇〇	一三〇	七五、三三六	一七六
	十三年	二、二一八	二、四四三、一六	九〇〇	三〇〇	一四四	六六、六六六	一、五九四
	十四年	二、七一一	二、四四二、三三	一、〇二	二〇〇	一五七	八、一六二、二五	一、六八九
馬鈴薯	大正元年	二、三三三	三、八六六、六六	一〇〇	一、四四	一〇〇	二、八二二、四八	一〇〇
	十二年	七、二七三	一、〇七、九四六、〇八	三六	一四三	九	二八、〇六五、九二	九九四
	十三年	七、六〇〇	一、〇三、二六三、二九	三二	二九	九〇	二四、五九一、〇五	八五二
	十四年	七、五、六五	一、〇八、五〇六、八五	三三〇	一四	九四	二六、〇四一、六六	九三三

備考 明治四十四年以前は調査を缺く。

第七節 棉

棉花は衣本として生活上の必需品にして紡績工業は日本工業の基礎を爲す重要工業たるに拘らず其の原料たる棉花の生産は内地に殆ど皆無にして年々數億圓の原棉を印度、米國及支那等より輸入しつゝあり經濟上の不利少しとせず。朝鮮は帝國版圖中殆ど唯一の棉作有望地なるを以て朝鮮の斯業は漸く世人の矚目する所となれり。

朝鮮には古來棉花栽培の素地あり。始政前に於ける作付反別既に四萬町歩に達したるも在來棉は品質繰

綿歩合共に良好ならずして收量又多からず然るに南鮮地方にありては米國種陸地棉（キングスイン）の栽培に適するを認め其の栽培の普及を圖る事とし施設したる事項左の如し。

一 試作時代

明治三十八年原敬、野田卯太郎、大石正己等相謀り棉花栽培協會を發起し農商務省と交渉を經更に試作を農事試驗場に委託せしめ試験の結果成績見る可きものありしを以て韓國政府に建議する所ありたり。韓國政府は其の建議を容れ明治三十九年より同四十一年に至る三年間に十萬圓を支出し全羅南道に棉採種圃を置き且繰綿工場を設け收穫物より得たる棉種子を一般に配付することゝなして明治四十一年臨時棉花栽培所を設置し棉花栽培事業の全部を舉げて政府の直營に移すと共に前述せる事項の充實を期するの外模範作圃の設置、在來棉との比較栽培、棉作組合の設置、優良小作人及功勞者の表彰等種々の施設を講じたる結果最主力を傾注したる全羅南道に於ては一般農民克く陸地棉栽培の有利なるを會得すると共に作付面積累次擴張せられ明治四十四年に至りては全鮮に亘り栽培人員既に四萬三千人に達し此の作付反別三千餘町歩、實棉の收穫高二百七十萬斤を算するに至れり。

二 第一期擴張時代

陸地棉栽培開始以來六箇年の經驗成績に鑑み南鮮六道は陸地棉の栽培に適するを認め得たるを以て茲に棉作擴張計劃を立て大正元年より六箇年を期し栽培面積を十萬町歩に擴張する目標を以て左記の施

設を行へり。

(一) 技術員配置 道及主要なる郡に棉作に經驗ある技手を配置し栽培の指導に従事せしむることゝ

爲したり。

(二) 棉作組合の改善及其の増設 棉作獎勵の初期に當り既に棉作組合を組織せしめたるが必要に應

じて補助金を交付し又は農工銀行より低利の資金を融通せしめ且組合員の生産に係る棉花は組合の手に依り共同販賣に付せしめ棉花賣買に伴ふ弊賣の矯正並純良種子の採取保存及在來棉種子混交の防止に努めしめたり。

(三) 種子の配付 棉作擴張計劃の樹立と共に今後新規擴張に供すべき種子は無代配付を行ふことゝし一般栽培者に對して自家採種を督勵したり。

(四) 棉花の共同販賣 全羅南道に於ける棉花の栽培盛なる地方に於ては棉花の賣買又は其の仲介をなす者簇生し是等商人中品質價格比較的下位なる在來綿を故意に陸地棉に混入し又は棉花に水氣又は土砂を撒布し其の他不正衡器を使用する等不正手段を行ふもの續出し延て所要の陸地棉純良種子を得ること困難となりしかば一面此の弊害を防止し一面農民の利益を保護する爲道知事の指導監督の下に棉作組合は所謂指定販賣を行ふに至れり。

指定販賣法は繰綿工場を有する會社又は商店を買受人に指定し棉作組合より直接に之を販賣するも

のにして其の價格は大阪に於ける繰線相場を基礎とし一定の計算方式に依り之を算出し一定の日時及場所を定めて農民をして生産品を持寄らしめ棉作技術員其の品位を鑑定付級し以て賣買取引を行ふものなり。

然れども指定販賣法は生産額の増加、經濟事情の變化等に依り買受人に於ても農民に於ても不測の不利益あるを免かれざるを以て之を競争入札法に依る共同販賣に改めたるものありたり。

(五) 種子更新 純良なる陸地棉種子も農民の栽培年所を経るに従ひ劣變退化を免れざるを以て種子更新の必要を認め勸業模範場木浦棉作支場に於て米國原産地より年々種子を輸入し之を育成したる後道に配付し郡採種圃及面採種圃に於て栽培採種せしめ次て一般農家に配付し以て種子の退化を防止することゝなしたり。

叙上施設に基き極力獎勵に努めたるに大體豫期の成績を挙げ本計劃着手後七年にして作付反別九萬四千町歩其の收穫高六千餘萬斤を得るに至れり。

三 第二期擴張時代

第一期擴張計劃は大體豫期の成果を挙げたるも尙有利に栽培し得べき餘地少からざると一面内地市場に於て取扱はるゝ朝鮮棉の量少きに失し品位相當の聲價を發揮するに至らざるを以て今後生産額を増加するの必要益切なるものあるを認め大正八年より十箇年を期し南鮮六道には主として陸地棉を、京

畿道及西鮮三道には在來棉の栽培を獎勵し作付反別に於て陸地棉十萬町步、在來棉三萬五千町步を擴張し既往の擴張面積とを合せ總面積二十五萬町步に達せしめ尙同時に栽培法の改良を圖り其の生産棉花を大約二億五千萬斤（實棉量）に達せしむることを企圖し生産棉花の半量を朝鮮内に於ける紡績原料其の他の用途に充當し朝鮮に於ける棉花の自給自足を圖り残りの半量を内地に移出し内地棉業界の期待せる十萬俵以上の供給を爲し以て紡績原料需要の一部に充てむことを期せり。

右第二期計劃に依る施設事項は概ね第一期計劃を踏襲すと雖尙之に追加せる事項亦少からず今是等に付き述ぶる所あらむとす。

(一) 開墾及地目變換補助 林野未墾地を開墾して棉作地に供し又灌漑水不充分にして連年旱魃を免れざる畚を變換して田と爲し棉作を爲さしむる事を屬獎し其の所要種子代の交付を爲すこととせり。

(二) 在來棉の改良擴張 陸地棉は忠清南北、全羅南北、慶尙南北の六道に適應することを大體確認したるも尙是等六道中山地帯に屬する郡は之に適せざるものあるを以て是等數郡には寧ろ在來棉を獎勵するを適當とすべく又京畿、黃海、平南、平北の四道は從來在來棉の好適地と認めらるゝを以て古來棉作の素地ある地域を中心とし生産品搬出の便否をも顧慮し前記四道中數郡を選定して在來棉の改良擴張を爲すことに決し之が獎勵施設は大體陸地棉に準し行ふことゝなれり。

(三) 栽培法改良及反當收量増加 種子更新計劃を充實して農民の栽培する種子をして常に優良ならしめ之と共に肥料の共同購入を斡旋して施肥量を増加し其の他各般栽培法の改良を指導獎勵して大に反當收量の増加を計り十年後に在りては陸地棉を平均百五斤に在來棉を平均九十五斤に達せしめむとす。

(四) 指導里洞設置 大正十一年度より集約栽培法の徹底的普及を期せむが爲棉作の集團せる里洞を劃して指導里洞となし是に專任指導員を配置して其の手當を補助するの外栽培者には反當二圓の肥料代を補助して特に周到なる指導を加へ以て模範的棉作里洞たるに至らば更に他の里洞を選定し同一の方法に依り指導里洞となすこととし大正十一年度に於ては五十箇所大正十二年度に於ては百五十箇所の指導里洞を設置せり。

第二期計劃は目下進行中に屬し年額約三十萬圓の國費を支出し其の一部を以て技術者を配置し他の大部分は地方費に補助し前記の獎勵事業經費に充て地方費は國庫補助に更に經費を附加して棉作獎勵に使用しつゝあるを以て此等施設に要する公費は五十萬圓の巨額に達すべし。然れども新規作物の栽培は往々鮮人農家の理解を得ること難く大正八年の騷擾事件の餘波と大正九、十兩年に於ける世界動亂に基く棉花相場の慘落に依り其の普及稍困難の狀に在りしも大正十年度以來棉花相場常態に復せるを以て棉作の利益は安定し反當收量の増加と相俟つて漸次栽培者の自覺を促し既往兩三年の不振を挽回

したりと雖今後尙保護獎勵を加重するに非ざれば第二期計劃遂行尙容易ならざる狀況にあり。

棉花生産額

種別	年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當數量	指數	價額	指數
陸地棉	明治四十三年	一、二六八 ^町	100	六六八、一五一 ^斤	100	五三 ^斤	100	五、四三 ^町	100
	大正十年	一〇四、八七五	八、六六九	六七八、五七二	一〇、一五六	六八	二八	八、七五、七三	一六、三三
	同 十一年	一〇四、〇〇六	八、二〇三	八八、七六、三三	一三、二六七	八五	一六〇	一五、五五、二七	二九、〇六五
	同 十二年	一〇九、六六〇	八、六四八	八八、八六、七六	一四、四九一	八八	一六六	二、三〇、八八二	三九、八五二
	同 十三年	一七、五五六	九、六四四	一六、九六、九七	一六、〇〇七	九	一七二	二七、〇九、六五九	五、一二三
	同 十四年	一三八、八四四	一〇、九三三	一〇一、三五、〇四五	一四、七二三	七	一三八	—	—
在來棉	明治四十三年	五八、八九三	100	二〇、四二〇、六九五	100	三五	100	一、三〇、四、一一	100
	大正十年	四三、七九六	七三	二七、五八、五五〇	一三五	五三	一四九	三、三三、七三	二四八
	同 十一年	四七、〇五七	八〇	二九、二九、七〇〇	一四七	六四	一八三	四、四八、四四〇	三三
	同 十二年	四九、三二九	八四	三〇、七二、二七一	一五一	六三	一八〇	五、五五、八五	三七
	同 十三年	五三、九二二	九〇	三〇、九八、二二八	一五三	五八	一六八	六、九六、七七七	五三
	同 十四年	五九、〇〇四	100	三八、九九、三三七	一九二	六六	一八九	—	—
明治四十三年		六〇、一六〇	100	三二、〇七、八八六	100	三五	100	一、三三、七、五五	100

合計		大正十年	
同	同	同	同
十四年	十三年	十二年	十一年
一九七、八六八	一七〇、四八六	一五八、八九六	一五二、〇八三
三六	二八〇	二六四	二五二
一四〇、八四、三六三	一三七、八五、一三五	二七五、九〇、〇八	二八、七六、二三
六五五	六五四	六五五	五五五
七	八〇	八〇	六
二〇〇	三九	三三〇	三三
		二六、八四〇、七六	三〇、〇五、六七七
		一四、〇四、四二六	一、九八八、四八四
		一、七五〇	一、四七五
			八八

繰綿及棉實移出額

年次	繰			棉			實		
	數	量	指數	價	額	指數	數	量	指數
明治四十四年	二二、〇四七	一〇〇	三五一、〇〇九	四	一〇〇	三五一、〇〇九	二五、九九七	一〇〇	一〇〇
大正十年	八三、〇九三	六九〇	三、五九、二五	一、四〇四	六九、四〇八	二七三	一九五、五四五	七五三	
同 十一年	六五、五七七	五四四	三、五五、一四四	一、三九七	四〇、四三三	二五八	二二八、八四三	四七五	
同 十二年	二七、四一〇	一、〇五八	八、六九、九七四	四、三三三	六四、一九九	三五二	三四、六〇二	四九	
同 十三年	一六、七四四	一、三三〇	一三、二八、三六七	五、三六	九三、七九九	三六六	三七三、一七五	一、四三	
同 十四年	一九、七三二	一、一五七	二一、四四、五七四	四、五三四	九三、五八四	三五五	四四八、三四〇	一、七三	

備考 一、大正九年以降同十一年に亘り繰綿の移出減少したるは棉價下落の爲繰綿生産高の減少したるに依り棉實の減少したるは

鮮内に製油工場創設せられ此處に於て消費せられたるに依る。

二、一擔は百斤とす。

第八節 麻類及甜菜

前節に述べたる棉以外特用作物中主要なるものは麻類、甜菜、楮、莞草、苧、胡麻、杞柳等にして就中最重要と認むる麻類及甜菜に就きて略述すべし。

一 麻類

麻類中朝鮮に於て普く栽培せらるゝものは大麻及苧麻の二種なりとす。大麻は麻布を主として草鞋、魚網等の原料として使用せられ苧麻亦麻布製織用に使用せらる。而して麻布又は苧布の朝鮮内生産高は年額三百萬反九百萬圓に達すと雖も尙需要を充たすに足らず支那産麻布の輸入額年平均四五百萬圓多きは八百萬圓を越ゆる狀況なるを以て麻類の生産増加の必要あるは論を俟たざる所なり。然れども麻類の栽培は肥培管理の周到なるを要し粗放なる鮮人農家に取りては多少困難の事情なきに非ず生産費比較的増嵩し南洋、馬尼刺產品に對抗する能はざる狀況なるを以て栽培面積の擴張は之を第二段とし先づ優良品種の普及栽培及製麻法の改良に付き實地の指導獎勵を爲しつゝあり麻類の生産狀況左表の如し。

大麻及苧麻生産額

二 甜 菜

明治三十九年以來甜菜の試験調査を行ひたる結果西鮮地方に於ける製糖業の有望なるを認め大正六年平壤に朝鮮製糖會社の設立を見るに至り（大正八年に至り大日本製糖會社に併合せらる）該會社は

種別、年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	指數
大 麻								
明治四十三年	一八、八三 _町	一〇〇	一、七四九、七四〇 _費	一〇〇	九、四 _費	一〇〇	一、四三三、三〇〇 _町	一〇〇
大正十年	二八、四五四	一五五	五、四三三、六九〇	三九	一九、五	二〇七	九、九三、三〇〇	六九三
同 十一年	二八、八五三	一五五	五、五八四、六五〇	三九	一九、四	二〇六	九、四八八、五九五	六八〇
同 十二年	二九、四四五	一五五	五、五九二、二九三	三八	一八、九	二〇二	一〇、四三三、九三九	七三〇
同 十三年	二九、二四九	一五五	五、五七七、六四九	三八	一九、〇	二〇三	一〇、七四四、五七七	七五三
同 十四年	二九、五三三	一五七	五、五四七、七〇一	三七	一八、八	二〇〇	—	—
苧 麻								
明治四十三年	八六四	一〇〇	四七、五元	一〇〇	五、五	一〇〇	一七四、七〇〇	一〇〇
大正十年	一一、三九三	一四九	二二、九三七	二五九	一一、三	二〇六	九〇〇、六五〇	五二五
同 十一年	一一、二九六	一五〇	一三、八七三	二八二	一〇、三	一七	九三、六八一	五八
同 十二年	一一、五九七	一三三	一八、一二二	二九二	九、九	一八〇	一〇一七、〇五五	五八〇
同 十三年	一一、二〇八	一三三	一五、一一〇	三三〇	一〇、八	一六	一〇四八、三三五	六〇〇
同 十四年	一一、五二四	一三五	一四、四八七	三〇三	九、五	一七	—	—

正九年より黃海道及平安南道の二道に亘り農民に一定契約の下に甜菜を耕作せしめ之を原料として製糖事業を開始せり。

甜菜は朝鮮に於ける新規の作物なると各種病蟲害を受け易きの故を以て栽培の初期に當りては相當の助成を行ふ必要あるを認め毎年地方費に對し約七、八萬圓の補助金を交付し農民に種子の無償配布を行はしめ又特に平安南道種苗場に技師技手各一名を設置し甜菜病害蟲の驅除豫防に對し研究調査を行はしむると共に一面會社に幾多の技術員を置かしめ直接農民に對し栽培の指導獎勵を完からしめたり然れども其の後の實績に徴するに農民の甜菜栽培に對する理解未だ全く無く病害蟲の驅除豫防行はれざるを以て栽培の成績不良にして豫期の原料を收取すること能はざる狀況なるを以て大正十五年度より新に五箇年計劃を樹立し甜菜栽培地域の郡及面に對し地方費を以て新に技術員を設置し徹底的指導督勵を行ひ作付反別の擴張及反當收量の増加を圖り以て豫期の原料を收穫せんことを期せり。

第九節 果樹

朝鮮の風土氣候は果樹の栽培に好適せるを以て柑橘類を除くの外栽培を見ざるものなし。其の主なる種類は梨、林檎、桃、柿、棗、栗、胡桃、葡萄等にして產額相當多量に上れるものありと雖在來果樹は柿及栗を除くの外品種概ね劣惡にして栽培法亦甚だ幼稚なりしに依り勸業模範場をして園藝に關する試験調査に従事せしめたり始政以來の施設せる事項左の如し。

(一) 優良品種の普及 調査試験を経て朝鮮に適すと認むる果樹の優良品種を選出すると共に之が普及

を奨励せり。其の結果果樹園組織に依る栽培者に至りては殆ど全部優良品種を栽培せる状況なり。就中苹果は品質風味共に佳良にして内地種を凌駕するは勿論有名なる米國産の優良種に對し甚しき遜色を見ず其他の果樹に在りても歐米各種類の栽培に適し内地に於て殆ど栽培不可能と稱せらるゝ歐洲葡萄、洋梨の如きにも好適せり栗は平壤栗の名既に内地に喧傳せられ將來有望なる果實なるも寧ろ用材の目的を以て栽培し其の副産物として果實を利用するを適當と認め在來品種中の優良種と認むべき平壤栗、楊州栗等の普及に努めつゝあり。

(二) 果樹園經營に關する指導 果樹園經營を專業的に行ふ者に對し適地の選定、苗木の選擇、植樹法剪定整枝其の他の管理法に就き指導奨励せり。

(三) 施肥の奨励 施肥の適否は果實の肉質、風味及收量に及ぼす影響大なるものあるを以て肥料の種類、樹齡及植付距離に依る施用量等に付指導を行へり。

(四) 病蟲害の驅除豫防 果樹は病蟲害に侵され易く而も病蟲害の發生は其の蔓延力恐るべきものあるを以て大正二年府令を以て害蟲驅除豫防規則を發布し又大正九年果樹及櫻樹輸入取締規則を發布し病害蟲發生の場合に備ふるゝ共に苗木の生産地には果樹組合を設立せしめ苗木の検査を爲さしめつゝあり。

(五) 果實の貯藏獎勵 果樹の獎勵品種は輸移出用を主とするを以て貯藏に堪へ得る品種に重きを置きたり。然れども栽培者は資金回収の爲賣り急ぎを爲し意を貯藏に用ふる者少く不利益を免れざるを以て之が貯藏方を獎勵せり。

(六) 販路の開拓 果實の生産増加と共に其の販路の研究を行ふは喫緊事なるを以て大正元年以來内地滿洲、西比利亞、上海、香港等に於ける果物の需要供給に付調査を行ひ或は有望地に對しては試賣を行ふ等販路の擴張に努めつゝあり。隣邦支那には梨、葡萄の優良品存するも苹果は優良品の生産なきを以て將來特に有望なり。又内地に對しては大正九年關稅撤廢以來一層有望となり苹果、栗の如きは大阪以西は殆ど朝鮮產品の勢力圈に歸し尙遠く東京附近に及ばんとし今後の發達刮目すべきが如し。

前述せるが如き施設に依り指導獎勵を加へ又果樹栽培者の集團せる地方には果樹組合を組織せしめ著々改良増殖を圖りたる結果各道共優良果樹の栽培者頻出し大に果樹園藝の勃興を見るに至り、就中京畿道仁川、素砂、忠清南道大田、鳥致院、慶尙北道大邱、倭館、慶尙南道三浪津、金海、鎮海、全羅南道羅州、黃海道黃州、平安南道平壤、鎮南浦、咸鏡南道元山附近の如きは主産地と目せられ、果樹園式に依り五畝歩以上の栽培經營を爲す者の數全道を通じ三千餘人、植栽面積二千七百町歩に達せり、今主要なる果樹園經營者狀況を示せば左の如し。

五町歩以上の果樹園經營者狀況

果樹園所在地		所有者氏名		栽 培 果 樹 面 積						
				苹 果	梨	桃	葡 萄	其 他	合 計	
京畿道	高陽郡蘆島	勸業模範場	六反						五反	
同	廣州郡彦谷面	全 尙 淳							七	
同	楊平郡江下面	李 宗 泰							七	
同	富川郡西串面	仁川山口又一	六	四	一				一一	
同	同	京城波多江千代藏	三	四	一				八	
同	同	高 春 吉	三	四	一				八	
同	同 多朱面	平 山 松 太郎	一五	二六	三	一五			三〇	
同	開城郡嶺北面	金 應 聖							二	
同	同 松都面	黃州穗坂秀一	六						六	
同	水原郡安龍面	高 木 德 治	四	二					六	
同	同	寺 澤 捨 三 郎	五						一〇	
同	同 西南面	岡 重 重 太 郎	一〇	四					一四	
同	振威郡芙蓉面	西 村 篤 雄	五						五	
同	安城郡元谷面	松 村 靜 雄	一七	二七					四四	
忠清北道	清州郡江外面	弘益殖産會社	二五	一四					三九	
同	永同郡永同面	内 藤 友 黄	六	三					九	
忠清南道	太田郡外南面	倉 成 熊 成	五	六					一一	

同	同	慶尙北道	同	同	同	同	同	全羅南道	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	忠清南道
同	同	達城郡城北面	濟州島	靈光郡靈光面	務安郡望雲面	同	羅州郡金川面	和順郡和順面	井邑郡笠岩面	高敞郡富安面	天安郡成歡面	牙山郡溫陽面	同 泰安面	同 夫赤面	論山郡瑞山面	同 懷德面	同	太田郡外南面	
大野庄三郎	麻坂タメノ	鄭德化	大津哲郎	曹喜驥	重枝正樹	馬淵繼治郎	松藤傳太	朴賢景	井深幸次郎	榊富安左衛門	渡邊安太郎	日高利一	李基升	小林澄	小寺農場	八木常一	上野大八郎	都是農場	
六	七	五	一	二	五	二	三	九	三	一〇	一	四	四	四	八	二	四	四	
			二	四	二	三	一五	八	三	三	三	四	五	二	五	三	二	六	
					九	一七	五	二			一五	三	二	五	五	八	三		
				一	二								一	二					
三	二	二	三	柑橘	一	一〇	六	六	六	一三	五	一〇	二	七	九	五	五	六	
一九	八	四	五	五	七	一四	六	六	六	一三	五	一〇	二	七	九	五	五	六	

[illegible]

[illegible]

葡萄 (優良品種)											
大正二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年
二七、八五	二七、二九六	二七、二九四	二七、二九四	二七、二九四	二七、二九四	二七、二九四	二七、二九四	二七、二九四	二七、二九四	二七、二九四	二七、二九四
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
101、四七五	101、四七五	101、四七五	101、四七五	101、四七五	101、四七五	101、四七五	101、四七五	101、四七五	101、四七五	101、四七五	101、四七五
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
五〇、七六	五〇、七六	五〇、七六	五〇、七六	五〇、七六	五〇、七六	五〇、七六	五〇、七六	五〇、七六	五〇、七六	五〇、七六	五〇、七六
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第十節 農具

朝鮮は土地廣濶にして農家一戸に對する耕地反別内地に比し頗る多く田圃の區劃亦甚だ廣く從て耕種方法極めて粗放なり。耕作地の多くは土性重粘にして耕耘の勞力を要すること多きを以て一般に畜牛の力を用ふるの風を作し南鮮に於ては一頭曳を中北鮮に至るに従ひ二頭曳を常用す。

斯くの如く畚田の犁耕は一に畜力に依るを以て農具として擧ぐべきものは牛犁を主なるものとし其の地に在りては中耕除草に兩用する「ホミ」及調製用具として不完全なる唐箕類を有するに止り、其の種類至て少く構造亦簡單幼稚にして原始的の域を脱せず其の取扱に輕快を缺き牛犁の作業行程稍優れるの外は能率極めて劣等なり。之れ畢竟農法粗放にして農業勞力の價值を認めざりしに因ると雖亦一般の民度低く製造工業の進歩發達せざりしと多年稅政の結果農家の購買力を減殺せしも亦其の原因たり。在來農具の改良、新式農具の發明は農業改良上の急務に屬するも民度、農法各種作物の耕種方式等に關係する所大なるを以て慎重なる調査研究を要し之が爲相當の經費と歲月とを必要となすが故に是等は後日の施設

に委することゝし、先以て勸業模範場又は道種苗場に於ける實驗の結果朝鮮の現狀に適應せりと認めらるゝ内地又は外國農具の使用を獎勵するの方針に出でたり。

朝鮮農家に推奨すべき農具は使用方法平易にして其の效果著しく價格低廉にして堅牢なるものたるを要件とするを以て先づ稻扱、唐箕、萬石、篩、粃摺臼、蓆、備中鍬、シヨベル、松原鎌、灌水車、苴織機、三德鍬、押切等十數種を選択し、當初國庫より補助金を交付し道をして改良農具の購入配付を行はしめしが其の後地方費より個人購入に對し補助金を下付し又は地主各種農業團體を督勵し共同購入を行はしめ或は農產品評會の賞品として之を授與せり而して之が使用法に就ては農事講習會に於て敎授し或は稻扱、苴織機、唐箕等の如く使用上相當の習熟を要するものに對して特に最寄の地に數日に亘る傳習會を開きて實地作業を演せしめたり。

優良農具は作業の能率高きと構造精緻なるを以て之が使用に習熟せざる爲使用中破損するもの多く從て其の眞價を云爲し或は修理の途を知らざる爲小破損の場合にも徒に放置せるもの多き狀態なりしを以て農具修理傳習の必要を認め各道に於て農具修理講習會を開催せしめ道内數郡より木工、鍛工を招集して改良農具の修繕に必要な作業に就き傳習を爲したる結果木鍛工の技術を向上せしめ簡易なる修理は地方に於て之を爲すことを得るに至れり主要なる改良農具の普及數は稻扱約三十萬箇、苴織機約十五萬臺、粃摺臼三萬箇、唐箕、萬石各二萬箇、灌水車六千箇に達し相當好果を收め年次其の數を増加せり。

第五章 蠶 業

第一節 栽 桑

養蠶は往昔既に朝鮮に行はれ相當發達の跡を見ると雖李朝中葉以降に於て政綱の弛緩國勢の陵夷と共に桑田亦荒廢に歸するに至れり。舊時に於ても桑樹の植栽に相當獎勵を爲したるが如きも一般農民に徹底せざる爲蠶兒を飼育するも植桑を嫌ふの習慣を脱せず。然るに朝鮮は氣候、土質が栽桑に適するを以て相當の施設獎勵を爲さむか其の發達期して俟つべきものあるを認め始政以來之が獎勵に努め最近方針として（一）養蠶は農家の副業とし養蠶者一月に對し春蠶種約二枚夏秋蠶約一枚の飼育に充つべき程度の植桑を爲さしむること（二）植桑地は成るべく肥沃地を使用すること（三）仕立法は一般養蠶家の民度に應ずべき方法に依り植桑せしむることとし、主として農家の副業として獎勵しつつあり。

（一）桑苗の生産 始政の當時に於ては鮮内桑苗の生産なき爲本府は先づ勸業模範場をして桑苗圃を設けしめ地方農蠶獎勵機關及當業者の希望に應じ桑苗の無償配付をなし、又地方に於ては勸業模範場の配付に係る桑苗に加ふるに恩賜授産費を以て内地より桑苗を購入し無償配付を爲し來りしも蠶業の發達に伴ひ地方農蠶機關は勿論當業者に於て桑苗の生産を業とする者續出するに至りたるを以て勸業模範場は其の配付を廢止し地方農蠶機關は無償配付を有償配付に改め更に進んで配付を廢止して桑苗購

入の斡旋、接木傳習會開催等の助長に努め、桑苗の供給は専ら桑苗生産業者の手に依ることゝ爲したり。而して鮮内生産成苗數は實生苗、接木苗を併せ大正十二年に於て六千六十六萬本同十三年に於て七千四百四十八萬本に達せり。

(二) 種類の改良 在來桑樹及山桑は品質劣等なるを以て勸業模範場の調査に基き朝鮮の風土に適應せる優良種類七種類を選出して之が植栽を奨めたりしに各道自ら概ね魯桑を主とするに至れり。然れども西北鮮中寒氣酷烈の地方に於ては魯桑は寒枯に罹り易きを以て其後在來桑樹中比較的優良と認めらるゝ錦桑、唐桑、秋雨等の種類を植桑し來れり。

(三) 桑田の増殖 蠶業奨勵の始に當りては最迅速に收葉し得べき桑田を造成し以て蠶兒の飼育を行ひ之が利益を農民に周知せしむる必要上魯桑實生を立通又は密植として植桑せしめ來たりしが大正十四年よりは産繭百萬石増殖計畫に従ひて立木を主として奨勵し新設桑田は各道共著しく増加し、一面在來桑樹に付き整枝を行ひ居れり。

(四) 植桑地の選定 朝鮮の農家は家屋狹隘なるに依り多量の養蠶に適せざるを以て従て所要の桑田も廣潤なるを要せず。故に植桑地は先づ主として宅地の牆壁、河川の沿岸等を利用し漸次養蠶の盛なるに従ひ更に田圃の周圍又は瀬々水害を蒙り夏作に不利なる土地に植桑せしむることゝせしも是等の土地は地力乏しく又肥培管理困難なるを以て其の成績概ね不良なりしに因り大正九年より最適當なる

熟田の一部を選び栽培することゝ爲したり。

(五) 肥培管理 肥培管理に關しては時々訓令又は指示に依り或は實地指導に依り其の必要缺くべからざる所以を説示しつゝありと雖一般農民は桑は樹木なるを以て肥培の要なきものゝ如き觀念を抱き肥培管理を等閑に附する者あるに依り一定期日即「桑の日」を定め同一地方に於ける全桑田に對し一齊肥培を爲さしめ以て成績を擧ぐることに努めたり。

前述の如き施設獎勵を講じたる結果は桑苗の生産數に於ても桑田の面積に於ても仕立法及肥培管理の改良に於ても長足の進歩を遂げたるは勿論なり。然れども竊に其の實質に就き檢するに桑田一反歩に對する收繭量は大正十四年に於て僅に七斗二升に過ぎざるの狀態に在り之れ養蠶の獎勵を朝鮮の全地域に亘り普遍的に施行し之に對する實地指導の不充分なりし爲にして農家は動もすれば桑樹の植栽を喜ばざるの傾きありたるも近時漸く養蠶の利益あるを體得したると共に總督府の積極的蠶業獎勵は著しく農民に刺激を與へ進むで植桑を希望する者續出するに至れり。左に桑田面積増加の狀況を表示す。

桑田面積

年次	桑田			桑田反別指數	由桑利用見込反別
	反別	見積	反別		
明治四十三年	八三町	二、四三三町	三、二四四町	100	調査を缺く町
大正十二年	二、八六六町	10,063町	三、二九〇町	九五五	四、七五五町
同十三年	三、〇五五町	11,160町	三、四一六町	1,000	五、〇〇〇町
同十四年	三、八三三町	14,705町	三、九五六町	1,163	五、三六一町

第二節 養蠶

既に前述せる如く朝鮮は往昔既に養蠶地にして各朝歴代蠶業を重んじ斯業の獎勵に努めしかば養蠶製絲の術大に進み精巧なる絹布の特産各地に現出するに至れり。然れども李朝末期に及んでは殆ど頽廢に歸し始政當時は產繭額僅に一萬四千石に過ぎず、國內の需要に對しても供給之に伴はず年々多額の絹布を支那より輸入するの狀態なりき。

然れども朝鮮の氣候は育蠶上恰當の氣溫と濕度とを保有し爲に蠶兒の發育良好にして其の繭質の可良なること、勞力の過剩、勞銀の低廉其の他桑樹の到る處栽培に適せざる處なき等蠶業經營の要素を具備せるものなるを以て始政の當初より全道に普遍的に好適する農家の副業たるに着眼し、併合の際下付せられたる恩賜金に依る授産事業と爲し極力獎勵に盡瘁せり今施設事項の主なるものを擧ぐれば次の如し。

(一) 蠶業傳習講習 養蠶の獎勵上簡易なる短期傳習所設置の急を認め各道を通し約百箇所の傳習所を設置し實地に就き育蠶術を會得せしむると共に簡易なる學理を傳習せしめ大正十二年迄に二萬四百九十九人の修了生を出せり。

(二) 蠶室及蠶具の改良 蠶室は狹隘なる居室即ち溫突を使用せり、是等溫突は稚蠶期に於ては保溫上恰好の育蠶室と稱し得べしと雖窓戶少く空氣の流通不良なる爲壯蠶期に於ては蠶兒の生理を害する虞あるを以て適當の場所に氣拔を設け是等の弊害を除去することゝなせり、又在來の蠶具は不完全にし

て何れも經濟的に實用に適せざるを以て鮮内の其の地方に生産する有合の材料を以て内地式蠶具の製造を爲さしめむが爲各地に蠶具製造傳習會を開催し以て各自製造せしむることに努めたり。

(三) 稚蠶共同飼育 新に養蠶を爲すべき者に對し育蠶技術を簡易に而も迅速に修得せしむるには稚蠶

共同飼育を以て最捷徑と認め國庫又は地方費の補助に依り之が獎勵に勉めたるに、最近に於て共同飼育所數約千三百、共同人員四萬五千に達し極めて顯著なる成績を收め、今や何等補助金の交付を受けず進んで之が經營を爲す者を生ずるに至れり。

(四) 蠶種製造 從來朝鮮には蠶種製造業者なく其の多くは養蠶家自ら蠶種の製造を爲すの習慣なるを以て品種の改良行はれず従て品質劣等なる蠶種のみ製造せられ優良蠶種は主として内地の移入に俟ち來れるを以て大正三年より各道共に蠶種製造者の養成を行ふこととなり生産蠶種の品質向上すると共に其の生産數大正十三年には七十萬枚に及び大正二年に比し三倍七分に達するの盛況を呈せり。

(五) 優良蠶種の普及 朝鮮在來の蠶種は雜駁にして品質劣等なる三眠蠶なるを以て勸業模範場に於て優良品種の原蠶種の製造を爲し地方廳に配付し同時に普通蠶種をも若干製造して當業者に配付し地方廳は地方農蠶獎勵機關に於て原蠶種を製造する傍普通蠶種を製造し直接當業者に配付せり。然るに漸次蠶種製造者の増加に伴ひ原蠶種の製造亦多數を要するに至りたるを以て道原蠶種製造所を設け専ら原蠶種の製造に努め優良蠶種の普及を圖ることゝ爲せり。始政當初に於て優良蠶種一萬一千餘枚、總

掃立蠶種の一割三分に達せざりしが、大正十二年には優良蠶種七十萬枚に達し全然面目を一新せり。

(六) 蠶種の統一 朝鮮の如き未だ産繭額僅少なる地に於て數十種の蠶種を飼育するときは産繭の處理

上不利を來すを以て勸業模範場をして優良品種を選出せしめ、大正元年には内地蠶種五種類を、大正七年には純粹種及交雜種六種類、大正十年に交雜種三種類を更に大正十三年に三種類を獎勵品種に指定し朝鮮蠶業令に依り専ら之に統一することゝ爲したり。

(七) 乾繭場(器)の普及 從來朝鮮に於て産繭を消化すべき製絲場少き爲上繭は主として之を内地に移

出し玉繭屑繭は鮮内に於て製絲する方針を採りたるも、交通の不便なると取引圓滑を缺くを依り或は一時貯繭の必要を生ずるを以て乾繭場(器)の普及に努め、今や其の數約一千四百箇に達せり。

(八) 朝鮮蠶業令の制定及其の施行 蠶業の進歩發達に伴ひ蠶病の豫防驅除、蠶種の検査、桑苗の生産

販賣、蠶種の販賣移入等の取締を爲す必要上朝鮮蠶業令及附屬法規を制定し大正八年五月より之を實施せり。各道に於ては蠶業取締所を設置し法令に基く各般の事項の取締に任せり。

(九) 柞蠶 柞蠶は平安北道にのみ生産し山野の櫟、櫟、柏等の自然樹木に放養結繭せしむる關係上風

雨寒暑の激甚なる自然的障害を調節又は防禦する手段なく殊に鳥虫害多く從て其の豊凶一ならず。然れども地勢斯業に適し一葦帶水の支那側に在りては尠からざる生産及集散あるを以て獎勵宜しきを得ば相當發達の見込あるを以て、平安北道は義州に柞蠶試驗場を設置し各種の試験を爲し以て柞蠶飼養

の助長に努めつゝあり。

以上各種の施設事項中其の成績良好なるものは(イ)蠶業傳習にして約二萬人の修業生は出ては一郡一面の指導者となり内に在りては堅實なる養蠶家或は蠶種製造家となり斯業の發達に助力貢獻すること夥し(ロ)稚蠶共同飼育及蠶種製造は共に相當の成績を挙げつゝありと雖前者は指導教師不足の傾あるを以て尙未だ遺憾の點ありとす。後者は近時品質優良なる蠶種を製造しつゝありと雖尙一部設備不完全、技術亦未熟のものある爲内地より年々十萬枚内外の蠶種を移入するの止むを得ざる現況に在り(ハ)優良品種の普及は最良好なる成績を發揚し在來蠶種は全く根絶し今や全鮮到處優良品種ならざるはなく、大正十四年の掃立枚數六十九萬枚、產繭額實に二十八萬五千餘石を算す(ニ)乾繭場(器)の普及は未だ所要を充たすに足らず多くは規模小にして設備不完全なるを免れず。左に繭の生産額及輸移出額を表示す。

繭 生 産 額

種 別、年 次	養 蠶 戸 數	指 數	產 繭 額	指 數	繭 價	額	指 數
家蠶繭							
明治四十三年	六、〇七	100	一三、九三	100	四三、八二	四三、八二	100
大正十二年	四〇、六三	五、八	一〇、七三	一、四九	一四、九四	一、四九	三、四五
同 十三年	四六、四五	六、五	二四、八五	一、七五	二二、七〇	二、八六	二、八六
同 十四年	四九、〇〇	六、五	二五、一四	二、〇七	二二、九七	二、九七	四、九三

年次	柞蠶繭		柞蠶繭		柞蠶繭		柞蠶繭	
	同	同	同	同	同	同	同	同
明治四十三年	1,010	100	35,759	100	35,759	100	35,759	100
大正十二年	710	72	67,043	107	33,120	107	33,120	107
同	1,008	99	63,751	177	37,005	107	37,005	107
同	86	81	74,304	208	25,695	208	25,695	208
同	14年							

備考 養蠶戸数は春蠶期飼育戸数を掲ぐ但し明治四十三年の柞蠶飼育戸数は春秋蠶兩期の飼育戸数なり。

家蠶繭輸移出額

年次	數量	指數	數量	指數	價額	指數	數量
大正元年	1,156	100	210,217	100	210,217	100	210,217
同	86,510	6,888	7,391,156	35,251	7,391,156	35,251	7,391,156
同	95,925	7,637	7,391,156	35,251	7,391,156	35,251	7,391,156
同	23,121	9,803	9,803	9,803	9,803	9,803	9,803
同	14年						

備考 明治四十四年以前は輸移出額の調査を缺く、但し殆ど皆無なり。

第三節 製絲

從來朝鮮に於ては養蠶製絲の分業行はれず。養蠶者は即ち製絲業者にして養蠶者は自己の飼育し得たる産繭を簡易なる繰絲器にすら依ることなく殆ど赤手にて紬き以て自己の衣料に供したる状態なりしかば、本府及地方廳は座繰器を配付し改良製絲に努めつゝあるも優良蠶種の普及に伴ひ上繭は内地に移出

するを有利と爲し産繭の賣買取引に對しては各般の施設を講じたるも、製絲に付ては一般的獎勵を爲さず徐に專業的製絲工場設立の機運を促進するに努め其の設立を見ることとせり、産繭の處理及製絲に關し施設したる事項は左の如し。

(一) 繭運賃の割引 内地に對する移出繭の獎勵を圖らむが爲大正五年以來鐵道大貨物取扱に依る繭運賃を乾繭は二割引、生繭及繭容器は半減となせり。

(二) 繭及生絲の朝鮮輸出税及内地移入税の撤廢 大正九年八月朝鮮内地間關稅制度改正以前に在りて朝鮮稅關に於て課せらるゝ從價五分の輸移出税は大正元年より、又内地稅關に於て課せらるゝ從價三割の移入税は大正七年五月より之を撤廢し、繭及生絲の内地移出を有利ならしめたり。

(三) 産繭の共同販賣 朝鮮に於ける養蠶者は概ね幼稚にして之が販賣に關し往々繭購買者の奸策に乗せられ損失を來す虞あると同時に産繭各所に點在し繭販賣上不利不便尠からざるに依り一郡一箇所或は數箇所に産繭を持寄らしめ共同販賣を爲すは賣買者相互を利する所以なるを以て、繭の共同販賣を極力獎勵したるに漸次出繭額増加し、總産額の五割四分七厘は共同販賣に依り處理せらるゝこととなりたり。

(四) 製絲工場の創設 養蠶獎勵の當初に於ては産繭額少く且點在せるを以て(イ)原料の購入困難なること(ロ)朝鮮の婦女は勞働又は出嫁を爲さざる風習あるに依り工女の雇傭容易ならざること(ハ)朝鮮人は永

續勤務の念乏しきを以て工女の出入頻繁となり技術の熟達を期し難く従て製絲業の經營不利なりと認めたること(二)朝鮮の事情に通じ且製絲事業に經驗ある者なき爲企業者を得難きこと等の諸原因に基き製絲工場の創設の時機に達せず、偶明治四十三年に於て京城に創立したる一工場の如き經營難に陥り之を京畿道廳の事業に移すの已むを得ざるの實況なりしが、大正七年に至り漸く製絲業經營の氣運勃興し來り、既設工場の釜數の増設行はるゝと共に機械製絲工場設立の企劃進捗し現在に於ては京城に四箇所、全州に二箇所、大邱に三箇所新設せられ、總釜數約二千四百、其の生産額六萬六千貫に達するに至れり。

上述せる施設の成績は概ね良好にして繭取引上に利便を加へ共同販賣に依りて養蠶家に利益を與ふる等蠶業の發達に貢獻したる所舉げて數ふべからず、然るに大正九年四月經濟界の變動勃發し爾來蠶絲界の不況最甚しきものあり、繭價は一舉前年の半價となり養蠶家の意氣を沮喪せしめたること少からず。又製絲工場に在りても打撃を蒙り經營難の爲二三休業中のものを生じたるも漸次繭價の安定産繭の増加に伴ひ製絲業は今後益々増加の見込なるを以て従て朝鮮生絲の産額増進は將來蓋し相當大なるべしと豫測せらる。

蠶絲生産額

年次	家蠶			柞蠶		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額
大正元年	一七、五六〇 買	100	五五、二五〇 円	四二 買	100	七、〇〇四 円
十一年	四五、二九	二五七	四、八二、七四三			
十二年	六、一三二	三四八	七、〇六、八〇六			
十三年	六五、九六六	三七六	六、四七、七五五			

備考 家蠶絲に於て大正元年は朝鮮在來に依る製造額を含むも大正六年以下は之を含まず。

蠶絲輸移出額

年次	家蠶			柞蠶		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額
大正六年	一〇、一三三 買	100	八四、二七 円	六九 買	100	一三、八七九 円
十一年	三六、〇七	三、五二	三、七八、五三	一八〇、二七	二五、七八	二〇、二七、三六
十二年	五四、五七	五、八九	六、〇八、五〇八	二六四、四七六	三七、八七	三、七八、五九
十三年	六八、三七	六、七三	七、三七、四九二	二二三、五九六	二八、九四	二、四六、六六

備考 家蠶絲に在りては大正五年以前、柞蠶絲に在りては明治四十四年以前は輸移出皆無なり。

第六章 畜産

第一節 牛

朝鮮の牛は起源詳ならずと雖も其の種類は支那の黄牛と同祖に出てたるもの、如く農耕用として重要視せられ、往古に在りて既に畜牛預託の制を存し賣買仲介に對し取締を行ひたるが如く畜牛の保護に意を致したる跡ありと雖李朝の末葉に及び政弊最甚しく苛斂誅求の結果は民性懶惰に流れ畜牛の如きも耕耘の用あるときは之を養ふも然らざるときは飼養の煩を嫌ふて放賣するの風を馴致せり。即ち朝鮮の牛は其の素質優良なるに拘らず之に對する保護助長の施設行はれざりし爲次第に退化するに至れり。

朝鮮の農業組織は畜力を必要缺くべからざるものと爲すを以て牛は農耕上最重要の家畜たり。抑も朝鮮在來牛は體軀偉大、性質溫順、體質强健にして殊に忍耐力に富み飼養管理容易なるを以て朝鮮農家の用畜として殆ど理想的なるのみならず、其の肉味佳良にして内地に於ても役用として又肉用として其の聲價あり。依て始政後に於ては畜牛の改良増殖を以て畜産獎勵上の最重要事項と爲し各般の施設を講せり。

(一) 牛種保存 朝鮮牛の特質を維持し牛種を保存せむが爲洋種又は雜種の乳用牛を輸入したる者ありたるときは税關長より之を道知事に通報せしめ、當該道知事に於ては混血防止に付相當の取締を爲すこととせり。右の結果今日迄一般農家に飼養する牛には毫も他の種類の血液を混入することなく純粹の在來種を保存しつつあり。

(二) 種牡牛設定 朝鮮牛は品質優良なるも從來農民に於て種牡牛選擇の風習なく且つ年々内地又は露

領に向て比較的優良なる牛の輸移出せらるゝ爲畜牛の體格漸次劣變するの傾向ありたるに依り始政の當初より國費又は地方費を以て優良種牡牛を購入し之を篤農家に貸付し又は道有牛として巡回種付を行ひ其の他一般農民の所有する優良牡牛に對し若干の保護料を交付し一定の期間足留を爲し種付に供用する等専ら優良種の種付を奨励せり。然るに限りある國費又は地方費を以て多數の種牛を購入し普く供給すること頗る困難なるのみならず民間に於ける優良種牛の保護を確實に期待すること亦容易ならざりしに依り大正五年保護牛規則を制定し以て是等施設に代ふるに至れり。

保護牛規則は普く優良なる種牛を保護し畜牛改良の基礎を確實ならしめ優良なる牝牛及犢をも併せて保護し將來に於ける種牡牛補充の途を講ずるに在りて其の成績概して良好ならず所有主に於て放賣屠殺の自由を束縛せらるゝを好まざるものある爲地方によりては道有、組合有、契有等の種牡牛を設け其の缺陷を補ひ來りしも元來地方費不足なるが爲十分に其の目的を達すること能はず依て十二年度より特に國費十六萬二千六百圓を計上し之を地方費に補助し今後三箇年を期し成牝牛六十頭に對し少くも一頭の種牡牛を置き之が種付を勵行せしめんとす。

(三) 種牛生産地區設定 種牛の充實を圓滑ならしめむが爲大正十三年度より京畿道、全羅北道、慶尙

北道、平安南道、咸鏡南道の五道中に於て優良牛の産地を選び種牛生産地區を指定し系統正しき原種牛を産せしむることゝし一箇所に對し種牡牛一頭、種牝牛四十頭を飼育せしめ之に技術員を配置して

飼育管理に従はしめむとす而して右原種牛生産地區に對しては十三年度より一箇所に對し五千二百五十圓宛の國庫補助金を交付し今後八箇年を期し全道に四十箇所の種牛生産地區を設定し以て牛種改良に資せむとす。

(四) 種付獎勵 種牝牛の設置は種付の勵行に依りて始めて效果あるものなるを以て之を獎勵すると共に種牝牛保護の一助と爲さむが爲地方費を以て種付料を與へ或は種付牝牛に對し牽引料を與ふる等銳意種付の獎勵に努めたる結果種牝牛の種付數を増加し成牝牛中半數以上は種牝牛の種付を爲すに至れり。

(五) 飼料の充實 飼料の充實は畜牛の改良増殖上必要の要件たり就中野草は飼料中主要なるものたるに拘らず之を採收貯藏するの念に乏しく爲に冬季に至れば畜牛の飼料に窮し終に之を放賣して顧みざるに至るを以て野草の刈取り乾草の貯藏を獎勵したるに爾來漸く其の習慣を養ひ逐年好成績を示しつつあり。

又飼料の品質を良好にし其の量を増加する爲道種苗場、畜産組合等をして「ルーサン」、詰草の類を栽培せしめつゝあるも其の成績は未だ充分ならず其の栽培面積の如き全道を通し僅々五百三十町歩に過ぎず。

近時未墾地開拓、植林事業等勃興の結果漸次牛の繋飼地、放牧地又は採草地等漸く縮少せられむとす

る状態にあるを以て各地方にては共同牧野を設定せしめ之が保護利用に付特に注意する處ありたり。右の成績は未だ充分ならずと雖牧野として設定を了したる面積大約三十萬町歩に達し牛五頭に付約一町歩の共同牧野を有するに至れり。

(六) 畜産組合及同聯合會の設置 畜産の發達を期するには組合を組織せしめ其の共同力を利用せしむ

るに如くものなしと認め先づ畜牛の改良増殖を圖るの目的を以て明治四十四年以來一郡を區域とする畜産組合を設立せしめ補助金を交付して其の事業を助成し且つ之が指導に努め大正四年朝鮮重要物産同業組合令の發布以來は其の組織を同令に據らしめ以て形容を整へ基礎の鞏固を圖り又畜産同業組合の事業發達したる道に於ては各組合を聯合して畜産同業組合聯合會を組織するに至れり畜産同業組合の事業は(イ)種牛の配置及種付(ロ)優良牛の保護表彰(ハ)牧野の經營(ニ)飼料の改良獎勵(ホ)畜産の改良獎勵(ヘ)畜牛及畜産物の賣買仲介(ト)病牛の診療及獸疫豫防(チ)講習會、講習會及品評會の開催(リ)畜産に關する調査等にして組合は是等事項の遂行に努めたる結果農民の畜産に關する思想向上し組合を利用せむとする念深きを加へつゝあり。今や全道を通し二百十九組合、二聯合會を有し組合の設置なきは僅かに一郡に過ぎざる盛況を示せり。

(七) 牛契 牛契は從來の慣習に依り全道に亘り各地に設置せらる。牛契の組織に就ては(イ)獨力を以

て牛を購入し得ざる細農合同して一定の期間一定の契金を醸出し順次各自に成牛又は犢を購入所有せ

んとするもの(ロ)比較的資力ある農民合同して契金を醸出し契有として牛を購入し其の蕃殖育成を圖るもの(ハ)農民合同して契金を醸出し契有として種牡牛を購入飼養し契員所有の牝牛に對し種付を爲すもの等の種類なり。其の内容一ならずと雖畜産の改良増殖に資する便あるを以て之を獎勵し且つ之に必要な指導監督を爲しつゝあり現在牛契の數は千二百を算し成績概ね良好なり。

(八) 獸疫豫防 獸疫の原因系統に二種あり甲は牛痘、流行性鰐口瘡の如く接壤支那地より侵入するもの乙は炭疽、氣腫疽の如く朝鮮常在のもの之れなり。而して之が豫防制遏に付ては國境地方に獸醫を配置して病牛の侵入を監視せしめ又必要に應じ豫防疫液及血清の注射を爲す等常に周到なる手段を盡し其の結果極めて良好なり(第六節獸疫豫防の項參照)。

(九) 移出牛檢疫 畜牛は重要物産の一なるを以て之が移出に當り病毒を携行し累を内地に及ぼす虞なきことを保證するは朝鮮牛の聲價を維持する所以なるを以て明治四十二年釜山に移出牛檢疫所を設置し同港より移出する牛の檢疫を行ひつゝありしが大正十四年より更に仁川、元山、城津、鎮南浦の四箇所に移出牛檢疫所を設置するに至れり其結果移出牛貿易は年々盛況に向ふものゝ如し。

(十) 輸移出稅撤廢 大正九年關稅制度の改正に先ち大正八年四月關稅定率令を改正し、朝鮮より輸移出する生牛の輸移出稅を撤廢し内地移出獎勵の一助となせり。

以上敘述せる各般の施設の實行に當りては各道に配置せる國費技術官吏と地方費を以て配置せる技術員

と相連絡して指導獎勵の任に膺れる外勸業模範場及道種苗場に於て各種の試験調査を爲さしめたり。而して之が結果として始政當時に比し畜牛の數は左表の如き増加を示せり。

畜牛現在頭數

年次	現在頭數			頭數指數	推定價額	價額指數
	牝	牡	計			
明治四十三年	未詳頭數	未詳頭數	七三、八四四頭	100	一五、四八、五六圓	100
大正十年	一〇〇、英七	五三、英七	一五、四四、一三四	一二六	二二、九〇、七〇	七六七
同十一年	一〇六、六九二	五四、一〇六	一六、六七、七〇七	三六	三二、八四、九七四	八四二
同十二年	一〇六、四三三	五四、七六五	一六、一〇、〇九七	三八	二六、八五、二四五	八八三
同十三年	一〇五、九五二	五四、九二三	一六、五〇、七二二	三八	二六、四三、一三〇	八八一

始政當時は諸般の調査精確ならず。従て統計の如き未だ悉く之を信憑すべからざるが故に計算の安全を期する爲大正四年以後五箇年間の平均増殖數を算するに一箇年約二萬五千頭に當れり。

増殖の程度は大體上述の如しとして改良程度の成績如何を察するに之を計數に依りて示すこと能はずと雖種付獎勵の結果生産犢の半數以上は改良種牛の種付に依るものにして一部地方に在りては交通開け良牛を失ひたる爲却て體格の低下せるを云々せらるゝ所あるも大體に於て犢の體格改良せられ市場に現は

る、畜牛の如きも常に幼齡のものに比較的優良なるものを認むるに至れるは一般に首肯する所なり。

第二節 馬

在來朝鮮馬は體格極めて矮少にして往時に在りては兵用、官用を目的として産馬を圖り民間に於ては僅に山間險路の小貨運搬、旅客の乗用若は祭葬儀禮の用に供するに止り産業上に利用せられたること極めて尠かりき。

在來鮮馬は矮少微力にして到底改良馬產出の基礎たらしむるに足らざるを以て蒙古種又は外國種馬を基礎として新馬を產出するの必要を認むるも慎重なる研究調査を遂げたる上に非ざれば實行に移ること能はずとなし、先以て是等研究調査の進捗に努め左の如き事項を施設し來れり。

(一) 蘭谷牧馬場の開設 大正五年江原道淮陽郡蘭谷面に勸業模範場牧馬支場設置せられたり。同場に

於ては大正六年蒙古牝馬四十餘頭を輸入し之に配するに馬政局より保管換を受けたる「ギドラン」及「アングロノルマン」の牡馬を以て雜種試驗を爲し之を新朝鮮馬と稱し爾來引續き蒙古牝馬及洋種牡馬を増加し之が蕃殖を圖りつゝあり。

(二) 咸鏡北道種馬所 咸鏡北道産馬改良の目的を以て大正八年度より國庫補助の下に同道をして一種馬所を設けしめ七頭の種馬を供へて大正九年四月より民有牝馬に種付を開始せり。爾來同地方に於ける産馬熱は特に著しく勃興し此等種馬の種付を希望するもの多し。

(三) 皮鼻疽豫防制遏 平安南道に於ては皮鼻疽の發生多く時々同地方の軍馬に感染したる例あるを以て大正七年以來之が豫防制遏に努むると共に平安北道對岸地方より輸入する馬、驢、騾に對しては檢疫を行ひ安全と認めたるものに限り輸入を許可することゝなしたり。

(四) 馬匹輸移入税の撤廢及鐵道運賃の低減 貨物運搬用鞍馬の需要増加に鑑み之が輸移入を促進せむが爲大正八年以後は馬の輸移入税を廢し。又鐵道運賃を普通賃率の約四割引と爲すの特約を得たり。産馬に關する施設は著手以來日尙淺く未だ之が成績を斷するの域に達せずと雖蘭谷牧馬場に於ける試験は三歲雜種馬の生育に徴するに頗る有望にして大體に於て所期の目的を達するの見込確實なるものゝ如し。

馬及驢、騾現在頭數

年 次	馬	指數	驢	指數	騾	指數	合 計	指數
明治四十三年	三九、八六〇 頭	100	八、二六四 頭	100	八二 頭	100	四八、九五六 頭	100
大正十年	五五、四三二	141	九、八九八	120	二、二五三	二七	六七、五七三	138
同 十一年	五三、九九四	133	九、六九三	117	二、一九九	二六	六四、八四六	133
同 十二年	五三、二七六	133	八、九〇三	108	二、〇九四	二五	六四、二七三	131
同 十三年	五五、一四六	138	八、四八〇	103	二、一九〇	二六	六五、八六六	134

第三節 緬 羊

古來朝鮮には緬羊を飼養したることなし。明治四十二年の頃勸業模範場は内地より洋種緬羊を移入し飼養したるも成績良好ならず。然るに大正元年關東都督府より寄贈を受けたる蒙古羊は意外に好成績なりしを以て大正三年九十七頭を輸入し洗浦牧羊支場を設けて之を飼養したるに不幸其の成績復不良を示せり。仍て翌年滿洲、琿春地方より七十九頭を輸入し前の經驗に鑑み寄生蟲の驅除及飼養管理に特別の注意を加へたるに其の成績良好にして稍自信を得るに至りたるを以て大正六年更に二百二十頭を輸入して益之が試験に努力せしめたる結果成績愈良好となれり。更に大正八年度以降三年間毎年蒙古羊四百頭、洋種羊五十頭を輸入し次で緬羊の試養に適當すと認めたる咸北、咸南、平北、黃海、全南の五道に對し輸入蒙古羊に洗浦支場生産羊を加へ大正八年以後二千百十四頭を配付し洗浦支場に於ては大正八年度より專任技師、技手を増員し支那、滿洲地方より蒙古羊を北米合衆國より洋種羊を輸入し之を基礎として蕃殖改良の試験を行ひ其の飼養成績は生産率八八乃至九八「パーセント」、育成率八六乃至九八「パーセント」を示し將來囑望に値するものあり。又地方民間に配付し試養したる結果は生産率七〇乃至九三「パーセント」にして平均八〇「パーセント」を示し飼養管理周到なるに於ては其の成績の良好なるを立證せしも時恰も大正十三年度に於て行政整理を斷行する爲緬羊飼養獎勵を中止せり。

第四節 豚 鶏

豚鶏の飼養は朝鮮農家の副業的生産に適するを以て之が改良増殖に力を致し、以て農家の經濟を資くると共に食肉の供給を補はむことを期し始政以來次の施設を採れり。

(一) 豚の品種改良 朝鮮豚は體軀矮小、晩熟にして體量僅に十貫内外に過ぎず。依て早熟性を賦與し體軀を大にするの方針に據り「バークシャ」種及其の雜種を以て改良獎勵種と爲し、其の販路及飼料の關係上市邑附近より之が増殖を圖ることとし、勸業模範場及道種苗場より種豚を配付し指導督勵を加へたる結果改良種及雜種の數二十萬頭に達し總頭數の二〇「パーセント」を占むるに至れり。而して雜種は朝鮮農家の飼養に適當し在來豚に比し遙に優良なるを認めたり。

(二) 鶏の品種改良 在來鶏は産卵力少く一箇年僅に七十顆内外に過ぎず。體量亦輕く飼養經濟的ならざるを認め産卵能力豊富にして體量の肥大なる白色「レグホーン」種。「プリマスロック」種、名古屋「コーチン」種を以て改良獎勵種と爲し先づ適當の地方に集團的に飼養改良せしめ漸次一般に及ぼす方針の下に勸業模範場及道苗場より種禽、種卵を配付し獎勵に努めたる結果改良鶏百二十萬羽に達し總數の二〇「パーセント」を占むるに至れり。而して改良鶏は卵量及産卵數の卓越せるを農家の認識する所となり一般に歡迎せらるゝに至りたるも體形の大なる割合に在來鶏に對し値開きなき取引上の慣行ある爲め獎勵を阻害するもの少からざるが如し。

(三) 飼養管理法の改良 豚は清潔を好む動物なるに拘らず在來の飼養管理法は極めて非衛生的にして

且保温裝置なく從て飼料の損失多大なるを以て成るべく一般に得易き材料を以て豚舎の造築を獎勵し清潔と保温とを得せしめむことを期したり。又鶏舎も多くは牛舎の一部に設けあるが故獸疫媒介の恐あるを以て成るべく之を避け冬季は保温裝置を施さしむる様勸奨せり。然れども慣行の久しき未だ容易に舊態を改むるに至らず。

(四) 種豚、種鶏及種卵の配付 勸業模範場及道種苗場に於て本府の獎勵品種たる種豚、種鶏等の配付を爲したる外地方費を以て種豚、種鶏、種卵を購入して之を篤農家に配付せり。然るに近時養豚鶏熱勃興し一般農家は改良種の有利なるを認むるに至り種畜、種禽の供給を受けんとするの念熾熾なるも民間種禽、種豚業者は未だ幼稚にして一般の需用に應ずるに足らず現に内地種畜業者の供給に俟ちつゝある狀況なり。

(五) 豚鶏模範里及養豚契 豚鶏は一部落に集團的獎勵を爲し之を中心として漸次一般に普及せしむるを必要且便宜と認め各地に契及模範里を設けたり。養豚契及模範里は何れも種豚を共有して改良種の血液普及を圖り主として雜種改良を獎勵せり。養鶏に付ては契を組織するものなく模範里に依りて種類改良を獎勵しつゝあるに鶏は比較的改良し易きを以て模範里に於ける種類は純粹改良種のみを以て満たさるゝ所尠からず。

之を要するに豚鶏の改良増殖は朝鮮農家の理解を得ること早く從て一般の歡迎する所にして成績頗る顯

著なり。今後種豚、種鶏の供給を充分にして生産品の販路擴張に助成せる施設を講ずるに於ては農家の副業として健實なる發達を見るべきを疑はず。

豚 現在頭數

年次	改良種及雜種	指數	在來種	指數	總頭數	指數	推定價額	指數
明治四十三年	二〇、五四頭	100	五五、七〇頭	100	五五、七〇頭	100	一、六七、三三圓	100
大正十年	二七、六五	六、三〇	八七、〇七五	一五四	九八、六〇	一七	一〇、九八、四〇	六四七
同十一年	一六、〇〇七	八、六六	九三、七四	一六四	一、〇〇、七三	一六	一三、〇七、九三	七三
同十二年	一〇、七一九	一〇、〇七	九四、九七	一七	一、一七、二八	二〇七	一六、九三、四八	七〇
同十三年	三、四、五七	一〇、九二	九〇、五九一	一六〇	一、二九、九八	一九九	二二、九四、一七	六六五

備考 大正二年以前は改良種、在來種の區分を缺ぐも大正三年以後の趨勢に準し之を推定算出せり。

鶏 現在羽數

年次	現在羽數			推定價額	指數
	改良種及雜種	指數	在來種		
明治四十三年	一八、六五一羽	100	二、七七、六〇八羽	100	100
大正十年	三、九四三	四、八〇五、三七二	一七三	二、七六、二五九羽	四九、三三圓
	三五、一五七	三、九四三	一七三	五、五四〇、六二九	二、七〇、三四
				一九八	六六一

同	十一年	八四、〇三九	四、五〇〇	五、〇三二、八八	二八	五、八四、三七	三〇	二、九七、二三	七〇
同	十二年	一、〇〇、〇〇〇	五、三三三	五、〇、一、六三	一三	六、〇九三、一六	三八	三、〇四、五八	七七
同	十三年	一、三三、七〇五	六、六三三	四、六、七、二五	一六	五、九〇九、一六	三二	二、九五四、五九	七四

備考 明治四十三年に於ける改良種在來種の總羽數は豚同様推算に依る。

第五節 牛皮其の他の畜產物

朝鮮に於ける畜產物は牛皮、牛脂、牛骨、牛毛、馬皮、犬皮、膠、豚脂、豚毛、蜂蜜、蜜蠟等諸多あるも就中重要なるものを牛皮、牛脂、牛骨及蜂蜜となす。

一 牛 皮

朝鮮は古來肉食行はれ屠牛數多きを以て皮革は遠き往時より相當利用せられたる形跡あり。輸移出額明治三十年の頃既に六七十萬圓に達し逐年其の輸移出額を増加したり。蓋し牛皮は靴、鞆、鞍具等國家及國民必需品の原料として重要なるを以て之が利用の増進を圖るは最緊要なりとす。然るに朝鮮牛皮は本來の素質甚だ良好なるに拘らず牛の飼養管理宜しきを失し牛醫治療の不完全及皮の取扱法不良たる等の原因により創痕損傷多く聲價を損すること甚しかりしを以て之が調製改良に努めたり。

改良施設事項は(イ)鞍具を改良して鞍傷痕の原因を除き寄生蟲性疾患を豫防し糞塊の附着を防ぐこと(ロ)在來牛醫を教養して彼等の慣用する鍼療、烙鐵等の濫用を禁すること(ハ)剥皮法及剥皮刀を改良

して刀痕を防ぐこと(ニ)鹽乾皮製造法を奨励して保存の方法を改良し龜裂損傷を防ぐこと(ホ)乾燥法及捲き方、折疊み方を改良すること等に努め。之が實行に當りては地方廳又は畜産組合指導の下に牛皮改良組合を組織せしめて其の地方生産牛皮の改良を圖り生産地方には鹽乾皮製造所を設置せしめて之を奨励し或は改良剥皮刀を配付して剥皮法の改良を圖り或は屠夫教育の爲講習會を開く等各般の手段を講せり

大正十三年に於ける牛皮の産額は改良乾皮三百萬斤、在來乾皮三百四十萬斤、合計六百四十萬斤此の價格二百五十萬圓を算し、輸移出額六百萬斤三百二十萬圓に達せり。

二 牛 脂

牛脂は蠟燭製造の用に供する以外は殆ど食用に供せられしが洋燈及洋蠟燭の使用普及するに及び蠟燭用の需要減退すると共に内地其の他へ輸移出するに至れり。其の品質は夾雜物多く下等品たるを免れざりしを以て始政後に於て畜産技術員の指導に依り夾雜物及他の獸脂の混入を防ぎ一面鮮内利用を増加せむが爲石鹼製造の奨励を開始せり。牛脂の年産額約百五十萬斤、二十七萬圓にして輸移出額は五十萬斤内外、價額十萬圓なり。

三 牛 骨

從來牛骨は殆ど利用を見ず。其の大部分は路傍、山間に遺棄せられ僅に少量を内地に移出したるに過

ぎす。而して内地仕向は概ね骨粉製造用となり主として鹿兒島に輸送せられ長骨は工藝品原料として大阪に仕向けらる。然れども其の品質は不揃にして最下等品たりしを以て著しく内地移出を激勵するに至らざるを以て是亦成るべく鮮内に於ける利用を進めむが爲骨粉、骨膠、骨脂等の製造を獎勵せり。既に京城、平壤、大田に骨粉製造工場の創設を見たり。牛骨の年産額五百萬斤、二十萬圓内外にして内輸出移額は二百萬斤、五萬圓程度なり。

四 蜂蜜、蜜蠟

大古既に養蜂行はれ鮮人は蜂蜜に對し先天的嗜好を有す。然れども養蜂に關して何等改良獎勵の行はれたることなく其の品種は在來種に止りたり。始政後に於ては養蜂に關する調査研究を怠らずと雖氣候風土の關係上改良種飼育の適否未だ的確に定め難きものあるを以て一般に獎勵施設を講ずるに至らず。現在に於ける蜜蜂飼育戸數六萬戸、其の巢箱十三萬箱にして採收量は蜂蜜九十四萬斤、蜜蠟十三萬斤にして其の總價額八十餘萬圓に達し輸移出額は四萬斤内外價額二萬圓に上らず。

五 其の他の畜產物

其の他の畜產物に付き產額の明なるは膠の十二萬斤、五萬圓。豚脂の六十萬斤、二十萬圓。牛毛の四十萬斤、八萬圓等にして是等は何れも產額零碎に而も產地點在するを以て蒐集、買入に便ならず爲に取引上不利益なり。故に對應施設としては其の品質を改良し數量を増加すると共に取扱業者をして是

等畜産物の買収を開始せしむべく助成の途を啓きつゝあり。

牛皮生産額及輸移出額

年次	生産			輸移出		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額
明治四十三年	四、三九八、六七五斤	100	一、八九一、四〇四円	四、二二八、八三三斤	100	一、〇四四、七五五円
大正十年	六、四九一、一三七	147	二、六七四、九四九	五、〇六二、七四三	119	二、七九一、五五五
同 十一年	五、五〇〇、一五三	125	一、八三〇、五六〇	五、四〇三、九三七	128	二、五七九、九四
同 十二年	五、八二六、〇一一	133	二、一〇七、〇五三	四、九八八、二四〇	116	二、二九五、〇〇三
同 十三年	六、四八八、六五〇	145	二、五八三、二九六	六、〇七九、三八〇	147	三、三五六、五八四
						三、四

備考 大正七年は牛價暴騰の爲屠牛數減少したる結果牛皮の生産額亦減少せり。

第六節 獸疫豫防

朝鮮に於ける主なる獸疫は牛疫、流行性鶯口瘡、炭疽、氣腫疽、鼻疽、皮疽、豚虎列拉、豚羅斯疫、狂犬病及牛の傳染性肋膜肺炎等なり。而して牛疫、流行性鶯口瘡及牛の傳染性肋膜肺炎は常に國境對岸支那地方より侵入するを以て國境に於て檢疫を行ひ又移出牛に對して釜山、仁川、元山、城津、鎮南浦等に移出牛檢疫所を設けて檢疫を行ひ以て獸疫の蔓延を防遏するに努めたるが是等に關する施設事項は左の如し。

(一) 獸疫豫防令の制定 從來獸疫制遏の施設に乏しかりしかば大正四年獸疫豫防令を發布して豫防上必要な各般の施設を勵行し其の效果大なるものあり。

(二) 國境に於ける輸入取締 國外獸疫たる牛疫及流行性鷄口瘡の慘害甚しきに鑑み是等獸疫の傳染媒介の原因たるべき畜類其の他の物件の取締を國境に於て施行する爲大正四年先づ咸鏡北道に牛羊其他病毒傳染の疑ある物件の輸入を停止し、大正五年更に咸鏡南道及平安北道を加へ國境全道に亘り輸入を停止せり。此の外鼻疽及皮疽亦支那より侵襲を受くるを以て大正七年以降平安北道對岸より輸入する馬、驢、騾に對し新義州外六箇所に於て檢疫を施行せり。

(三) 獸醫配置 國外獸疫豫防に付ては別に臨時獸疫豫防醫十四名を國境各道に配置し地方畜産技術員と相呼應し専ら防疫に従事せしめたり。又國內獸疫に就ても時時獸疫の發生を見、病害の恐るべきものあるを以て各要所に獸醫を配置し迅速敏活なる措置を講じて豫防制遏に任せしめたり。

(四) 獸疫豫防注射 牛疫の流行に際しては交通遮斷、疫牛の撲殺と相俟て血清注射を勵行し炭疽、氣腫疽に對して時期を定め常在地方に於て年々連續して豫防疫の注射を行へり。

(五) 獸疫血清製造所の移管及其の擴張 牛疫豫防上必要なる牛疫血清は當初農商務省所管釜山牛疫血清製造所より特約購入し來りしも朝鮮に於ける牛疫血清の所要量年々増加し且つ牛疫血清以外の血清又は豫防疫の需要大なるものあるを以て大正七年同所を本府の所管に移し其の規模を擴張し是等諸液

の製造高を増加し専ら供給の圓滑を圖れり。

(六) 移出牛の檢疫 明治四十一年内地に流行せし牛疫は其の原因朝鮮牛の移入に因るものとし、朝鮮

牛移入禁止の議ありたるを以て種々交渉の末明治四十二年釜山に檢疫所を設置し。同所に於て九日間の檢疫を経たるものに限り移出を許可し内地檢疫所に於て更に九日間の檢疫を受けることゝなれり。

其の後釜山に於ける繋留期間を十二日間以上二十日以内と爲し内地檢疫所に於ては單に望診檢疫に止むることに改められたるが大正十四年より釜山の外仁川、元山、城津、鎮南浦等に移出牛檢疫所設置せられ移出牛の檢疫は統一せられ朝鮮に於て十二日以上内地に於て三日以上繋留檢疫を行ふ事となれり。

獸疫は時に蔓延流行するを以て其の發生數は年に依り一ならず。統計報告の示す所に依れば近年其の數却て増加し來りたるが如きものあるは從來農民は獸疫に關する智識なく家畜が罹病するも等閑に付したると又獸醫又は畜産技術者の配置少かりし爲獸疫の發見は遺漏ありたるに因る。今日に於ては農民の智識進歩したると獸醫の配置稠密となり發見に遺漏なきに至りたるの結果却て統計上の數字を増加するに至れるものにして獸疫發生數の事實上減少したるは豫防注射の施行年々遞加しつゝあるに徴するも明確なる所なり。

第七章 肥料

一 大正十四年以前の狀況

始政前に於ける朝鮮の農業狀態は所謂掠奪的農法にして農作物の栽培上肥料を施用すること極めて少く多くは無肥料にて栽培し多少の肥料を使用するものに在りては連年施用すること少く肥料の種類も亦單に堆肥、山草、樹木の嫩葉及人糞尿等の如き自給肥料に止まり栽培綠肥又は金肥の如きは嘗て施用せしことなし。而して各種作物中比較的多量の施肥を行ひしは麥作にして堆肥、糞尿類を用ひ稻作は一般に無肥料にて栽培し地方に依り施肥を行ふ場合には厩肥又は嫩葉を施用せり。粟は一般に施肥を行ふこと少く大豆其の他の豆類は全然無肥料にて栽培せり。

始政以來水稻優良品種の栽培漸次普及し其の他の作物の栽培亦年を逐つて發達し一定面積より生ずる收穫物の數量著しく増加するに及び動もすれば地力減耗の虞あるに依り肥料増施の必要を認め漸次農家の覺醒に努め先以て農家各自の力に依りて製造し得べき自給肥料の増製改良を計り其の施用を促し來れるも大正八年以來更に豆粕其の他の販買肥料の施用をも奨勵するに至れり。始政以來の施設事項は概ね左の如し。

(一) 堆肥の増製改良 堆肥製造方法の指導傳習を行ひ又は堆肥舎の建設補助を爲し以て其の趣旨の徹底を圖れり。

(二) 綠肥の栽培 南鮮地方の灌溉充分なる畝にして麥の裏作を行はざる耕地に對し青刈大豆紫雲英等の綠肥栽培を奨勵し其の栽培法を指導改良し又は種子の無償配付又は共同購入の途を講し又は紫

雲英の採種畝を設けて種子の育成配付を行ふ等各般の助長手段を採りたる結果大正十四年には三萬六千町歩の栽培を見るに至れり。

(三) 金肥の施用 從來朝鮮地方に於ける内地人農家に於て稻作に對し大豆粕を使用したるに隣保の

朝鮮人農家之に倣はむとする風ありしも水利灌漑の便備はざると小作制度に缺陷あるに依り穀價の變動に際し農家の損失を來すべきを憂ひ一面農民の肥料に關する智識薄弱なるに鑑み一般的に金肥を奨勵せず寧ろ之を抑止する方針に出てたるも其の後農家の經濟著しく潤濟となり進むて金肥の使用を爲さむとする者を生じたるに依り大正八年以來技術員の指導の下に使用方法を説示し又肥料増施に伴ふ收穫利益を地主に壟斷せらるる弊を阻き或は共同購入の途を斡旋する等漸進的に之が使用を奨勵し大豆粕の使用年額三百萬圓に達するに至れり。大豆粕以外の肥料に付ては其の成分複雑にして鑑別困難なると又使用すべき作物と土壤に注意を要する點多く到底一般農家に推奨すること能はざるを以て内地人農家又は果樹若は甜菜栽培の如き特種のものを除き一般には之が使用を奨勵せず。

(四) 金肥の生産 金肥の需給に付ては朝鮮内に魚肥類、米糠、硫酸アンモニア、骨粉、棉實粕等の生

産額約三百餘萬圓ありと雖米糠の鮮内に於て多少の需要ある外大部分内地に移出せられ。朝鮮内の需要に係る大豆粕、硫酸アンモニア、磷酸石灰の如きは殆ど全部滿洲又は内地より供給せられつゝあ

る狀況なり。

(五) 肥料の貿易

輸移出肥料の主なるものは搾粕、乾魚等の魚肥類及牛骨、骨粉類、大豆粕、米糠等にして右の中米糠は最も多量を占め主に内地に移出せらる、之に亞くものは大豆粕にして殆ど全部滿洲より輸入せられ朝鮮を経由して内地に移出せらるゝものなり。輸移入肥料は大豆粕、人造肥料（硫酸アンモニヤ以外の過燐酸石灰其の他の人造肥料を含む）硫酸アンモニヤ、菜子粕等を主なるものとす。

緑肥生産額

種別、年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價格	指數
青刈大豆	大正二年	一、六五八・八 ^町	二、二九六・八七 ^費	100	一三九 ^費	100	三、九六八 ^町	100
	同 十一年	三、八三八・六	三七、二四、五四	一六六	一六三	二七	四〇八、三七〇	一七九
	同 十二年	三、二七六・六	三六、九三、八五	一五〇	一六三	二七	三九六、三三三	一七六
	同 十三年	二七、二四・二	四六、八三、二八	二、四〇〇	一七三	二四	五五、三七五	二、四四四
同 十四年	同 十四年	二七、九〇・〇	四八、五九、八三	二、二二三	一七三	二五	一、四〇七、〇七	六、一三六
	同 十四年	一、六八四						
紫雲英	大正二年	一九九	二九、九二六	100	一五〇	100	二九九	100
	同 十一年	二、六〇四・七	九、四三、一〇四	三、四三三	三六	二四	一〇三、四四四	三四、五九三
	同 十二年	三、一七九・九	二、一七五、六九二	三、四三七	三五	二四	二二、九三三	四、一二五

同 十三年	同 十四年	大正二年				其ノ他				合 計			
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三、七六・三	八、五八・一	五・八	七三・九	一三・七	八、〇四八	五二・一	二七・一	五七・七	六四八	一、六二・五	二、三八・三	三、九四・三	三、三二・五
一八、九六六	四、八五五	一〇〇	一三、七二	一、八七・一	一、三五、九〇六	四〇八、六六六	七九、二九	五、三九一	二、三、四〇、五四	一、五八	一、四四	一、八六二	二、二八
一六、六〇〇、七六	三六、八八、五二	一三、七二	一、八七・一	一、三五、九〇六	四〇八、六六六	七九、二九	五、三九一	二、三、四〇、五四	一、五八	一、四四	一、八六二	二、二八	二、二八
五、五四九一	二、三、二〇七	一〇〇	一三、七二	一、八七・一	一、三五、九〇六	四〇八、六六六	七九、二九	五、三九一	二、三、四〇、五四	一、五八	一、四四	一、八六二	二、二八
四〇〇	四三	二六	二四七	二〇五	一〇九	五八	八三	二、四三六	一五、六四六	二、二七	二、二七	二、二七	二、二七
一八、二、六〇八	一、〇六八、八八	一三七	二〇、七六	一四、八八	一四、八八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八
六、〇七三	三、七、四九二	一〇〇	一五、一五二	一〇、八七一	一〇、八七一	一〇、八七一	一〇、八七一	一〇、八七一	一〇、八七一	一〇、八七一	一〇、八七一	一〇、八七一	一〇、八七一

年次販賣肥料生産高 (數量單位千貫)

年 次	種 別	魚肥類	油粕類	米 糠	硫酸 母酸 亞安	其ノ他	合 計
大正四年		二、五二〇	六三	六、二六	二四	一、五九七	一一、〇八〇
同 六年		一、六〇〇	八五	五、二九	二四	七、六四	一五、五三
		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

年次	種別	魚肥類	指數	油粕類	指數	米	糠	指數	硫酸 母尼安	指數	其ノ他	指數	合 計	指數
大正四年		五九三	100	九	100	一五	100	五七	五七	100	五	100	九八八	100
同 六年		六六一	一一二	一八三	一八五	三五八	一九六	八九	一五六	二五	二五	四七七	一五四七	一五七
同 七年		七九五	一二四	三三	三六	七六	四一九	三五八	六八	三六	三七	六七二	二六二八	二六五
同 八年		二、一〇五	三三五	四七	四三	九四〇	五四	五二	九三	七四	七四	一、三三四	四、七五〇	四八一
同 九年		五八八	九九	六四四	六五一	八九九	四九一	四九	七五	三九	三九	六〇五	二、八九九	二九三
同 十年		八三八	一四二	七四	七二	八五五	四六七	三三	三九	四四	四四	七五七	三、〇四四	三〇八
同 十一年		七三七	一二八	一、〇〇	一、〇五	九七〇	五三〇	三三	四〇五	三九	三九	七五五	三、三九九	三四〇
同 十二年		六八九	一二六	一、〇〇〇	一、〇一〇	一、一〇	六〇四	二六七	五〇四	四二	四二	七六四	三、五二〇	三五五
同 十三年		六五一	一一〇	八七	八三	一、四五六	七六六	二七八	四八八	三六	三六	六五九	三、五七一	三六一

年次販賣肥料生産高 (金額單位千圓)

年次	種別	魚肥類	指數	油粕類	指數	米	糠	指數	硫酸 母尼安	指數	其ノ他	指數	合 計	指數
同 七年		一、六四〇	六	六四	一五七	八五六	二七	二六	二六	二六	二六	二六	三、一二二	二二〇
同 八年		三、九七一	一六〇	九五〇	一五五	七、一六九	二五	四九	四九	四九	四九	二八〇	一六、九七七	一五五
同 九年		一、一九九	四八	一、八七七	三六	九、四六〇	一五	四三	三七	三七	三七	二八六	一七、四九六	一五九
同 十年		一、七七八	六九	二、三〇三	三五九	二、三三三	一八	三六〇	三六	三六	五、〇三七	三七	二〇、六四九	一八七
同 十一年		一、八四四	五	二、七五七	四五〇	三、八二二	二三	三三	三三	三三	六、〇四八	三八	二四、三六四	三二
同 十二年		一、六九八	六	二、七三三	四四六	一四、五五二	二四	三四八	三六	三六	六、六五五	四九	二五、九九五	三三六
同 十三年		一、九四四	六	二、三三	三六一	一五、〇九八	二四	四一九	三六	三六	四、八四一	三〇五	二四、四九四	三三

年次販賣肥料消費高 (數量單位千貫)

年次	大豆油粕	其 油 粕	米	糠	硫酸 母尼 亞安	其 其 他	合 計
大正四年	四六	六九	一〇〇	六九	一〇〇	五七	二、三、七
同 六 年	五六	七五	一〇〇	三、三〇九	二	六四	五、二、七五
同 七 年	一、五六六	三八一	一六四	四、八四七	七五	一、八、五	九、三、〇〇
同 八 年	四、九五六	一九三	一六四	四、〇七四	五九	二、六、四	二、八、三
同 九 年	五、七八一	一、三〇七	二五	四、四三	三三	三、六、八	一五、一、五
同 十 年	三、五六八	一、六六	二七	六、四三	八四	三、九、八	一五、七、九
同 十 一 年	四、四四三	一、九八二	三三	七、五五九	一、〇九七	四、二、九	一八、四、三
同 十 二 年	六、一九三	一、八五四	三〇	七、三〇一	一、〇九〇	四、五、〇	二〇、三、七
同 十 三 年	九、〇三五	一、二五	二六	二、三五四	一、七九	六、九、六	三、二、七

年次販賣肥料消費高 (金額單位千圓)

年次	大豆油粕	其 油 粕	米	糠	硫酸 母尼 亞安	其 其 他	合 計
大正四年	八五	一〇〇	一三	一〇〇	一	九	三、一

同	同	同	同	同	同	同	同
六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年
二九	六四	二、八六	四、〇六	一、三三	一、七四	二、一三	二、九四
一四〇	七五七	二、七三	四、七三	一、八八	二、〇四〇	二、〇九	三、四三
一八	三四三	四、五	五、八	五、七	七、九	六、三	四、九
一六三	三、五	四、四	四、八〇	五、四	六、五	七、二	八、三
二二	五、六	五、六	五、〇	五、九	五、六	六、三	一、二五
八八	二、三	二、二七	二、〇八	二、四六	二、四三	二、五〇八	五、二三
一四	二〇	一、八	三、四	六、九	一四〇	二、九	一、三八
二七	一八三	一、五五	三、九	六、七	一、七三	二、六四	二、一六四
九七	三、五	六、三	九、五	八、八	七、五	七、五	七、四
九八	三、五	六、八	九、四	八、六	七、三	七、三	七、三
六三	一、八四	四、〇五	六、〇八	三、四六	三、九四	四、四三	六、〇五
一八八	五、七	一、二二	一、八三八	一、〇二	一、一八二	一、三四三	一、九五

肥料輸入高 其ノ一 數量 (單位千貫)

年	大豆	硫酸安母尼亞	人造肥料	其ノ他	合計	指數
明治四十三年	五	一	一	一	五	100
大正十一年	二、五、〇〇	一	一、七六	八、七	三、三、五	四、四、五〇
同 十二年	二、六、五〇	一、六四	一、五八	一、四九	五、六、二	五、九、三〇
同 十三年	一、九、〇三	一、六五	二、四八	八、四	三、七、一	四、七、三〇
同 十四年	一、五、二六	三、九六	三、九六	一、六三	二、四、五一	四、八、〇〇

其ノ二 金額 (單位千圓)

年次	種別	大豆	硫酸安母尼亞	人造肥料	其ノ他	合	計	指	數
明治四十三年		一				六	七		一
大正十一年		五、三九五		三、四	三、八		五、九七		八、五、六七
同 十二年		七、〇〇一	二〇	五、四八	三、九		八、三八		一、八、八三
同 十三年		五、一三四	一、〇四	六、七	二、六五		七、〇〇元		一〇〇、五七七
同 十四年		四、一九四	三、〇一〇	九、三	二、五		八、四元		二〇、五五七

肥料輸移出高 其ノ一 數量 (單位千圓)

年次	種別	魚	大豆	粕	米	糠	其ノ他	合	計	指	數
明治四十三年		一、五五〇		一		二、九〇〇	一、八四一		四、八三		一〇〇
大正十一年		一、一二七				一〇、五四	八三		二七、〇〇		五九
同 十二年		一、三〇四				二、八九九	二、八四四		五、八九〇		七九七
同 十三年		一、八九五				三、三八	三、四七一		二七、八四		五七七
同 十四年		三、二七六				三、五六	三、三七		二、六七		四三

其ノ二 金額 (單位千圓)

年次	種別		魚	肥	大豆	粕	米	糠	其 ノ 他	合	計	指	數
明治四十三年				二六二				九二	六〇		四三		100
大正十一年				七五				九五〇	六三		六、三三		一、四六
同 十二年				六三				一、〇七四	六四		七、七三		一、七〇
同 十三年				六三				一、三三	一、二五		六、〇五		一、元五
同 十四年				一、六元				一、四六	一、二五		五、四五		一、六三

二 大正十五年以降の計畫

近年に至り農業の經營狀態著しく進歩し農家經濟亦昔日の面目を一新し加ふるに産米増殖計畫の更新植桑計畫の樹立、棉作擴張計畫の進展等益々施肥の増加を要するものあり自給肥料は勿論販賣肥料に對しても更に一層の増施を企劃する必要あるを以て大正十五年度以降十箇年を期して新に肥料改良増施計畫を樹立し各種の施設に對し毎年約二十萬圓宛の補助金を支出して自給肥料の増製を圖ると共に一方大正十五年度以降低利資金の融通を圖り灌漑設備を有する畚に對し大豆粕其の他適當なる販賣肥料の施用を獎勵することゝせりその計畫概要左の如し。

(一) 綠肥の栽培獎勵

(イ) 紫雲英

全羅南北道、慶尙南道及忠清南道の四道に獎勵するものとし各年度擴張面積に必要な種子を生産すべき採種畚を設置せしめ採種畚の種子代は全額を補助すると共に採種畚より生産したる種子は約半額を補助して廉價に新規栽培者に購入せしむる等の方法により現在約三千八百町歩の作付面積を十年後に十一萬四千町歩に達せしめむとす。

(ロ) 青刈大豆

忠清南北道、全羅南北道及慶尙南北道の六道に獎勵を行ふものとしその種子購入資金に對し利子の補給を行ひ現在作付面積約二萬二千七百町歩を十年後に於て九萬五百町歩に達せしめむとす。

(ハ) 其の他の綠肥作物

紫雲英、青刈大豆以外の綠肥作物にして西北鮮地方に於ても相當の成績を挙げつゝあるものを以て之等に對しては京畿、忠南北以外の九道に於て五箇年間の試験費を補助して栽培適否試験を行はしめ其の成績に基き獎勵に着手せむとす。

(ニ) 堆肥の増産獎勵

南鮮六道には一郡に三箇所北鮮七道に於ては一郡に五箇所の堆肥製造指導里洞を設置し指導員を置きて堆肥製造の指導を爲さしめ其の改良増殖を圖らむとす。

(三) 販賣肥料の施用獎勵

灌漑の設備ある畚に對し前記自給肥料の外豆粕、米糠、其の他の販賣肥料の施用を獎勵せむとす。
而して右購入に對しては產米増殖計畫中の農事改良資金四千萬圓の大部分を以て之に充つる計畫なり（產米増殖計畫中農事改良の項參照）

(四) 肥料獎勵技術員の設置

自給肥料の増產獎勵に當ると共に販賣肥料の施用獎勵並購入斡旋に當らしむる爲地方費に補助金を交付し各道に一名宛の技師を設置せしむ。

第八章 副業

始政前に於ける朝鮮の産業狀態は極めて幼稚にして全く自給經濟の域に在り。殊に農業者に於ては自作自給にして即ち日用の調度は皆所在の原料を以て自から製し自ら之を用ふるの狀態に在りたり。從て果樹、蔬菜、特用作物の栽培、燃料又は水產物の採取、養蠶、畜産、其の他食用品製造、機業、製紙等苟も天然物を原料とする手工業は凡て農家の副業として經營せられ、其の農家經濟に及ぼす關係の大小に依り或は本業と稱せられ又は副業と看倣され其の間截然たる區別を設くる能はざるの狀況なりき。

朝鮮の冬季は土地凍結して農耕の作業に従事すること能はざるを以て是等勞力の剩餘を利用し農家をしめて勤勉の美風を助長し之に依り生計の餘裕を生せしめ、延て農家の經濟狀態を緩和し生活の向上を圖らむが爲一面主業の改善に努力せしむると共に一面副業獎勵の必要を認め各地の狀況に應じて適當の副業

を調査して之が發達を促進せり。

一 繩、叭、蒔

始政以後に於て新副業として現出し其の獎勵の効果最も著しきは繩、叭、蒔の製造なりとす。從來使用せらるゝ叭は藁を以て編みたる菰袋にして長途の輸送中其の内容物の脱漏するもの多く且重量過大にして運搬に不便なるを以て一般に改良叭の必要を認めたと穀物輸移出量の増加其の他各種産業の發達に伴ひ其の需要を増加し年々數百萬枚の移入を見るに至りたるに依り朝鮮内に於て之が製造を獎勵するに至れり。又蒔及繩に付ては在來品は品質不良且製造法の拙劣なる等の缺點ありて到底需要の増加に應ずること能はず是亦内地產品の移入を激増するに至りたるを以て叭と同様製造の獎勵を開始せり。左に繩、叭の製造獎勵に關する施設を略述すべし。

(一) 製造方法の傳習 繩、叭及蒔の製造に關しては蒔織機の普及と共に傳習會を開催して一箇所に

付數日間に亘り其の製造方法を傳習し、又特に叭に付ては品質を一定する爲製作標準を定め一般に示し尙主なる生産地には標準品を備へ以て生産品の統一に便せり。

(二) 製造用器具の配付 叭の製織に要する器具に就ては手織機臺、箴の無代配付を爲し或は補助金を交付し又は交付せずして共同購入を勧誘し或は木工を傳習して機臺、箴の製造販賣を爲さしむる等極力之が普及に努めたり。

(三) 生産組合の設立

繩吠の生産地に於ては生産者の利益を擁護し生産品品質の向上を圖る爲一郡又は數郡を區域として生産組合を組織せしめ主として生産數量の増加、生産品の検査及共同販賣等に當らしめたり。

(四) 生産検査

繩吠の生産検査は道に於て定めたる検査規則に基き又は道の監督の下に組合の規定に従ひ標準を定めて施行し來れり。本府は各道の検査標準區々に亘るを俟れ各道をして標準品を統一せしむることゝ爲したり。而して検査に際しては一定の検査料を徴して組合の維持其の他の經費に充てつゝあり。

繩吠の奨励は全羅兩道を最先とし大正元年の頃より着手し、大正四、五年の頃より各道に於ても之が奨励に努めたる結果全南は勿論全北、慶南、慶北、忠南、忠北、京畿、平南、平北の各道は主産地と目せらるゝに至り、今や繩吠共に移入を防遏して自作自給の實を擧げ進んで滿洲方面へ相當輸出を爲すに至れり。

二 其の他の副業

繩吠以外に在りて農家の副業と認むべきものは草鞋の製作、莞草蓆、柳行李、竹細工、簡易なる農具の製作、干柿、其の他乾果の製造、藥草採收等にして地方に依り多少の奨励を加へたるものもあるも販路の開拓、蒐集賣捌の途に確實なるものなきに依り未だ著しき發達を見ず。

叭生産額及輸移入額

一一二

年次	生産額			輸移入額		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額
大正二年	千枚 五七三	100	四〇、二五四	千枚 五、六一五	100	六、二二二
同 十一年	一四、三三二	二、五〇六	三、三三、六四三	六二	六、八八七〇	一、三三
同 十二年	一八、四六六	三、三三六	三、五五、三三三	二五	三、五八、二九六	四
同 十三年	二二、〇三四	三、六七二	—	五四	一、五、七三	—
同 十四年	二五、〇〇九	四、六五五	四、五、一八四三	七	一、六、七四六	一八
同 十五年	二六、四〇七	四、八〇九	四、六、一八二三	四〇	一、二、九三三	一七

改良苴及繩の生産額及輸移入額

年次	改良苴生産額			繩生産額			苴及繩輸移入額		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額	數量	指數	價額
大正二年	千枚 二二四	100	二、三三七	千貫 一、六、四七三	100	一、一、五、四三	千貫 一、三、六六	100	二、三、一〇元
同 十一年	一、三三三	二、四〇七	—	三、五七一	二、一、五、四三	四、七三	六、四四	一、五七	三、三、九元五
同 十二年	一、三〇九	二、五七、四六五	—	三、七〇〇	二、一、五、四三	五、八	六、九	一、六〇	三、九、四四
同 十三年	一、三九	—	—	三、五八	二、一、五、四三	—	七、五三	一、五	三、七、〇八
同 十四年	一、四〇	三、五四、三三七	—	三、九、六四〇	二、一、五、四三	六、八四	八、四	一、五九	三、八、五七
同 十五年	一、五三	三、六、四〇六	—	四、二、七四	二、一、五、四三	六、五	一、〇、七	一、〇七	—

第九章 勸農機關

第一節 勸業模範場

一 沿革

明治三十八年十二月統監府の設置せらるゝや、我政府は朝鮮に於ける産業開發の極めて急務なるを認め、明治三十九年四月勸業模範場官制を發布し、地を京畿道水原に卜して之を設置し、又別に全羅南道木浦に其の出張所を設置せり。越えて明治四十年に至り模範場及支場を擧げて韓國政府に引繼ぎ、同政府は全羅北道群山、平安南道平壤及慶尙北道大邱に出張所を増置したるも幾何もなく木浦、群山兩出張所を廢止したり。

明治四十二年朝鮮併合の結果當場も總督府の管轄に歸すると同時に蠶島園藝模範場、龍山女子蠶業講習所、木浦臨時棉花栽培所及農林學校を併合するに至りたる爲從來の出張所を支場と改稱したると相俟て支場は大邱、平壤、蠶島、龍山、木浦の五箇所となり本場、五支場、一學校を以て勸業模範場を構成することゝなれり。爾來模範場の業務の範圍更改せらるゝと共に支場、出張所も亦新設改廢せられたり。即ち大正元年には元山に出張所を新設し、大正三年には大邱、平壤の二支場を廢して其の業務を地方廳に移し又龍山支場を廢して水原に原蠶種製造所及女子蠶業講習所を開き、更に大正六年に

は江原道洗浦及蘭谷に支場を開設し、大正九年に至りては黃海道沙里院に支場、平安南道龍岡に出張所を増設したるも農林學校は教育制度の變更に依り當場の管轄を離るゝこととなり、大正十二年行政整理に依る經費節減の結果德源園藝支場を廢止し更に大正十三年の行政、財政整理の結果蘆島園藝支場、洗浦牧羊支場を廢止するに至れり。現在に於ける本場、支場、出張所等の名稱、位置及分掌事項を表示すれば左の如し。

名	稱	位	置	開	設	年	月	分	掌	業	務
勸業模範場(本場)		京畿道水原		明治三十九年四月				普通農事、土地改良、畜産、農藝化學、植物病理、昆蟲			
西鮮支場		黃海道沙里院		大正九年三月				畑作物一般			
木浦棉作支場		全羅南道木浦		明治三十九年三月				棉作			
龍岡棉作出張所		平安南道龍岡		大正九年三月				在來棉作			
蘭谷牧馬支場		江原道蘭谷		大正六年六月				牧馬			
蠶業試驗所		京畿道水原		明治四十二年				蠶業			
女子蠶業講習所		同上		明治四十三年二月				女子蠶業講習			

二 事業

勸業模範場の業務は多種多様に涉ると雖大別して(一)實地指導(二)模範作業(三)試験調査(四)種苗、

種畜種禽の育成及蠶種の製造並是等の配布(五)技術員及當業者の養成の五と爲す。左に之を説述すべし。

(一) 實地指導

勸業模範場設置の當初に於ては専ら場員を地方に派出し普通農事は勿論畜産、養蠶、土地改良の事項に至る迄當業者に就き實地指導を行ふことに力を致せり。大正元年地方廳に農業専門の道技師一名宛配置せられ其の後國費又は地方費を以て各種技術員を増置せらるゝに及び一般農民に對する實地指導は漸次是等の技術者に譲ることゝし、相當規模の農場經營者又は園藝、畜産等の專業者に對しては隨時指導を爲すことゝなしたり。而して當場設置の當初に於ける實地指導は頗る周到に行はれ、彼の水稲優良品種の普及及陸地棉の栽培獎勵の如きは孰れも其の初期に在りては模範場員の實地指導に係り、又最初の灌漑事業たる臨盆、臨盆南部、沃溝、密陽等水利組合の工事設計等亦何れも主として當場技術者に依りて行はれたる所なり。

(二) 模範作業

模範作業は勸業模範場設立當初に於ける最重要業務の一なりしかば(イ)耕地の整理(ロ)各種作物の模範栽培(ハ)各種作物の收穫、乾燥調製(ニ)養蠶(ホ)優良家畜家禽の飼養管理(ヘ)標本見本の陳列(ト)當場所有地小作人の指導等に就き實物的模範を示せり。然れども是等事項も道種苗場の各地に

設置せらるゝに従ひ大部分其の施設に移し、現に實施しつゝあるものは場有地小作人の模範指導を主とするに至れり。

勸業模範場本場の所有地中小作人をして耕作せしむるもの三十町歩あり。是等小作人に對し耕作の獎勵を圖る爲年々立毛品評會を開催し稻の生育狀況、管理の精粗、調製の良否等に充分の審査を加へ優等者に對しては賞品を授與することゝなせり。其の結果小作人等は一般に其の業に精勵し就中乾燥調製の如きは進歩の實績著しきものあり。又小作人をして麗達組合と稱する小作人組合を組織せしめ共同の力に依り農事の改良及組合員の利益を増進するを目的として肥料農具等の共同購入、生産物の共同販賣、共同倉庫の建築等を行ひ、又年々苗代跡地の收穫米を組合員の共有物とし之を販賣蓄積して組合の資本と爲し之を以て家畜の所有、耕地の獲得其他農業經營上必要なる物件の購入に際し組合員に對して低利貸付を爲すの用に供する等農業開發上緊要なる事業を行はしむ。組合員は又別に規約を定め農閑を利用して製繩蓆織等を爲し其の製作品を共同販賣に付して代金を郵便局に預入れ吉凶禍福の場合の外之を使用せざることを約し其の貯蓄額今や一萬二千餘圓に達せり。

(三) 試驗調査

朝鮮の風土、農業組織及作物、家畜の種類等は内地と大差なきを以て内地に於ける學理實驗を齎らして之を朝鮮に移すは朝鮮農業開發上捷徑たること明なるを以て當初本場に於ける試驗調査は専ら

當面應用的ものを主とし兼ねて外國事例にして容易に朝鮮に應用し得べき見込あるもの等に就き之を行へり。乍併朝鮮農業の根源たる氣候、風土、農業組織等大體内地に類似すとは言へ仔細に觀察するときは多少の徑庭あるのみならず、營業者の知識、經驗、生活狀態其の他經濟的及社會的事情等少からざる相違あるを以て内地に於ける農法も相當の取捨更改を行ふに非ざれば一として之を朝鮮に移す能はざるの狀態に在るを以て試験の範圍及試験事項は自ら多岐多端に涉り模範場の勞苦は實際容易の業に非ざりき。

(四) 種苗、種畜、種禽の育成及蠶種の製造並是等の配付

勸業模範場に於ける各種作物及家畜、家禽等の優良種の選出試験其の結論を得るに到るや、直に是等優良品種を以て種苗、種畜、種禽、種卵、蠶種等の育成製造を行ひ且之が配付を爲せり。初期に在りては直接營業者に配付するものをも育成したりしが、後道種苗場の設備成り種苗類育成の施設進むに従ひ一般農民用のものは成るべく道種苗場の手に依り配付することゝし、現今に於ては種苗場の育種用に供する原種を育成配付するを目的と爲しつゝあり。模範場開設以來配付したる種畜種畜等の種類及數量は夥多にして一々枚舉するに遑わらざる狀況なり。

(五) 技術員及營業者の養成

農業の實地指導に當るべき地方農業技術員は朝鮮に於ける内地人及鮮人青年に對する實業教育尙普

及せざる爲内地農業學校の卒業生を招聘するの已むを得ざるの状態なり。是等技術者は農業に關し相當の學識實驗を有するも内地に於ける素養を以て直に朝鮮農民の指導に従事せしめんとするは危険の虞少からざるを以て一應勸業模範場に入場せしめ朝鮮の事情に就き相當の了解を得せしめたる上採用するの方針を採れり。固より地方に於ける技術者の要員は相當多數にして且其の需要年と共に益増加するを以て其の全部を模範場に收容すること能はざるものありと雖當場に於ける技術者見習生の養成は大約一箇年間にして主として農圃の作業に従事せしめ實際的に敎養するを以て修了後實地指導上に及ぼしたる敎果の大なるものあるを認む。而して開場以來大正十五年三月に至る見習生の養成は總數五百六十八人を算するに至れり。

蠶業は婦女子の作業として最好適せるを以て之が技術を婦女子に傳習せしめ夫々地方に於ける蠶業指導者又は實地經營者たらしむるは蠶業を振作するの捷徑たり。依て女子蠶業講習所を當場に附設して専ら女子當業者の養成を行ふことゝなせり。大正十四年度迄に於ける女子蠶業技術者の養成員數は三百六十五人に及び是等修了生が直接間接に蠶業に貢獻せるは一般に認めらるゝ所なり。

三 成績

勸業模範場の叙上の事業に對する多年苦心努力の結果は一面朝鮮人の知識を啓發し産業の改良發達を誘致促進し一面内地人にして農業に従事する者の指針となり、本場と當業者との關係は年と共に密接

の度を加へ參觀者は年々數萬を算するに至り、農業に關する質疑應答、農場設計の指導、講習講話の要望亦次第に増加し來り、本支場に於て刊行する諸般の刊行物の如きは希望者の要求を充たす能はざる状態なり。

一 道種苗場

第二節 道種苗場、道原蠶種製造所及道蠶業取締所

農業の改良獎勵に關する基礎的試驗研究及原種の製造配布等は勸業模範場主として之を行ふと雖朝鮮の地たる其の面積廣濶にして各地の風土相同じからざるのみならず寒暖の較差特に著しきものあり。從て農業の状態自ら彼我其の趣きを異にし各種の作物及耕種法等の地方的適否に就ては更に幾多の試驗研究を要するものあり。道種苗場は叙上の目的を貫徹し農事の改良獎勵をして一層切實ならしむる目的を以て設置せるものにして明治四十一年韓國政府に於て慶尙南道晉州及咸鏡南道咸興に設置したるを嚆矢とし爾來各道相亞て之を設け、併合後幾何もなくして十三道全部之が設置を見たり。而して是等種苗場は始め國費補助の下に地方費の經營事業たりしが大正八年度より國庫財源の一部を地方費に移付すると共に補助を廢止したり。

道種苗場の業務は(イ)種苗、蠶種、種畜種禽種卵の育成、配付及種畜の種付を爲すこと(ロ)農事に關する模範を示すこと(ハ)農産物の改良増殖に關し試験及調査を行ふこと(ニ)農用器具機械を貸付する

こと（ホ）農事に關する講話、講習、傳習等を爲す事等にして農業擔任の道技師を場長とし之に道技手又は地方費支辨農業技手助手等を配置し専ら前記業務の遂行に當りつゝあり。而して大正九年以後に在りては前項勸業模範場の業務經營方針を改めたると同一の趣旨に基き道種苗場に於ても從來閑却せられたる學理的方面に意を用ゐて各道の地方的事情に適應すべき試験調査に従事すると共に種苗種畜等の育成配付に就ても一層充實を期することゝ爲したり。現今に於ける種苗場の經費は一道一萬數千圓に過ぎず。何れも規模狹小にして設備亦簡單なりと雖其の企劃經營は克く地方の實情に適應せるを以て規模の貧弱なるに比し其の成績比較的見るべきものあり、鮮人農家の信賴漸く加はり參觀者の如き年と共に増加し各道共數千人を算するに至れり。

二 道原蠶種製造所

道原蠶種製造所は各道一個所宛之を設置せり。從來蠶業講習所又は蠶種製造所と稱し主として蠶業に關する講習傳習或は蠶種の製造を爲し來りたるものを引直して大正八年四月三十日府令第八三號に依り道原蠶種製造所と改稱したるものなり。

道原蠶種製造所は各道に於ける原蠶種の製造を爲すと共に蠶業に關する試験調査を爲すを主なる業務として大正八年設置以來職員を充實し銳意業務の遂行に努めつゝあり。大正十三年度に於ける各道原蠶種製造所の蠶種製造高は原蠶種五十四萬蛾、普通蠶種六萬蛾、合計六十萬蛾にして同年度内に配付

を爲したるもの原蠶種二十九萬蛾、普通蠶種九萬蛾、合計三十八萬蛾なりとす。

三 道蠶業取締所

道蠶業取締所は蠶業令發布の結果之が執行機關として大正八年五月各道に之を設置し蠶病豫防及蠶種、桑苗の生産、販賣に對し取締を爲すを目的とす。近時蠶業の勃興に伴ふ蠶種桑苗の生産増加に對し取締上遺憾なきを期しつつあり。

第三節 農業技術員の配置

朝鮮農民は多年稅政の結果自ら姑息偷安に流れ活動進取の氣象を缺き勤勉力行の念慮に乏しきの風あるを以て始政の當初先づ是等の因襲を打破すると共に各般改良事項の實行を促さんことを期し、先以て改良獎勵すべき事項を定め各地方農業技術員をして之が實行の督勵監視に當らしめ傍ら警察官憲兵等をして之を援助せしむる所ありしが幸にして漸次農業改良の實績を見るに至りしも、本來警察官憲兵等をして直接勸業の衝に當らしむるが如きは一時の變例に過ぎざるを以て大正八年總督新政以來農業の改良獎勵に付ては専ら技術員をして其の衝に當らしめ銳意農民の指導啓發に努め其の諒解を促すことゝ爲せり。乍併國庫及地方費の財政共に窮乏を免れざるのみならず勸農に關する各種の團體の如きも亦次節に述ぶるが如く其の發達幼稚にして農業技術者の現在數は官公費、團體經營を通し一郡島少きは兩三名多きも十人に上らず。内地に於ける技術員に比し約五倍の面積と農家とを擔當する現狀にして農家戸數よ

り見るも、耕地面積より見るも將又一般民度の現状より稽ふるも今後各種技術員を増置充實するの必要を認め著々計劃中に在り。

大正十四年三月末現在地方駐在國費又は地方費技術員の數は按手級以上のもの一千四百五十餘人にして其の部門別配置數左の如し。

農業技術者員數 (大正十四年三月末現在)

區別	普通農事	蠶業	畜産	穀物検査	土地改良	合計
國費官吏	二〇人	一九人	一六人	一人	九人	一四五
地方費官吏	四〇三	二九五	二六二	二六五	八	一、四〇五
合計	五〇三	三二四	二七七	二六五	九〇	一、四九〇

第四節 農業團體

朝鮮に於ては從來農村部落又は面を區域として設立せる契又は會と稱する恰も今日の組合の如き各種團體存在し農業の改良、農業資金の融通、共同事業の經營等を行ひ來りし舊慣ありしも其の多くは經營維持の方法宜しきを得ず爲に殆ど成績の見るべきものなかりしが新政以來農事の改良獎勵に關し各般の施設を爲すと共に如上の各團體に對して其の改善を促し畜産、養蠶、棉作等各當業者を德應して適當なる組合を設けしめ官廳の施設と相俟て新業の圓滿なる發達を遂げしむることを期したる結果大正十四年末

に於ては朝鮮全體を區域とする朝鮮農會の外道を區域とするもの道農會、畜産同業組合聯合會、棉作組合聯合會、養蠶中央會等十六、郡又は島を區域とするもの、郡農會、農事獎勵會、勸農會、地主會、綿作組合、養蠶組合、畜産組合、繩刈組合、苧布組合等其の數五百八十を算し其の會員數三百三十九萬一千餘に達し其の經費總額大正十四年度に於て五百十餘萬圓に及べり是等の團體中朝鮮農會は官民有志の團體にして本會を京城に置き會報の發刊、農事に關する圖書の出版、質問の應答、講習會、品評會等の開催、團體又は個人の表彰等を其の事業とし明治四十四年以來毎年國庫より補助金を交付しつゝあり、道農會以下の團體は何れも本府施政の趣旨を體し地方廳獎勵の下に設立せられたるものにして多くは専門の技術員を置き組合員の指導に當らしめ施設事業の如きも或は米作の改良に、或は養蠶に棉作に副業に相當成績の見るべきものありたり然れども是等の團體は過渡時代の傾向として各部門毎に分立したるの結果事業の遂行上連絡統一を缺き時には官廳の施設獎勵と互に杆格を生し農民をして適從する所に迷はしむるものあるのみならず團體員たる資格竝に經費の負擔に關しても重複を來し會員をして種々の煩累を感せしむるに至れり茲に於て是等農業に關する各種團體を整理統一して之に法の根據を與へ基礎鞏固なる新團體に改造せしめ農業者の自覺的活動を促し地方官廳の施設と相俟て農業の改良發達を助長せしむる必要あるを痛感し大正十五年一月二十五日農會令の發布を見るに至り三月一日より實施せらるゝことゝなれり此の新農會令の實施に伴ひ從來の各種團體中畜産組合を除くの外總て解散の形式に依て新生する

農會の成立と共に之に合併統一せらるゝこととなり法令實施後僅に二箇月にして全鮮二百三十二の府郡島中既に二百十餘の郡島農會の設立を見たり尙道農會及朝鮮農會も亦創立準備中なるを以て近く其の設立を見るに至るべし。

尙畜産に關しては曩に述べたるが如く朝鮮重要物産同業組合令に依り設立せられたる畜産業同業組合二〇四、任意組合たるもの一五にして全鮮の郡島中其の設置なきは一郡島に過ぎず且其の總豫算大正十四年度に於て一、八七〇、六七三圓一組合平均八、五八一圓にして其の收入は殆ど手数料及使用料に依り會員に賦課するものは頗る僅少にして基礎確實其の事業成績も亦他の既存團體に比して優良なるを以て農會と別個に存立せしめ斯業の發達を期せしむることとせり。

第五節 勸農に關する經費

朝鮮に於ける國費及地方費の財政薄弱にして産業施設の期待に副ふこと充分ならざるは農業技術員配置の項下に述べたるが如し。國費事業としての經營施設は勸業模範場、獸疫血清製造所の維持經營及普通農事、蠶業、畜産に對する地方費補助は之を別とし、棉作奨勵及甜菜栽培奨勵並灌漑及開墾事業助成等を主とす。地方費の施設は道に依り一ならずと雖其の主なるものは技術員の設置、優良種苗、種畜の育成配付、團體又は當業者補助等なり。

國費に依る農業に關する施設費は大正十四年度に於て六百七十二萬圓、始政以來總額約三千六萬圓、地

方費に依るもの大正十四年度五百五十一萬圓、始政以來總額三千三百萬圓なりとす。而して此の兩者を通し始政以來の總經費を算するに大約七千六百萬圓にして此の比較的少額なる經費を以て十年間に生産額を倍加したるは實に奇蹟と稱するも不可なるべく、又一面朝鮮農業が進歩開發の素因を有するを看取するに足るべし。

國費に依る農業獎勵施設費（圓）

年 度	勸業模範場	獸疫血清製造所	普通農事	棉 作	甜菜栽培	蠶 業	畜 産	土地改良	計
明治四十四年	110,446	—	10,000	14,000	—	17,750	43,673	1,940	422,377
大正元年	206,699	—	24,110	108,000	—	27,970	106,000	19,766	651,840
同 二 年	225,331	—	24,210	122,348	—	27,948	108,000	103,943	671,357
同 三 年	197,144	—	46,640	122,348	—	27,948	126,880	153,943	742,666
同 四 年	195,662	—	48,160	122,348	—	27,948	126,880	153,943	742,666
同 五 年	221,300	—	100,640	122,348	—	27,948	126,880	—	672,733
同 六 年	226,400	—	100,640	122,348	—	27,948	126,880	—	672,733
同 七 年	204,777	46,193	96,640	122,348	10,000	27,948	60,330	—	672,733
同 八 年	326,247	121,250	21,000	122,348	46,640	—	48,530	17,646	948,443
同 九 年	473,194	146,647	21,000	122,348	46,640	—	106,633	99,646	2,000,466
同 十 年	590,468	186,803	21,000	122,348	46,640	—	133,500	124,545	2,522,843
同 十 一 年	633,933	233,255	55,050	122,348	46,640	—	177,680	366,000	3,092,333

同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	合計
二四五、二三	五二、四〇六	六七、〇七五	八二、二四二	一五〇、四五一	一、三三、〇〇〇	二、〇三、八七九	三、五八、六四八	二、五三、八四五	二、六四、六四四	一七、二五、七〇九
* 四四二、四四三	* 六〇三、九八九	* 五七、二七七	* 七五、三三四	一、三九、二七六	九元、六四四	一、二二、七五五	一、三八、八八八	一、八四、八八九	二、二二、七三三	二、二九、二九六
一六、六五三	二七、八七〇	二四四、六九〇	二八〇、四八九	四四九、五五五	六四四、四七〇	六八四、四六六	三三、九三三	八一九、三五七	六二、九七八	四、五二、六七三
八〇三、九七七	一、三九九、二六五	一、四四四、〇九九	一、八二六、八六四	三、二八一、三四三	三、二〇五、七五四	三、七六三、二一〇	四、六八〇、四八八	五、二五七、〇六一	五、五二〇、三五五	三、八六六、六七八

備考 一、恩賜金に依る授産事業費をも包含す。

二、豫算編成上他の費目と合併せらるゝ爲區別困難にして掲上を省略せるものあり。

三、勸業補助及獎勵費、品評會費の如き科目は主として農事に關するものと認め普通農事中に算入せるものあり。

四、明治四十四年度及大正元年は調査不備の點あるも精査困難に付姑く之を掲く。

五、地方費に對する國庫の補助を本表施設費に掲上するを以て前表及本表兩者を合して施設經費の總額とするときは其の部

分は重複するものとす。

六、* 印中には巡回教師費、傳習講習(講話)費、傳習所補助費の項目中普通農事に關する經費の一部を占む。

第十章 農業經濟及農業制度

第一節 農業金融

從來朝鮮人の農業經營は頗る簡易粗放にして一時的に稍多額の資金投下を要するものは耕地の獲得、耕牛の購入等に過ぎず農具、肥料の如きは殆ど農家の自給に係り、小作人に於ては種苗すら地主に供給を受くるを以て一般に資金を要すること極めて少く、従て農業上の金融は微々として振はざる状態なりしが、統監府政治の行はるゝに及び銳意産業の開發に努め資金の需要に備へむが爲農工銀行及地方金融組合を設置し次で東洋殖産會社をして金融部を開かしめ、尙總督府設置後に於ても各地の農工銀行を併合して朝鮮殖産銀行を設立する等機關の整備に努むると共に或は法令を以て利息に制限を加へ若は地主に勧誘して小作人に貸付する金穀の利率を輕減せしむる等の手段を講せり。茲に農業又は農業者の利用する金融機關に就き略説すべし。

一 地方金融組合

朝鮮の農業は比較的細農多く收穫少量なる爲農業收益多からず、加ふるに水利灌漑の便備はらざる爲凶作頻發し農業者は常に生計困難に陥り負債の增高に苦みつゝあり、而も金利は頗る高利なるが故に細農の貧困は漸次累増し何れも業に安んずることを得ず、農村の疲弊年と共に加はらんとする状態な

りしを以て小農を糾合して一口十圓以上を出資せしめて村落金融組合を組織し、政府は一組合に對し創立資金として一萬圓と必要なる經營費を補助し之が發達を助長せり。其の業務は組合員に對し産業上必要なる資金を貸付すること、組合員の爲に預り金を爲すことを主とし、傍ら生産物の共同販賣、農民物件の共同購入及倉庫事業を兼營せり。

大正十五年二月末に於ける村落金融組合の總數は四百六十二にして組合員の數は四十萬四千七百萬人、大正十四年末に於ける農業資金貸出金額は三千九百十餘萬圓に上れりと雖加入者は農家の全數より見れば漸く一割四分に過ぎず、未だ之が利用に付遺憾の點少からず。

二 朝鮮殖産銀行

朝鮮殖産銀行の前身たる農工銀行は明治三十九年の創立に係り、時の政府は或は其の株式を引受け或は無利子貸下金を爲し之が設立及發展を助長したる結果全鮮に亘り大行を有するに至れり、然れども到底時代の要求に適應せざるに至りたるを以て之を統一一大銀行と爲し産業及經濟の發展に貢獻せしむることゝなしたり。

本銀行は制令に基きて設立せられたる特殊會社にして現在資本金三千萬圓を有す。業務は年賦償還又は定期償還の方法に依る擔保貸付、農業者二十人以上の連帶者に對する無擔保貸付、殖産事業を營む會社の社債券の應募又は引受等にして鮮内に五十二箇所の支店を設け農工業に對する金融の便を供す

大正十五年三月末に於ける資金貸付總額一億九千二百餘萬圓にして此の内農林業、土地の開墾及水利資金としての貸付金七千二百萬圓に達す。

三 東洋拓殖株式會社

東洋拓殖株式會社は明治四十一年朝鮮の富源開發の目的を以て特に法律を發布して設立したる特殊會社なり。現在資本金五千萬圓にして朝鮮、滿蒙其の他海外に於ける各般の拓殖事業の經營に任すと雖茲には朝鮮の農業金融上の事項に限り述べむとす。

同會社の資金貸付は分て二とす。第一は定期償還貸付にして移住民の移住費貸付、農產物擔保貸付、不動產擔保貸付、公共團體又は之に準する產業團體及農業者二十人以上の連帶者に對する無擔保貸付等なり。第二は年賦償還貸付にして移住民の移住費貸付、不動產擔保貸付、公共團體又は之に準する產業團體に對する無擔保貸付等なり。而して大正十五年三月末に於ける鮮内貸付金現在額は四千六百萬圓に達せり。

四 其の他の金融機關

以上三者の外一般に利用せらるゝ金融機關には貸金業者、典當舗及契あり。

農民に對する貸金業者は多く地主にして又朝鮮に居住する内地人にも相當多し。何れも資本少額、貸出小口にして實際の利率は月三分を標準とするも高きは五分甚しきは一割に達するものあり。資金需

要の原因は多く細農の食糧又は日用品購買の用に充てむとする場合にして稀に土地家屋を擔保とする
ことあるも概ね秋季收穫の際生産物を徵收するを條件とする所謂青田貸を主とす。

典當舖は内地の質屋に該當するものにして通例衣服、什器等を質として貸出するものなれど稀には無
擔保にて信用貸を爲すものあり。

契は内地の頼母子無盡講に稍類似し一面又産業組合にも該當す。其の目的に従ひ種類を異にすと雖共
濟又は社交を目的とするものゝ外多くは生産又は繁殖、農具種苗耕牛馬種豚の共同購入、貯蓄殖利等
の産業金融の必要に基きて設立するものなり。而して契に付ては調査充分ならずと雖其の總數は數千
に上れりと謂ふ。

第二節 租 税 公 課

一 地 税

朝鮮の地税は制令を以て發布したる地稅令に依り賦課するものにして土地臺帳に登録したる地價の千
分の十七を一年の稅額とす。地價は土地調査に依る土地の收穫其の他諸般の事情を勘案綜合して査定
したるものにして地積一反歩（畦畔及區劃内にある若干の不耕作地を含む）に付き全鮮平均畝は三十
八圓十八錢、田は九圓六十九錢にして、之を道平均より見るときは畝に付ては慶尙南道の五十三圓二
十七錢を最多とし咸鏡北道の十二圓四十七錢を最少とす又田に付ては慶尙南道の二十五圓八十七錢を

最多とし咸鏡南道の三圓二十錢を最少とす。

地價の算定右の如くなるを以て耕地一反歩當り地稅額は全道平均に於て畚は六十四錢餘、田は十六錢餘なり、而して地稅に對する附加稅は本稅一圓に對し地方費二十七錢乃至三十錢、府稅若は面費十二錢乃至九十錢、學校費三十錢許なり。尙地方費、面費以外に在りて地稅を基礎として負擔を要するものに農會費あれども其の課率一圓に對し七錢に過ぎず、地稅及之に對する地方費、面費の附加稅を合算するときは耕地一反歩平均負擔額は畚一圓三十五錢、田三十二錢位にして内地一反歩當田四圓五十錢餘、畑一圓餘に比し頗る低率にして約三分の一に過ぎず。

天災に因り土地の形狀を變じ又は作土を害したる土地に付ては其の狀況により十箇年以内の免除を爲し尙期間満了するも被害の形狀を存するものは更に十箇年以内の期間を定め免除を爲し尙原狀に復し難きものは十年以内の期間を定め地價を低減し尙原狀に復し難き時は地價を修正す、又土地改良事業に對する畝下年限は地目變換は二十年間原地價據置、草生地開墾は二十年間、水面干拓は六十年間免除とす。序を以て耕地の時價を述べむに土地分布の多少、水利の便否、交通狀態の如何に依り大差あり又經濟界の狀況に依り騰落一ならず、大正八年好況時代に於ては一時暴騰を來したるも今日に於ては上畚百五十圓、中畚百圓、下畚五十圓、又上田八十圓、中田四十圓、下田二十圓と達觀せられ公定地價の三倍と見れば大差なかるべく、概して内地に於ける時價の四分の一程度となるべし。

二 其の他の諸税

朝鮮に於ては國税として未だ箇人に對する所得税及營業税を課せざるを以て一般農家の負擔に係るものは地方費たる戸税及面費たる戸別割を主たるものとす。戸税及戸別割は道に依り標準一ならずと雖大正十二年度の實績に依れば一戸當平均地方費戸税一圓二十錢、面費戸別割各一圓四十錢の程度なり。此の戸税に地税及其の附加税に對する農家一戸當平均負擔額七圓五十錢を加ふれば農家一戸の負擔は平均十圓となり、内地の一戸當四十三圓に比すれば頗低率にして地税の負擔と同様四分の一に過ぎざるものとす。

三 關 税

朝鮮の關税は大正九年八月制度變革の結果内鮮間の關稅線徹廢せられ、内地に於て消費税を課するものに限り朝鮮に於て出港税を徵收する外内鮮貿易に關稅關係を有せざることゝなれり。唯朝鮮財政の都合に依り當分の内内地產品の内酒及織物の朝鮮移入に際し從來の課率に依り移入税を課する例外を存するのみ。又外國產品に付ては朝鮮に於ける特殊の事情に應ずる爲若干の例外ある外其の輸入に際しては内地と同率の輸入税を課することに統一せり。

第三節 中小農民保護

朝鮮に於ける農業者の大多數は小作農民及大地主の二階級に屬し、自己の耕地を自ら耕作する自作農民

は其の數比較的少く、所謂社會組織の中堅を缺如し爲に農業の發達を阻害するのみならず動もすれば社會組織の安固を脅威せむとする虞なしとせず。加之時運の進歩に伴ふ經濟交通等百般事情の發展に伴ひ益々土地の兼併を熾ならしめ次第に自作農民の數減少せむとする傾向ありしかば、始政後に於ては之が對策として左記施設を按し以て自作農の減少を防止すると共に小作農を保護して其の地位を向上せしめ之をして中小獨立營農者たらしめむことを期せり。

(一) 土地兼併の防止

大正元年十月總督は一重要訓令を發したり。其の趣旨は農事經營を標榜し又は奇利を博せむとする目的を以て土地の兼併を爲さむとする者を抑ゆると共に中小農民が地價の暴騰に乘じ眼前の利益に眩惑し所有地を放賣せむとする輕舉を戒めむとするに在り。而して之が實行に當りては中小農民中土地を賣却せむとする者あるときは地方官、警察官等をして其の實情を調査せしめ必要止むを得ざるにあらざる限り當事者を説示して其の賣却を中止せしめたり。

(二) 國有未墾地の貸付及付與

小面積の國有未墾地は成るべく地元住民をして之を利用せしむるの方針を採り、是等住民の貸付出願に付ては其の手續を簡易にし貸付後事業成功の場合には無償付與し自作農造成の目的に副はむことを期しつゝあり。

國有驛屯土は總面積十二萬町歩に達するも之を國の管理と爲すは其の必要なく、國家經濟上却て利益なるを以て寧ろ小作人に拂下げ彼等をして自作農たらしめ社會の中堅者を増加せしむることは産業上より見るも社會政策上より見るも適切なる措置なりと謂はざるべからず。此を以て大正九年に至り驛屯土處分の議決定し、二十六萬人の小作人に對し十箇年間に其の代金を支拂はしむることなし現在に於ては殆んど其の處分を了せり。

農家階級推移の状況

年次	農家			戶數	千分比例			
	地主	自作	小作		自作	自作兼小作	小作	
大正三年	四、七四 ^戶	五九、五七 ^戶	一、〇六五、七〇五 ^戶	九二、六二 ^戶	一八	二三〇	四二	三五二
同八年	九〇、二九六	五五、八〇	一、〇四五、六六	一、〇〇、〇〇三	三四	一九七	三九三	三七六
同九年	九〇、九〇	五九、七七	一、〇七、七七〇	一、〇八三、四三	三三	一九五	三七四	三九八
同十年	九七、〇五	五三、一八八	九九四、九六	一、〇九、六六〇	三六	一九六	三六六	四三
同十二年	一〇〇、四三	五七、四四	九五、六七七	一、一二三、七五	三七	一九五	三五三	四六
同十三年	一〇一、八三	五五、六八九	九三四、二八	一、一四二、一九三	三八	一九五	三四五	四三

備考 一、大正二年以前は調査不完全を認むるを以て掲記を省略す。尙大正三年以後は雖調査不充分の嫌あり。

二、大正五年に於て地主の激増し自作農の激減したるは調査上地主の意義を變更したるに依る。

第四節 小作制度

朝鮮に於ける小作慣行は其の由來頗る遠く、地方に依り又土地の肥瘠、作物の種類、所有者の相異に依り千萬差別たるを免れず、依て茲に其の最普通に行はるゝ慣行に就き略述すべし。

小作契約は大地主又は進歩したる地主中時に證書を授與するものあるを例外とし、一般に口頭契約を以て定むるを例とす。從て小作年限を定めたるものは殆んど稀にして小作人に於て怠慢又は不都合なき限り繼續して耕作する慣習なり。小作料は契約又は定例に依り額又は率を定め土地の收穫物を以て授受するを通例とするも往々金納と爲し又は田の小作料を粃にて定むるものあり。小作料の納付は收穫後二三箇月以内遅くも陰曆十二月末迄に地主の居宅又は其の指定したる場所に運搬すべきものにして納付場所が所在地より三里以上の運搬を要する場合には地主其の運賃を負擔することあり。

大地主の多くは都邑に居住するを以て所有地を舉げて他人の管理に付するを例とす、大地主にあらざる者と雖管理人を置くことあり、是等管理人を舍音と稱す。舍音は地方に於ける有力者にして地主の近親者又は信用ある者を選任し、小作人の選定變更及監督、小作料の決定及其の取立、保管、運搬、納税代理又は土地の修繕管理等を任務とし土地の處分行爲以外一切の全權を委任せらる。

小作の種類は小作料徴收の方法に依り定租法、執租法、及打租法の三となす。即ち左の如し。

一定租法

此の方法は年の豊凶に關せず年々一定額の小作料を納むるものにして主として田に行はれ畚の場合は極めて少し。之れ蓋し畚の灌溉排水の設備便ならざるに依り地主小作人兩者其却て不利益なるに由る故に灌溉排水の便ある良畚の場合にあらざれば此の法に依らざるを普通とす。而して小作料決定の標準は平年作の三割五分乃至五割と稱せらるゝも一般の例は五割近くなるが如し。

二 執租法

檢見法、看坪法等の別名あり。毎年作物の登熟前後地主自ら若は舍音を派して小作人立會の上、畚田に就き立毛の儘にて收穫量を達觀し小作料額を決定する方法なり。此の方法は次に述ぶる打租法の變態にして大地主等多數の小作人を有する場合に一々其の刈取又は打穀に立會することは時日の許さざるものあるを以て收穫前に當り收穫高を豫想決定刈し取後の立會に代ゆる趣旨なり故に小作料の率は打租と同様五割を標準とすれども多くの場合收穫量を實收額以上に査定するを以て小作料額は往々實際收穫高の五割を超ゆることあり。但し内地人地主は比較的寛大にして平均四割五分位なるが如し。

三 打租法

打作法、刈分法等の別名あり。此の方法は地主又は其の代理人が小作人と立會の上收穫の際稻束の數を以て或は打穀調製の際穀物の量を以て折半するを原則とす。然れども租税、種子の負擔關係又は糞

稗類の歸屬關係等に依り左の如き様式を生じ收穫の分配率に多少の相違あり。

(イ) 收穫物を地主、小作人の雙方に折半し、地稅及種子を地主の負擔とするもの。

(ロ) 收穫物中より先づ地稅及種子代に相當する數量を先取控除し其の殘餘を雙方に折半するもの。

(ハ) 地主地稅を納め小作人種子を負擔し(藁稗類を折半する場合と小作人に收得せしむる場合との二

あり)收穫物折半するもの。

(ニ) 地主は種子を負擔し、小作人藁稗を收得して地稅を負擔し、收穫物を折半するもの。

(ホ) 着穗の儘分配し藁の半量をも地主に於て收得するもの。

右の内實行狀況より見るときは地稅は名義上地主の負擔なれども實際は小作人の提供に係るもの多きが如く種子は小作人之を提供する代り藁稗類全部を收得するもの多し。

以上各法を通じ二毛作を爲す場合には裏作に對しては小作料を徴收せざるを例とし、肥料は自給肥料の場合に於ては全然小作人の負擔に屬するも金肥の場合に於ては進歩したる地主中地主半量を負擔とし殘餘の半量は之を小作人の負擔とし其の現品を無利子又は低利にて地主より貸付くるが如き方法を行ふ者あるも廣く行はれず。地稅に付ては打租法の例は前述の如くなるが定租法、執租法の場合は概ね地主の負擔たり。水利組合費負擔金の如きも地稅と同様表面地主の負擔なれども内實は地主と小作人との折半負擔又は小作人全部負擔に屬するもの多きが如し。次に含音の報酬に付ても種々の例ありて一定せざる

も小作人に於て相當の負擔を爲すを普通とせり。

小作料は其の契約の額又は率に依り之を徴收し年の豊凶に依り増徴又は減免を爲さざるを普通とす。蓋し定租法は本來の性質年の豊凶を度外視するに在り。執租法及打租法は實際收穫高の折半を標準として年々の小作料額定するものなるに依り收穫の増減に依る利、不利は自から地主、小作人間に平等に分擔せらるればなり。然れども作柄特に不良にして小作人の收得額が自家の食糧にすら不足なる場合には地主に於て特に減免し又は徴收を翌年に延期し或は不足食糧又は其の購入資金を貸付する等の例あり。

朝鮮の小作慣行は大略上述の如くにして長所と認むるべきもの殆ど無く幾多の缺點を有せり。之を例示すれば(イ)小作年限の定なきは小作人に土地愛護心を生ぜしめざること(ロ)畝に於て定租法少くして執租法、打租法多きを占むるを以て耕作上の勤勞、肥料の施用等専ら小作人の負擔する處なるに其の收益の半を地主に拉取せらるゝ爲小作人に於て勤勞施肥の念生ぜざること(ハ)執租法に依る收穫査定の際地主側の專横に服従するの止むを得ざること(ニ)鮮人地主の場合地稅其の他公課は實際上小作人の負擔たること(ホ)舍音なるもの地主小作人の間に介在し小作人の良否に留意することなく徒に親疎愛憎を以て小作人に臨み濫りに小作人の變更を行ひ又は種々の名義を以て小作人より金品、饗應、勞役の提供を求むること等にして何れも小作人の土地愛護心及勤勞觀念を刺戟する所以に非ず却て之を阻止すの原因なるを以て農業收益の増進を阻害するのみならず當事者相互に不利益を受けつゝあり。

小作制度の缺陷右の如く之が改善を促すは農事改良上の緊要事にして多年小作令の制定を希望するの聲なきに非ずと雖法令制定の如は事極めて重大にして慎重の考慮を要するを以て姑く之を他日に譲り、從來は主として地主會を助長誘掖して各種の改善に努めつゝあり。

第五節 内地人農事經營及移民

一 内地人農事經營の一般狀況

曩に朝鮮が我帝國の保護政治に歸し生命財産の安固保障せらるゝに至るや。内地人にして朝鮮に於ける農業經營の有利なるに着眼して朝鮮に渡來し土地を購入して農業を營むとする者漸次増加するに至れり。續て日韓併合行はるゝに及び是等渡來者は益多きを加へ殊に氣候溫和にして交通便利なる南鮮地方には是等農業經營者蠅集の狀況を呈せり。内地人農業經營狀況に付ては最近の調査を缺くと雖大正十一年末現在調査の示す所に依れば其の所有土地面積は畝十三萬七千町歩、田七萬七千町歩、其の他四萬町歩、合計二十五萬五千町歩餘に達せり。

尙大正十五年五月現在に於ける内地人農業經營者中の主要なる者を掲げて參考に供せむとす。但調査未了のものは大正十一年末現在調査に依る。

内地人農事經營者調

(三十町歩以上の經營者)

經營地	所有地			面積	營農種別	營農方法	創立年月	名稱
	田	畑	其他					
	町	町						
京畿道、高陽郡	二〇・〇	四〇・〇	—	六〇・〇	普通農事	小作	大正八年七月	中村義清
同	三・〇	—	—	三・〇	普通農事	小作	明治四三年三月	勸農會社
同	六八・〇	六・四五	二・五	一四・〇	普通農事	小作	大正九年五月	高島仁左衛門
同	一九・九	四五・四	二・六	六七・九	普通農事、桑栽培	小作	明治四二年三月	大西文三郎
同	九・五	九	八・三	一八・七	普通農事	自作	明治四四年四月	小島經治
同	二〇・六	二・五	四・八	七・九	普通農事、果樹栽培、造林	自作	大正三年三月	西村篤雄
同	一三・〇	二〇・〇	六・五	四〇・五	普通農事	小作	大正六年	徳川頼倫
同	一七・三	一四・三	六・一	一七・六	普通農事、造林	自作	大正二年八月	振威興業株式會社
同	一一・六	五・四	—	一一・〇	普通農事、果樹栽培	自作	大正二年三月	目良廣
同	四・〇、二・三	八七・四	四〇・一	五・四、二・七	普通農事	小作	明治四一年一月	東山農場
同	四〇・〇	一六・七	六・六	五九・三	普通農事	小作	明治三九年十月	國武農場
同	六・七	一〇・九	一五・二	二四・八	普通農事、造林	自作	大正八年三月	高瀬農場
同	五・四	—	—	五・四	普通農事	小作	大正二年四月	笠松清一
同	一一・九	七・一	〇・四	一一・四	普通農事	小作	大正元年	稻垣合名會社
同	三・四	三・一	三・〇	二八・五	普通農事	小作	大正三年	陽東殖産株式會社
同	四〇・〇	二〇・〇	九・〇	七〇・〇	普通農事	小作	大正八年四月	長岡殖産株式會社
同	三六・八	〇・五	一〇・六	三三・九	普通農事	小作	大正九年	神谷産業株式會社

同	禮山郡	一四・八	三〇・七	五五・三	七五・七	普通農事、自作	小作	大正元年七月	小寺謙吉
同	瑞山郡	五・〇	八〇・〇	一〇・〇	一六・〇	普通農事、自作	小作	大正二年四月	小寺壯吉
同	同	七・五	三五・〇	九・〇	三三・五	園藝、自作	小作	大正二年五月	伊藤兵衛
同	唐津郡	一〇・五	—	—	一〇・五	普通農事、自作	小作	大正七年八月	朝鮮農業株式會社
同	同	五・〇	—	—	五・〇	普通農事、自作	小作	大正二年十月	尾崎博基
同	同	六・〇	—	—	五・八四	普通農事、自作	小作	明治十四年四月	古賀康造
同	牙山郡	五・〇	三五・〇	七・〇	一五・〇	普通農事、自作	小作	明治十四年四月	原勝一
同	同	九・七	四・三	—	六・九	普通農事、自作	小作	大正四年三月	小林長兵衛
同	同	二・五	二〇・〇	七・〇	九・五	普通農事、自作	小作	明治十四年四月	日高利一
同	同	六・〇	一〇・一	二〇・〇	八・二	普通農事、自作	小作	大正九年四月	稻垣合名會社
同	同	二九・九	九三・七	四四・七	八五・三	普通農事、自作	小作	大正四年十月	赤星鐵馬
全羅北道、沃溝郡	沃溝郡	五〇・五	八・〇	三七	五三・三	普通農事、自作	小作	大正八年六月	森菊農場
同	沃溝、金堤、益山郡	四四・三	四四・九	一五・九	四九・〇	普通農事、自作	小作	大正八年六月	佐藤政次郎
同	益山、金堤、扶安、任實郡	四八・九	一五・三	六・二	五九・三	普通農事、自作	小作	不	石田龜太郎
同	金堤、扶安、益山郡	三三・五	一九・二	九・六	三五・二	普通農事、自作	小作	不	東山農事株式會社
同	全州、金堤、益山郡	一・二五・三	一九・〇	一五・三	一五・九・四	普通農事、自作	小作	大正八年十月	朝鮮支店全北出張所
同	全州、金堤、鎮安、沃溝、益山郡	六六・六	二二・三	一〇・四	八六・三	普通農事、自作	小作	大正九年七月	株式會社二業社
同	全州、金堤、益山郡	三六・〇	一七・〇	一七・〇	三三・〇	普通農事、自作	小作	明治十四年四月	伊藤農場
同	全州郡	一三・八	二九・九	一九・八	一六・五	普通農事、自作	小作	明治十四年五月	筑榮農場

同	益山郡	三七・七	四二・七	一八・六	一〇〇・〇	普通農事	小作	大正六年六月	關宗一郎
同	全州、金堤、沃溝、益山郡	八六・六	二六・〇	一四・一	二九・七	普通農事	小作	大正四年四月	板井信藏
同	益山郡	二五・〇	一五・〇	一七・〇	五二・〇	普通農事	小作	大正三年三月	板木登
同	益山、金堤、全州、沃溝、井邑郡	二〇・八	三・六	六・四	三三・八	普通農事	小作	大正九年七月	全北商事株式會社
全羅南道、木浦府		二九七・〇	八四・〇		三八・六〇	普通農事	小作	明治三十八年八月	實業會社
同	同	三九・〇	三三・〇		七〇・〇	普通農事	小作	大正十二年二月	國武農場
同	同	四〇〇・〇	一、四〇〇・〇		一、七〇〇・〇	普通農事	小作	大正九年九月	福田農事株式會社
同	同	一、〇〇・〇	二二・〇		一二七・〇	普通農事	小作	明治三十八年十月	鎌田產業株式會社
同	光州郡	一七・〇	一七・〇		三四九・〇	普通農事	小作	大正五年三月	德川農場
同	同	三〇・〇	一七・〇		四七〇・〇	普通農事	小作	大正九年	全南殖産株式會社
同	同	七五・〇	三六・〇		一一・〇	普通農事	小作	大正五年	株式會社森平組
同	潭陽郡	四七〇・〇	八九・〇		五九〇・〇	普通農事	小作	明治四四年九月	細川農場
同	麗水郡	三三・〇	一四二・〇		五五・〇	普通農事	小作	明治四四年九月	高瀬合名會社
同	順天郡	七〇・〇	二二・〇		九〇・〇	普通農事	小作	大正四年三月	栖原幸太郎
同	同	四〇・〇	一〇〇・〇		四〇〇・〇	普通農事	小作	不	滋賀鮮農株式會社
同	高興郡	八〇・〇	八・〇		八〇・〇	普通農事	小作	大正三年	前田慶治
同	同	八四・〇	五〇・〇		一三〇・〇	普通農事	小作	大正三年	長浦善興
同	寶城郡	三九・〇	三・〇		四〇一・〇	普通農事	小作	明治四十四年	金谷商會
同	海南郡	一〇〇・〇	二〇〇・〇		七〇〇・〇	普通農事	自作小作	明治三十二年二月	花原農場

[illegible]

黃海道、延白郡	四〇五・九	三〇・〇	四三・九	普通農事	小作	明治四十五年二月	小宮
同 瓮津郡	六二・二	九一・三	一六七・五	普通農事	小作	大正元年	久野 臨吉
同 安岳、黃州郡	三九二・四	二〇五・八	五六八・二	普通農事	小作	大正三年八月	安川 松本農場
同 瑞興、黃州、鳳山郡	四七・九	八、四七・三	八九五・二	普通農事	小作	明治三十七年九月	朝鮮興業株式會社
同 黃州、延白郡	二、四四・三	五七・六	三、〇〇一九	普通農事	小作	大正九年二月	鮮滿開拓株式會社
同 瓮津郡	七・四	一六四・六	七三三・三	普通農事	小作	大正四年三月	川上同族株式會社
同 鳳山外五郡	△五八・三	三九一・四	一、〇四三・六	普通農事	小作	大正三年四月	日海興業株式會社
同 黃州郡	三六・四	九九・四	一、三九八・八	普通農事	小作	明治四十二年四月	森 農 場
同 同	一九・〇	二九・〇	四七・〇	普通農事	小作	明治三十八年六月	片倉殖産株式會社
同 瓮津郡	△五二・〇	—	△五二・〇	干拓事業	—	明治四十五年五月	末 永 省 三
同 同	△五五・四	—	五〇五・四	干拓事業	—	大正六年四月	鬼頭 兼二 郎
同 黃州郡	—	四四・六	四四・六	果樹、園藝	小作	明治四十二年	穗 坂 秀 一
同 瓮津郡	二・〇	二〇〇・〇	二〇〇・〇	普通農事、 飼育	小作	大正九年	岩 崎 俊 彌
同 黃州郡	二五・〇	九八五・〇	一、〇〇〇・〇	普通農事	小作	明治四十二年	明 治 農 會
平安南道、 安州郡	三一・〇	四・〇	三五〇・〇	普通農事	小作	大正八年八月	岡 崎 農 場
同 中和郡	七・六	五五・三	五四・九	普通農事	小作	明治四十四年三月	片倉殖産株式會社
同 龍岡郡	三九四・〇	七八・〇	四七二・〇	普通農事、 養苗事業	小作	明治四十二年	中 和 農 場
同 同	二五〇・〇	二〇〇・〇	一四四・〇	普通農事	小作	明治四十年九月	齊 藤 農 場
同 大同郡	—	六〇・〇	六〇・〇	普通農事	直營	大正十三年一月	森 農 場 大日本製糖株式會社 朝鮮支店栗里農場

第十章 農業經濟及農業制度
第五節 內地人農事經營及移民

以上農業經營者は何れも多額の資金を投下せるのみならず、其の多くは創立後相當年數を經過せるを

[illegible]

以て小作人との關係良好にして或は模範作圃を設け或は内地人移民を收容して集約農業の模範を示し或は優良種苗を供給し肥料の給與又は貸付を爲し或は優良小作人を表彰し又は小作人組合を設置して之が誘導を圖り或は貯金貯穀を奨勵して他日向上の資に充てしめ又常に小作料の徴收穩當にして不作に際しては進むて小作料の減免を爲す等小作人の愛撫誘掖延ては地方農事の開發上貢獻する所少からず。

二 移民

内地人の農業經營熱勃興するに至るや内地人小農の朝鮮に移住したる者少しとせす。是等移住者の數は明確なる調査を缺くと雖大正十三年末に於ける内地人農業者九千三百二十七戸の内一小部分朝鮮在住者にして他業より轉業し又は在住者の子弟が農家として一家を創設したるもの等を除き殆んど大部分は農業移住者に屬す。

農業移住者に二種あり。一は東洋拓殖株式會社及不二興業株式會社の募集斡旋に係る所謂保護移民、一は之に屬せざる所謂自由移民之れなり。

(一) 自由移民 自由移民は大約五千戸あり主として南鮮地方に分布す。自ら資金を携へて渡鮮し土地を購入し自作を爲すもの或は自作の傍ら若干の所有地を小作に付する自作農階級に屬するものと内地人大地主の募集又は誘導に依りて渡來し其の地主の所有地を耕作する小作農階級に屬するもの

この二種あり。

移住後の成績は此の兩者の區別に従ひ一樣ならずと雖移住當初に在りては風土、地味其の他の事情内地と差異あるに拘らず直ちに内地試農法を行ひたる結果一時失敗を來したる者少からざるも漸次地方の事情に通じ風土に適應せる農法を施すに至り數年ならずして曩の損失を挽回し相當の成功を爲すを常とす。殊に大正五年以後數年連續したる財界の好況は農產物價格の昂騰を誘致し彼等既往の經驗に依る收量の増加と相俟て著しく收益を増大し爲に移住民の經濟狀態を良好ならしめたり。

又移住當初に於ては風俗習慣著しく異り、特に言語不通の爲隣保の交通厚からざるのみならず動もすれば時に鮮人との調和を缺きたる例少からざるも年の經過と共に互に習俗を解し言語交通するに至り漸次親密となり、附近鮮人にして移民の小作人又は雇傭人となり或は金穀種苗の融通、農具の貸付を受ける等直接間接に密着なる關係を生じ、意思能く疏通し各地に隣保相助的の美風を作すに至れり。又日常の接觸に依り鮮農は移民に倣ひて勤勞を勵み農事改良を爲すもの多く、就中優良品種の普及、肥培及管理法の改善、養蠶養鶏其の他副業の勃興等附近鮮人を利したるもの顯著なりとす。

(二) 保護移民 東洋拓殖株式會社は朝鮮に於ける移民事業を一使命として創立せられたる會社にし

て明治四十三年第一回移民募集を爲し爾來年々數百戸の移住民を取扱ひ大正十五年三月現在に於て

約四千戸の移民を有せり。

東拓に於ては從來移民を二種に區別せり。第一種移民は一戸に付耕地二町歩以内の割當を受け其の土地代金に年六分の利子を附し五箇年間据置二十五箇年以内年賦償還を爲したる後該土地を所有するに至るもの、第二種移民は割當地十町歩以内とし土地引渡の際土地代金の四分の一以上を一時に拂込み殘金に年七分の利子を付し二十五年以内年賦償還に依り土地所有權を讓渡せられ割當地の一部は之を自作し他は小作に付するものとす。會社は移民に提供する土地の價格を比較的低價に見積り又第一種移民に對しては移住費を貸付くる等諸般の便宜を供す。

會社は移民の際便宜を與ふるに止まらず、移住後に於ても農事講話會を開催し又は農事に關する印刷物を配付する等各種の方法に依り移民の指導を圖り農事經營上遺憾なきを期すると共に適當なる副業を獎勵し又種子、肥料、耕牛、農具等を低利又は無利子にて貸付を爲す。尙又移住者の子弟にして就學兒童十名以上に達するときは其の設備費及維持費を寄附して學校の開設を助成し又移住地中醫療に困難なる地方には特に醫師を招致し又は囑託醫を設置し之に相當の手當を支給し移民の無料診察に従はしむる等教育上並衛生上の不便不安を除くことに努めつゝあり。

保護移民の成績を大體自由移民と大差なきが如し。唯第一種移民は小作人階級に屬し其の素質往々良好ならずして或は懶惰放逸に流れ或は事を構へて會社に反抗する等好ましからざる事態を生ずる

ことなきに非ずと雖第二種移民は概して相當の資産と教育又は素養とを有するを以て自作農者としても又小地主として其の經營宜しきに適ひ成績特に優良なり。而して第一種、第二種を通じ農事改良の模範を示し附近鮮農に好感化を與へたるは自由移民と同一なり。又附近鮮農との關係は移住當初は多少の反感を免れざれども暮年ならずして親密の交際を結ぶに至り格別調和を缺くことなきは騷擾事件の際東拓移民にして災害を受けたることなき事實に徴するも明なり。

上述せる如く保護移民の成績は相當良好なりと雖是等移民は主として既墾地に收容するものなるに依り動もすれば鮮人小作人の生活を脅威すとの非難を惹起するに鑑み、大正十年以降第一種移民の募集は之を廢止し第二種移民に限り招致することに改め一戸に付五町歩内外の土地を讓渡し自作者兼小地主たるべき農業者を造成し以て移民の素質を改良すると共に現在鮮人小作人に對する供用地の移動を少からしめむことを期し、之と同時に一面東拓社有地所屬小作人たる鮮人に對しても土地讓渡の途を開き彼等をして自作農たらしめむことを期せり。

右の外在京城不二興業株式會社に於ては全羅北道沃溝郡米面所在該社所有干拓地一千八百町歩の内、既成地一千町歩を劃し新しく内地より三百戸の移民を爲し不二模範農村を造るべく大正十三年春季に三十戸大正十四年に五十戸大正十五年に二十六戸計百六戸の移民を入植せしめたるが尙大正十六七年に殘百九十四戸を招致する計劃にして是に對し内務省より一戸當三百圓内外の移住獎勵補助金の下付

を受け尙本府よりは是が事業に要する低利資金の融通に付幹旋せり。

第六節 農業教育

一 學校

現行制度に依る農業に關する學校は専門學校、農業學校及農業補習學校の三とす。

唯一の専門學校たる水原高等農林學校は其の前身を朝鮮總督府農林學校と稱し明治三十九年水原に設置せられたるものなりしが、大正七年に至り其の名稱を改むると共に學科の程度を高め内容を整へたり。修學年限三箇年にして内鮮人子弟に對し高等の學術技藝を授け之に堪能なる者を養成するを目的とす。而して組織變更前後を通じ年を閲すること二十年卒業生を出すこと五百五十二人に及びべり。

農業學校は全鮮二十二校を有し多くは明治四十三年又は四十四年の設立に係り、農業に關する智識技能を授けると同時に勤勞の習慣を馴致するを目的とす。各校共に修業年限二箇年なりしも漸次向學心の勃興せると普通教育の發達したるに伴ひ多くは之を三箇年或は五箇年に延長し幾分程度を高め學科の充實を圖れり。創立以來經過十餘年に及び大正十二年迄の卒業生の數五千六百二十人を出せり。簡易農學校は早きは明治四十四年、多くは大正二年以降の設立に係り、大正八年には五十五校を算せしも農業學校の増設に連れ漸次廢校せしもの多く。大正十年には全部之を廢校するに至れり。而して

現在に於ては農業補習學校と改稱して存在するもの十四校にして普通學校卒業者に對し一年間農業に關する簡易なる教育を爲しつゝあり。

以上の如く各學校共多數の卒業者を出し直接間接社會に貢獻する所少なからずと雖技術者として又實地經營として成績良好なりと云ふを得ざるは極めて遺憾とする所なり。之れ鮮人は從來官吏特に一般行政官たるを尙ふの念強きと又技術者の待遇從來一般文官に比して惡しかりし爲普通文官志望者を多からしめ就中優良なる者程益々此の傾向を有するを以て技術者たると實地に從事する者たるを問はず直接農業に關係する者は比較的成績劣等の者多きに職由すと云はざるべからず。

二 農事講習

農業教育は單に學校教育の普及を圖るのみにて足れりとすべからず。廣く農民に對し農業智識の普及を圖らむとせば講習會、講話會等を開催して農業に關する各般の事項を聴講見學せしめ其の知能經驗を啓發するの必要を認め始政以來道府郡島幹旋の下に或は各種農業團體主催の下に隨時隨所に短期農事講習會、地主墾談會其の他斯業に關する諸種の講習會、講話會等の開催を獎勵せり。而して此の結果農事改良上に貢獻せる所極めて大なるものあるは一般の認むる所なり。

附

表

(第一表) 農産物生産額累年表 (價額單位千圓)

品名	大正十三年	大正十二年	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年	大正元年	明治四十四年	明治四十三年
米	四三六八八	四七〇	四〇四一三	四三二	四三、四二八	三六、一二七	三八九	四四、五五〇	五九一	五二、六三七	五五、六	四〇、三九一	四、五	一四、一七三	一、五
麥	一五五一	五〇九	七、一七五	三三三	九〇、八六八	四二二	一三、九二二	五八五	二九、六八三	五、四七	一〇、九三	四、二〇九	一、七	三、八四八	一、六
豆	八〇三二	四四三	九、二七〇	五二〇	八三、一二三	四二四	一六、八七三	六九九	七、二二三	三、九七	九、四四六	三、三	三、七四二	一、八	一、八
雜穀類	一〇六六〇	四七七	九、三〇六	四一五	八八、三四四	三九五	七五、三三五	三三七	三三七	一一、五三七	一、一五	八、三三九	三、六八	三、八四九	一、〇
特用作物	六〇〇五七	一八二八	四九、六九三	一四九二	四一、二九八	一、二五六	三七、三〇三	一、一三五	三七、五二〇	一、四四六	一、四四六	一、二六	一、二六	一、二六	一、二六
蔬菜	七、二七四	六三	六九、〇四〇	六二二	七三、六二八	六二〇	六三、〇七七	五三三	五三三	八、七九八	一、〇八三	七、四二	五、八七	四、六二四	一、〇
果實	六九七四	三三三	六、七三八	三三三	四、七四八	二二七	五、一九七	二四九	一、〇八三	七、四二	六、九七一	三、三	三、九八	一、八二	一、〇
其他の作物	六六七	七四五	五九〇	五三七	五三七	五三七	五三七	五三七	五三七	五三七	五三七	五三七	五三七	五三七	五三七
蠶業生産品	一〇九二八四	四四六	一、一六四五四	四七五	一、一三、〇〇六	四九五	一、一五、九七	四六〇	一、一三、三六一	一、一三、五二二	一、一三、五二二	一、一三、五二二	一、一三、五二二	一、一三、五二二	一、一三、五二二
牛	二、一八四五	四六六	二、四六三	五、二六三	一、七〇〇八	一、〇六五三	二、二七六	一、一七、五	二、二七六	一、一七、五	二、二七六	一、一七、五	二、二七六	一、一七、五	二、二七六
馬	一六三三九七	五、五	一、五九四五六	五二二	一、五九、〇七三	五二九	一、七四、一八三	五二九	一、七四、一八三	五二九	一、七四、一八三	五二九	一、七四、一八三	五二九	一、七四、一八三
豚	六、二二三	三三八	六、〇二七	三三八	七、二二七	三八〇	八、〇三三	四二二	七、七四三	四〇八	九、六二八	五、〇八	六、四〇二	三、三	三、三
鶏	一四、九五〇	二、三三	一、一八九七五	一、八五九	一、〇五、五七	一、〇五、五七	一、〇五、五七	一、〇五、五七	一、〇五、五七	一、〇五、五七	一、〇五、五七	一、〇五、五七	一、〇五、五七	一、〇五、五七	一、〇五、五七
其他の畜産物	一〇六三一	一、五〇八	一、〇九九二	一、五五九	一、〇六、六一	一、〇六、六一	一、〇六、六一	一、〇六、六一	一、〇六、六一	一、〇六、六一	一、〇六、六一	一、〇六、六一	一、〇六、六一	一、〇六、六一	一、〇六、六一
自給肥料	二、三九六	一、二二九	一、九二九	九八四	二、二六三	一、一六〇	一、一三七	六、三	一、一六九	七、五	一、四七五	一、四七五	一、四七五	一、四七五	一、四七五
副業生産品	五、四六七	八二二	二、四四二	三六八	二、五四六	三、八四	二、八五八	一、一六九	七、五	一、四七五	一、四七五	一、四七五	一、四七五	一、四七五	一、四七五
合計	二、二八、〇九二	五、三三	二、一六、九四八	四、七五	二、一八、九三七	四、九〇	二、一八、九三七	四、九〇	二、一八、九三七	四、九〇	二、一八、九三七	四、九〇	二、一八、九三七	四、九〇	二、一八、九三七

備考

一、生産額中統計調査を缺く爲推算に依り計上したるものあり。

二、指數は明治四十三年を以て基準とす。但し明治四十三年に生産額揚上せられざるものに付ては其の第一回計上の年を以て指數の基準と爲せり。

三、大正八年は農作物一般に稀有の旱害を蒙り收穫量激減したる爲單價の騰貴に拘らず總價額の増加著しからず。

四、單位以下の端數を四捨五入したる爲合計額が其内容の合算額と符合せざるものあり以下各表之に準ず。

五、大正十年は收穫量は減少せざるも單價低落の爲激減せり。

(第二表)

農産物及同加工品輸移出額累年表

(價額單位千圓)

種 別	數量單位	大正十三年	大正十二年	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年	大正元年	明治四十四年
米	千石	四八八六	四〇八五	三三二〇	三三五六	二〇九九	二九三	二二二	一七五三	一七〇	二五二	一三六九	八七五	五四五	五四四
麥	千石	一六四四八三	一一三、九〇三	九五八、〇五	九二八、一三	七七〇、〇八	一一〇、〇一	六二、五四二	二七、四一七	一九三、五七	二四、五二七	一七、〇九九	一四、四九四	七、五二五	五、二八四
大豆	千石	七〇	二九	四三	三〇三	五五	二	一三七	二〇〇	七二	二七	三七	三三	九三	一八
大 豆	千石	一、三三九	三八四	四九三	四一、七七	六、七六	六二	一、三三七	一、五九三	四、二九	一、四六	二〇五	二八	九三	九、九
其の他の豆類	千石	一、四〇一	一、三八三	一、四五四	一、七六三	八、三六	一、二九	九、五八	一、〇八六	九、三二	一、〇〇	五、七	五、一	七、六六	六、七八
雜穀種子	千石	二五、一九八	二〇、八一七	二二、〇三三	二二、八六八	一七、二九三	二〇、七〇	九、五〇八	九、三七二	六、〇二二	五、一〇〇	三、八一九	五、五三六	五、〇〇一	四、三六三
蔬 菜	千斤	六、五九	一、三三三	五、九	一、二二	五、八一	二、四八	一、〇二	四、八	三、四	二、八	三、四	一、八	二、二	四、三
果 實	千斤	一、四七八	二、七九	一、〇二四	一、二一八	八、二	一、〇五	一、三六六	九、六〇	五、四	三、九八	二、九三	二、六二	六、八三	三、〇一
鳥 獸	千斤	一、八八	六、九	五、七	八、三	一、七	一、〇	一、四二	七、八三	六、〇	八、三	五、五八	二、三	二、三	二、三
煙 草	千斤	一、三三九	八、七〇	五、五〇六	六、三六〇	五、二九六	二、二七	三、二〇	一、二五七	九、六	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
人 參	千斤	一、七九五	五、四六	二、七六	六、三六〇	四、〇八	三、三	三、二〇	九、五	五、四	二、七	二、四	二、三	二、三	二、三
繅 絲	千斤	七、三三	八、七一	九、四九	一、三〇三	三、四八	一、七	三、九	二、四	八	二	九	八	五	五
家 蠶	千斤	二、二二	二、七五	一、〇四	二、五三九	一、四一四	一、七三	一、八五五	一、九二六	一、二八八	一、二四二	四、九七	五、五	二、六三	七、〇
生 絲	千斤	二、二二	二、七五	一、〇四	二、五三九	一、四一四	一、七三	一、八五五	一、九二六	一、二八八	一、二四二	四、九七	五、五	二、六三	七、〇
牛 皮	千斤	二、二二	二、七五	一、〇四	二、五三九	一、四一四	一、七三	一、八五五	一、九二六	一、二八八	一、二四二	四、九七	五、五	二、六三	七、〇
其の他の皮毛骨角類及同製品	千斤	七、三三	八、七一	九、四九	一、三〇三	三、四八	一、七	三、九	二、四	八	二	九	八	五	五
生 牛	頭	六、一七三六	四、九三六	四、五七六	五、二二六	六、二四三	四、四七	四、〇六七	三、二八九	一、九八六	一、四二八	一、五四九	八、六六	七、〇五〇	一、九六九七
糖	千斤	八、三三〇	七、一四九	六、五九〇	七、四一七	四、八〇〇	六、五五五	四、五三二	四、八五九	四、一、九五	四、一、五八五	二、七、三〇八	二、六、九七五	二、三、六六七	二、五、五七
其の他雜品	千斤	一、三七一	一、〇七四	九、五〇	九、七六	一、〇五三	一、一八二	五、五三	二、八五	二、五	二、三	二、一	二、〇	一、三六	二、〇
合 計		二六〇、五九六	一、九八、三〇六	一、五七、二五二	一、五五、四二二	一、二四、三〇四	一、六四、六五	九八、六二九	五、六、七三	四〇、一、一〇	四〇、七、三四	二、七、〇六九	二、四、四七八	一、五、八八四	二、二、七六六

備考

- 一、本表中肉太字は數量を、普通活字は價額を示す。
- 二、明治四十四年以後を掲げたるは同年に於て貿易せられるものは主として前年の生産に倣ふものと看做し生産額との對照を便ならしめんとするに在り。
- 三、大正九年に於て穀類の輸移出額の減少したるは前年に於ける旱害の影響に依る。
- 四、本表輸移出額中には隣接國境貿易を含みます。
- 五、大正十年其他雜品價額大部分は(支那より輸入)柞蠶絲なり。

(第三表)

農産物及同加工品輸入額累年表

(價額單位千圓)

種 別	單位	大正十三年	大正十二年	大正十一年	大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年	大正元年	明治十四年
米	千石	四〇二	二五	一七五	一九	五七	四四	七五	六五	一八	三二	二六六	二四九	一〇	一三
粟	千石	二二〇四〇	二七九〇	三〇三八	五〇一	二一六二	一五九一	九三〇	二五五	二五五	三七	二七三	二九二八	一五三	一六五
雜穀種子	千石	一三〇七	一〇八七	七六	八八	七六六	九一六	二二	一四	一〇	一〇	一七	二八八	二八	一
小麥粉	千石	一九六七九	一三三三	八八二七	九七五	一八〇九三	一五四四〇	三三〇〇	一三三四	九三	七六六	一四八	二八九八	二七三	一
蔬菜、同製品	千斤	一二五六	六六〇	七七一	二〇〇四	三七二四	五九五三	七五六	三〇三	三三九	二二	三三四	三四一	一三〇	六五六
果實、同製品	千斤	四五五五	二九四二	二二七六	一九二八	三六三三	三二四四	一六六八	一三三三	二四四	一〇六二	二二六四	二四、五五七	二四、〇七	二、四四三
砂糖	千斤	四九〇二	二九八一	二二三八	二〇五三	三七四九	三五八九	一八七四	一〇二二	八六五	六八四	一、三三七	一九六八	一、三三	六五四
煙草類	千斤	一、三三八	一〇〇九	一〇七五八	二、三〇四	一一、一九四	八六六八	五九八三	三九九	四一九	三八八	二、三六	二、二四七	一、一三三	八〇五八
酒類	千斤	一、九二四	一五八〇〇	一三、九六六	一、三七九	一四〇三	一四一七〇	九三六三	一、〇七一	二、五八八	九、五五	四四七	九、九〇八	九、〇三八	七、六三六
砂糖	千斤	一、九二四	一五八〇〇	一三、九六六	一、三七九	一四〇三	一四一七〇	九三六三	一、〇七一	二、五八八	九、五五	四四七	九、九〇八	九、〇三八	七、六三六
綠綿及打綿	千斤	八五二八	六、一〇六	四、三九四	四、四五四	四、二六七	四、〇八三	三、三三四	二、〇九	一、八九九	一、五四一	一、五二	一、七四九	一、五〇七	一、〇八
煙草類	千斤	一、八九〇	三、九七〇	四、三三六	四、三九三	四、三三一	三、四九二	二、〇一九	一、五五七	一、四八六	一、五二	二、五七四	一、七四九	二、五八九	一、二八〇
綿絲	千斤	二、六〇九	六八一	二、八〇〇	二、〇二四	二、一八九	一、三三三	九四〇	六八八	五六三	四三六	四六八	八三一	九二	八九五
綠綿及打綿	千斤	八六七八	七、六八四	六、四二八	四、四四四	四、二六七	四、〇八三	三、三三四	二、〇九	一、八九九	一、五四一	一、五二	一、七四九	一、五〇七	一、〇八
綿絲	千斤	五、六七一	四、四六二	三、六三〇	二、三三一	一、三二九	三、九〇六	一、五〇三	八三九	七〇七	六五五	五三七	七〇	六八三	四六九
其他絲縷類	千斤	四、九三	五、三三七	四、四六八	六、九四〇	五、四五四	五、〇九五	四、二二八	八四八	七九〇	八〇一八	五、八二八	四、三六〇	五、九二四	五、九八八
皮毛骨角牙類	千斤	五、三三五	四、七二九	三、六三三	五、三二七	四、三三四	六、七三八	四、三〇七	五、三九九	三、三八六	三、一九二	三、三三九	二、〇四	二、四〇七	二、一七八
其他絲縷類	千斤	九三九	一、二二五	八九八	八二	八三	九〇二	七四二	四三七	三〇八	二五二	一九六	二二〇	二二	一五三
藻、蕨及繩	千枚	一、四七一	九三四	九四六	六七五	一、五四五	一、一九五	六二四	九八二	二六七二	一〇九八	四〇〇	三、九	三三三	二五〇
苗木類	千枚	三九九	八八八	一、一九一	一、二四〇	一、三三三	一、九二一	九二八	九八二	九三九	一、〇二	一〇八二	三、八六六	七三六	七二七
大豆粕	千斤	一、一八三	二、五九九	二、九二五	二、五七五	六、三三九	三、〇八八	八五〇	三、八七四	二、八〇	二、七〇三	三、三〇	二、五七四	一、三三	一、五
大豆粕	千斤	五、一三四	七、三〇一	五、三三四	六、〇五九	四、三三八	一、二六九	三三三	一〇五	七	六七	九五	七三	三〇	三
其他雜品	千斤	一九五三五	二、一八三	一〇、九三六	一四、〇八九	一〇、三九一	四、二六〇	二、九六四	二、五〇七	一、七八五	一、一五五	一、八二九	一、八九一	一、六二	一、五五五
合計		九二、五四四	六、一八三	五、六〇九七	四九、四六二	六、六二七七	五八、〇九二	二、六五七〇	二〇、五八五	一、六五五五	一、三、九〇〇	二、六三七七	二〇、五八	一、二八八三	一〇、五五五

備考

- 一、本表中肉太の数字は數量を、普通の数字は價額を示す。
- 二、大正八年及大正九年に於て穀類の輸入額激増したるは大正八年の大旱害に依り同年後半より翌年前半に亘り之が輸入額を爲したるに由る。
- 三、其の他第二表備考に準ず。

(第四表)

耕地面積表

年次道別	種別		累年		比較年		大正		十		三		年	
	一毛作	二毛作	同	大正	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
明治四十三年	八四七、六六八	二六、七三三	八七四、四〇二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 四十四年	一、〇〇三、三三五	二七、三八九	一、〇三〇、一四四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大正元年	一、〇四三、九五二	二八、三五四	一、〇七二、三四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二年	一、〇六七、二〇〇	二八、六三三	一、〇九五、八三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三年	一、〇八六、六六六	二八、九三九	一、一一五、六〇五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四年	一、〇六五、一一一	二八、〇〇〇	一、〇九三、一一一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五年	九五〇、六五五	二七、六四四	一、〇〇七、三〇〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六年	一、〇四六、六八一	二七、四四四	一、〇七四、一〇五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七年	一、〇三〇、三三五	二七、四四五	一、〇五七、八〇〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八年	一、〇五八、八二六	二七、四四四	一、〇八六、二七〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九年	一、〇二〇、七四四	二七、四二八	一、〇四八、一七二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十年	一、〇四四、四四五	二七、四二八	一、〇七二、八七三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十一年	一、〇二九、二七一	二七、四二八	一、〇五六、六四五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十二年	一、〇二九、二七一	二七、四二八	一、〇五六、六四五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十三年	一、〇二九、二七一	二七、四二八	一、〇五六、六四五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
京畿道	一九七、三三三	一、五七三	一九八、九〇六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
忠清北道	五五、四二二	一、三八三	五六、八〇五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
忠清南道	一三八、九一九	二、一四四	一四〇、〇六三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
全羅北道	一五八、五七七	三、三九一	一六二、九六八	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
全羅南道	一五二、一五一	五、四四四	一五七、五五五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
慶尙北道	一〇七、六六五	八、〇六六	一一五、七三一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
慶尙南道	一〇一、四四一	六、三、五〇八	一〇七、九四九	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
黃海道	一三〇、九八八	一、六三三	一三二、六二一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平安南道	六四、六四七	一、一五二	六五、七九九	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平安北道	七三、三三八	五	七三、三三八	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
江原道	七九、三五一	七、九三二	八〇、一四三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
咸鏡南道	四四、五二二	三三	四四、五二二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
咸鏡北道	九、一五九	一	九、一五九	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
合計	二、二八、九四六	二、二八、九四六	二、二八、九四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

備考

- 一、大正七年以後は土地調査完成したるに依り調査精確なるも其の以前の調査は極めて杜撰なり故に累年の増加は事實を示すものに非ずと認む。
- 二、大正六年以前の田には火田を含む。
- 三、土地臺帳未登録耕地に付ては自作、小作の區別を缺く。
- 四、單位以下の端数を四捨五入したる爲合計が其の内容と符合せざるものあり。

農 家 戶 數 表

備考
一、大正六年以前に在りては民籍の整理不十分なりし爲本表調査に係る計數も不完全なるを免れず。

(第六表)

米生産統計表

年次道別	種別	作付				反別				積				高				價額				一段歩收穫高			
		粳米	糯米	陸米	合計	粳米	糯米	陸米	合計	粳米	糯米	陸米	合計	粳米	糯米	陸米	合計	粳米	糯米	陸米	合計	粳米	糯米	陸米	合計
明治四十三年	同	一、二五五、三二〇	八三、六六八	一三、七八九	一、三五七、七七七	九七、七五〇	五八、二六〇	九七、九四〇	一、〇四五、六三三	九二、九三八	〇、七七五	〇、六六六	〇、七七一	九二、九三八	〇、七七五	〇、六六六	〇、七七一	九二、九三八	〇、七七五	〇、六六六	〇、七七一	九二、九三八	〇、七七五	〇、六六六	〇、七七一
同 四十四年	同	一、二八九、一七八	九五、三三三	一四、五〇三	一、三九八、〇三三	一〇七、六九六	七〇、四四三	九四、二四八	一、一五八、三九二	一四二、七六三	〇、八五五	〇、七三九	〇、六五〇	一四二、七六三	〇、八五五	〇、七三九	〇、六五〇	一四二、七六三	〇、八五五	〇、七三九	〇、六五〇	一四二、七六三	〇、八五五	〇、七三九	〇、六五〇
大正元年	同	一、三二一、八〇六	九〇、六八七	一四、六八一	一、四二七、一三四	一〇一、三九四	六三、〇二九	九五、三二六	一、〇八八、五五一	一七二、四五〇	〇、七五三	〇、六八五	〇、七五三	一七二、四五〇	〇、七五三	〇、六八五	〇、七五三	一七二、四五〇	〇、七五三	〇、六八五	〇、七五三	一七二、四五〇	〇、七五三	〇、六八五	〇、七五三
二年	同	一、三五〇、九五九	八八、五七〇	一七、五四八	一、四五七、〇七六	一一三、四四五	六六、八二八	九七、六八五	一、二〇九、八四〇	一〇八、八四〇	〇、八六一	〇、七五三	〇、八六一	一〇八、八四〇	〇、八六一	〇、七五三	〇、八六一	一〇八、八四〇	〇、八六一	〇、七五三	〇、八六一	一〇八、八四〇	〇、八六一	〇、七五三	〇、八六一
三年	同	一、三七九、五〇八	八七、六五三	一六、八五三	一、四八三、〇一四	一一三、六〇九	七五、九〇二	七五、九〇二	一、二八四、五一一	一〇四、三〇五	〇、八八八	〇、七五三	一〇四、三〇五	一〇四、三〇五	〇、八八八	〇、七五三	一〇四、三〇五	一〇四、三〇五	〇、八八八	〇、七五三	一〇四、三〇五	一〇四、三〇五	〇、八八八	〇、七五三	一〇四、三〇五
四年	同	一、三八八、八一七	九一、五二六	一七、六七八	一、四九七、一三四	一一四、〇〇〇	七九、八八九	一〇四、九三三	一、二八八、八二五	一〇四、九三三	〇、八八八	〇、七五三	一〇四、九三三	一〇四、九三三	〇、八八八	〇、七五三	一〇四、九三三	一〇四、九三三	〇、八八八	〇、七五三	一〇四、九三三	一〇四、九三三	〇、八八八	〇、七五三	一〇四、九三三
五年	同	一、四一三、一五一	八七、九七五	一七、七一九	一、五一八、八四四	一一五、八八四	七九、〇七五	一一一、五六一	一、三九三、〇〇九	一一三、六八七	〇、八八八	〇、七五三	一一三、六八七	一一三、六八七	〇、八八八	〇、七五三	一一三、六八七	一一三、六八七	〇、八八八	〇、七五三	一一三、六八七	一一三、六八七	〇、八八八	〇、七五三	一一三、六八七
六年	同	一、四二五、七二〇	八四、三三四	一八、九二八	一、五二八、九六二	一二八、八九〇	七三、六二六	一二五、〇〇七	一、三八七、八九五	一二五、〇〇七	〇、八八八	〇、七五三	一二五、〇〇七	一二五、〇〇七	〇、八八八	〇、七五三	一二五、〇〇七	一二五、〇〇七	〇、八八八	〇、七五三	一二五、〇〇七	一二五、〇〇七	〇、八八八	〇、七五三	一二五、〇〇七
七年	同	一、四四三、二二六	八四、五九八	一八、三四六	一、五四六、一七〇	一二八、四三〇	七三、六二六	一二七、六三三	一、三九三、〇〇九	一二八、四三〇	〇、八八八	〇、七五三	一二八、四三〇	一二八、四三〇	〇、八八八	〇、七五三	一二八、四三〇	一二八、四三〇	〇、八八八	〇、七五三	一二八、四三〇	一二八、四三〇	〇、八八八	〇、七五三	一二八、四三〇
八年	同	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五
九年	同	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五
十年	同	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五
十一年	同	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五
十二年	同	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五
十三年	同	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五
比較	同	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五
大正	同	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五
正	同	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五
十	同	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五
三	同	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五
年	同	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五
合	計	一、四三三、七二九	八三、四七七	一八、五七五	一、五三三、七二九	一二五、五七五	七〇、四二七	一二七、一七九	一、三九三、〇〇九	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五	一二五、五七五	〇、八八八	〇、七五三	一二五、五七五

備考

一、大正八年に於ては旱魃に依り農作物の收穫高何れも激減せり。而して其の被害の激甚なりしは黄海道、平安南道、平安北道の三道にして京畿道、咸鏡南道、江原道、忠清南道、忠清北道及咸鏡北道之に亞ぐ以下各表之に準ず。

二、合計の各欄其の内容の合算額と符合せざるものあるは單位以下四捨五入したるに依る。以下の各表之に準ず。

麥 生 產 統 計 表

備考
一、大正八年に於ては南部地方を除くの外旱害の爲收穫高減少せり。
二、作付段別は單位以下の端數を四捨五入したる爲合計が其の内容と符合せざるものあり。

(第八表) 豆類生産統計表

年次道別	種別		作付		反別		收		穫		高		價		額		一段歩收穫高	
	大豆	小豆	大豆	小豆	大豆	小豆	大豆	小豆	大豆	小豆	大豆	小豆	大豆	小豆	大豆	小豆	大豆	小豆
明治四十三年	四八八〇五三	二二九五四四	一	一	七〇七、五五六	二七四六、三五八	八八八、三三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 四十三年	五四七、七四五	二二、三五〇三	一	一	七九四、二六三	一、五五七、二七九	一、〇〇四、八六四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正元年	五八、九五四〇	二二、一八九三	一	一	八四四、三三〇	三、五五六、六六三	一、〇八四、九四六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 二年	六三、五五五三	二四、七一一	一	一	九〇九、二四三	三、六〇三、〇一四	一、二二、九九五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 三年	六六、五〇五三	二五、五七六三	一	一	二九、九〇六	九、五〇七、三三六	三、六三三、九二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 四年	七〇、八四二八	二五、九二〇一	一	一	三七、六六三	一、〇〇七、〇九三	四、〇一六、五八八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 五年	七三、七六五八	二六、四二五一	一	一	四二、三〇三	一、〇〇七、六八八	四、二五七、一七二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 六年	七四、三六六一	二六、七三三八	一	一	五〇、六四九	一、〇五二、五五八	四、三〇九、六七六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 七年	七五、八五五三	二五、九七五四	一	一	五九、〇三七	一、〇七三、三四三	四、八六八、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 八年	七七、一〇五三	二五、九六七三	一	一	五九、〇三七	一、〇七三、三四三	四、八六八、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 九年	七八、九〇二七	二六、二六三三	一	一	五九、〇三七	一、〇七三、三四三	四、八六八、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 十年	七九、六一一五	二六、一三二七	一	一	五九、〇三七	一、〇七三、三四三	四、八六八、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 十一年	八〇、五八七八	二六、〇九三〇	一	一	五九、〇三七	一、〇七三、三四三	四、八六八、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 十二年	七九、八八二九	二五、七三九四	一	一	五九、〇三七	一、〇七三、三四三	四、八六八、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同 十三年	七九、八八二九	二五、七三九四	一	一	五九、〇三七	一、〇七三、三四三	四、八六八、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大正十三年	八三、三四五	一四、一三三	一	一	五、三〇〇	一〇、二七六	三、四四二、二六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
京畿道	三三、〇九二	七、五二六	一	一	二、八七七	四、五四九、四	一、五七、二〇七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
忠清北道	四六、七〇七	七、一〇〇	一	一	三、〇七三	五、九〇〇、〇	二、五三、三七二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
忠清南道	三三、八六四	六、七二六	一	一	一、二八〇	四、〇八七、〇	一、三三〇、八八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
全羅北道	三三、八六四	六、七二六	一	一	一、二八〇	四、〇八七、〇	一、三三〇、八八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
全羅南道	三三、八六四	六、七二六	一	一	一、二八〇	四、〇八七、〇	一、三三〇、八八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
慶尙北道	一〇、七三九二	四、八三三	一	一	一、八二〇	一、四〇四、四	五、四二、八七一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
慶尙南道	五、六三七六	五、四六八	一	一	一、一五九	六、四〇〇、二	三、三七、五九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
黃海道	九、二一〇五	六、九二五九	一	一	一、四四三	一、七五七、七	三、七六、七〇九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
平安南道	五、三、四五四	四、九、九一七	一	一	五、九、九八	一、〇九三、三六	二、五三、二四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
平安北道	六、七、六〇七	三、七、八八〇	一	一	五、四、九三	一、一、〇、八一	三、〇、九四、四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
江原道	六、五、五二八	二、五、三八四	一	一	一、二、〇、七	九、二、二九	二、四、六、一七九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
咸鏡南道	六、五、五二八	一、九、五二九	一	一	三、七、二一	八、八、七、七九	二、八、三、七〇三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
咸鏡北道	五、六、九六一	三、〇、五七七	一	一	七、八、二一	六、七、八、三〇	二、六、二、二二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	七九、八八二九	二五、七三九四	一	一	六、七、六、四六	一、二、三、八、六八	三、六、五、七、六三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

備考

- 一、其の他の豆は落花生、綠豆及其他的を合計せるものなり。
二、大正八年に於ては中部以北早害しかり激し爲收穫高を減少せり。其の最甚しかりしは黃海、平南、平北、京畿の四道にして咸南、江原、忠南、忠北、咸北の諸道に次ぐ。
三、作付段別は單位以下の端數を四捨五入したる爲合計が其の内容と符合せざるものあり。

(第九表)

粟及甘藷、馬鈴薯生産統計表

年次道別	種別	累年										比較年										大正十三年									
		明治四十三年	同四十四年	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
作付反別	收穫高	價額	收一段高歩	作付反別	收穫高	價額	收一段高歩	作付反別	收穫高	價額	收一段高歩	作付反別	收穫高	價額	收一段高歩	作付反別	收穫高	價額	收一段高歩	作付反別	收穫高	價額	收一段高歩	作付反別	收穫高	價額	收一段高歩	作付反別	收穫高	價額	收一段高歩
京畿道	同	五三八・一六八	三三四・六〇〇	一六二・九〇一	〇・六三三	二八四	二七〇・九四九	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
忠清北道	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
忠清南道	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
全羅北道	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
全羅南道	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
慶尙北道	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
慶尙南道	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
黃海道	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平安南道	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平安北道	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
江原道	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
咸鏡南道	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
咸鏡北道	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
合計	同	五八四・七八九	三六三・二六四	二〇・五七七・九五	〇・六二二	一七六	二六九・一〇四六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

備考

- 一、大正八年收穫高は京畿、黄海、平安南北、江原及咸鏡南北道に早害ありたるに依り著しく減少せり。
- 二、甘藷及馬鈴薯は明治四十四年以前の分は其の調査を缺く。

(第十表) 棉及麻類生産統計表

年次道別	種別		陸地		在來		大		麻		苧	
	作付反別	收穫高	價額	一段歩	作付反別	收穫高	價額	一段歩	作付反別	收穫高	價額	一段歩
明治四十三年	同	一、二八八	六六八、一五一	五、四四三	同	一、二八八	六六八、一五一	五、四四三	同	一、二八八	六六八、一五一	五、四四三
同 四十四年	同	三、〇四三	二、七三、七五〇	九、〇	同	三、〇四三	二、七三、七五〇	九、〇	同	三、〇四三	二、七三、七五〇	九、〇
大正元年	同	七、三三三	七、二六、一三三	九、九	同	七、三三三	七、二六、一三三	九、九	同	七、三三三	七、二六、一三三	九、九
同 二年	同	一、五八三	一、三、四四五、二七八	八、五	同	一、五八三	一、三、四四五、二七八	八、五	同	一、五八三	一、三、四四五、二七八	八、五
同 三年	同	三、九六五	一、七、四七〇、四四五	七、三	同	三、九六五	一、七、四七〇、四四五	七、三	同	三、九六五	一、七、四七〇、四四五	七、三
同 四年	同	三、四七二	二、八六八、八三七	八、三	同	三、四七二	二、八六八、八三七	八、三	同	三、四七二	二、八六八、八三七	八、三
同 五年	同	五、四一七	三、一三三、四四四	八、八	同	五、四一七	三、一三三、四四四	八、八	同	五、四一七	三、一三三、四四四	八、八
同 六年	同	七、二一九	五、四、五五三、六六五	七、六	同	七、二一九	五、四、五五三、六六五	七、六	同	七、二一九	五、四、五五三、六六五	七、六
同 七年	同	九、四三二	六、〇六八、〇九二	六、四	同	九、四三二	六、〇六八、〇九二	六、四	同	九、四三二	六、〇六八、〇九二	六、四
同 八年	同	一、〇九二	八、八、四六、一、三九六	八、三	同	一、〇九二	八、八、四六、一、三九六	八、三	同	一、〇九二	八、八、四六、一、三九六	八、三
同 九年	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三
同 十年	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三
同 十一年	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三
同 十二年	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三
同 十三年	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三	同	一、〇四九	八、八、四六、一、三九六	八、三
京畿道	同	七、二	三、七五、一〇	五、三	同	七、二	三、七五、一〇	五、三	同	七、二	三、七五、一〇	五、三
忠清北道	同	五、九七九	五、二、三六、九〇三	八、七	同	五、九七九	五、二、三六、九〇三	八、七	同	五、九七九	五、二、三六、九〇三	八、七
忠清南道	同	七、二八六	六、三〇、三七九	八、七	同	七、二八六	六、三〇、三七九	八、七	同	七、二八六	六、三〇、三七九	八、七
全羅北道	同	九、七三三	八、〇〇、〇七〇	八、三	同	九、七三三	八、〇〇、〇七〇	八、三	同	九、七三三	八、〇〇、〇七〇	八、三
全羅南道	同	五、四、八九〇	五、四、三、七、五七二	九、九	同	五、四、八九〇	五、四、三、七、五七二	九、九	同	五、四、八九〇	五、四、三、七、五七二	九、九
慶尙北道	同	一、八二七	一、四二、六〇、六九二	八、八	同	一、八二七	一、四二、六〇、六九二	八、八	同	一、八二七	一、四二、六〇、六九二	八、八
慶尙南道	同	二、二、五、四	一、八六、六、二〇三	八、八	同	二、二、五、四	一、八六、六、二〇三	八、八	同	二、二、五、四	一、八六、六、二〇三	八、八
黃海道	同	〇、三	一、六、七	五、六	同	〇、三	一、六、七	五、六	同	〇、三	一、六、七	五、六
平安南道	同	〇、三	一、六、七	五、六	同	〇、三	一、六、七	五、六	同	〇、三	一、六、七	五、六
平安北道	同	〇、三	一、六、七	五、六	同	〇、三	一、六、七	五、六	同	〇、三	一、六、七	五、六
江原道	同	〇、三	一、六、七	五、六	同	〇、三	一、六、七	五、六	同	〇、三	一、六、七	五、六
咸鏡南道	同	〇、八	四、〇、六、六	三、七	同	〇、八	四、〇、六、六	三、七	同	〇、八	四、〇、六、六	三、七
咸鏡北道	同	〇、八	四、〇、六、六	三、七	同	〇、八	四、〇、六、六	三、七	同	〇、八	四、〇、六、六	三、七
合計	同	一、七、五、五、六	一、〇六、九、六、九、七	九、二	同	一、七、五、五、六	一、〇六、九、六、九、七	九、二	同	一、七、五、五、六	一、〇六、九、六、九、七	九、二

備考
一、大正八年に於ては在來棉及大麻は京畿、黄海、平安南北、江原及咸鏡南北の各道に於て早魁の被害に依り收穫高激減セリ。

蘭生產品統計表

[illegible]

家畜家禽現在高表

備考

一、大正三年以前は調査不精確の嫌疑あり。

主要畜產物生產統計表

年次道別	種別		牛		牛		牛		豚		豚		蜂		蜜		蜜		蠟	
	數量	皮	數量	骨	數量	脂	數量	毛	數量	脂	數量	蜜	數量	蜜	數量	蜜	數量	蜜	數量	蠟
明治四十三年	四三九八六五	八八、一四三〇	一八、二五〇〇	三、五九六	一、三六六二九	三、〇七九三	二八六〇二	一六六五〇	八七、三四二	九八三	四六、七二六	一四、九五四	七、〇三六	二八〇二六						
同四十四年	六〇三八七〇〇	一〇九、三五五	一八、五〇〇〇	二六、二八二	一、六七〇、八三六	三、〇四、三五〇	二七、四二〇	一六、五〇四	二〇〇、三四〇	二四六八〇	五、三六四〇	一六、七五四	八、三三七	三三、三三三						
大正元年	五九、〇三、五〇	二九、五一、一七五	一八、八三七〇〇	二六、四五一	一、六五二、六五八	三、一四〇、〇〇五	一三四、九二〇	一八、七三四	三二、二六〇四	六五、五〇二	五、五九、七〇〇	二七、九一二	八、五一七〇	三、四〇六六						
同二年	五、二六、七八五	一、七三、三〇四	二、五五五〇〇	三七、四三七	一、六一四、九九一	五、三三〇、〇〇〇	一五六、八四三	二八、六七二	三五、四七二五	八三、六四〇	五、五五、六〇〇	一八、一〇〇八	八、九九九〇	三、五九、九〇						
同三年	六、七七、九四五	四、〇六、七六〇	三、三七六〇〇	三八、四八七	一、八九八、二四六	三、九八六、四二	一五七、七二〇	二二、八七〇	三〇、四八二〇	七二、五二四	六、四二、三三〇	一五四、七七	九、六五四五	二、九四三八						
同四年	一〇、〇六、五〇〇	六、五〇、七五五	四、三三七、九〇〇	九二、三六〇	二、八〇四、六〇〇	三八、八九七〇	一六五、二〇〇	二四、〇二四	三八、六七〇四	八七、四〇〇	五、五〇、九〇四	一五七、五七七	八、七九三六	二、六六三八						
同五年	六、九四、五三七	四、三三七、七六二	三、七〇九、七五二	一五四、三一九	一、一八六、〇四四	四、一〇、九三〇	二七四、六〇五	二五、二一八	二九、八九三九	九一、〇三九	五、五〇、九八二	一八二、四二九	八、八七九八	三、六〇一九						
同六年	五、一七、八八三	三、三五、三八七	五、一九二、〇一一	一四二、一五八	一、一四七、四四五	二五八、〇四二	二五一、四七九	四一、〇三〇	四七、〇〇八九	一一、〇六七	五、五九、〇七	二六、二四五	一〇、三〇七三	五、二八四八						
同七年	三、七二、〇五二	一、六三五、〇五八	四、〇七七、七六三	一三五、六一四	九三七、七九八	二、六八、七七	三、四九、五二	九、〇八七九	六八、九四四	一八、一九八〇	六、二八、六〇	三三七、四七三	九、五七二八	七、二六〇一						
同八年	五、一八、七五八	四、六八、六三三	六、四四〇、三七三	三八、一九三八	九七九、〇八二	三、四九、五二	三、四〇、一七三	九、〇八七九	六八、九四四	二九、八九三九	六、四四、一七	六、三九、四五一	一五、〇四二八	二、〇七、〇三						
同九年	五、三八、四三〇	二、八三三、六二九	六、五五五、〇七四	三、六、五九九	一、二七四、七六五	三、五一、二〇〇	二七、二六四	五、六六五	六六、四五六	一八、六七九	六、三六、〇〇	五、三〇、三六	一五四、三二三	八、五三二四						
同十年	六、四九、九二七	二、六七、四九四	六、八八六、九四七	一七八、八五九	一、三八六、一三四	二、二七、一四一	二、二七、三五五	三、六、三五三	六六、四五六	一七、六七八	六、四四、七六八	五、〇八、三四五	一〇四、〇六六	八、六五一〇						
同十一年	五、五〇、〇一五	一、八三〇、五六〇	五、七二四、九七八	一八四、七三三	一、一〇六、五六七	一九九、一〇六	二〇六、三九九	三、九六、〇九	五、二六、九六四	二六、九八四	七、九、五七七	五、八四、一三五	一三一、四五四	九、三〇七六						
同十二年	五、八三、九〇二	一、〇七、〇五二	五、三三八、七〇二	一九七、八七五	一、二四〇、五八七	二、五、四三二	三、七、五五〇	五、二四七八	五、七、七二八	一八、三八八七	六、六三、〇六八	五、〇九、九六五	一〇八、二八四	七、七五三						
同十三年	六、四一、八六五	二、五八三、二九六	五、四八四、四九四	一九七、〇三二	一、四〇六、八三三	二、七、一九四	一九九、二七七	四、六一、一五	四八、六〇九八	一八、一八二六	九四〇、二六八	六、八五、九三四	一三一、二七一	八、九八一九						
京畿道	一、二七、八三四	六、〇七、六三二	一、二八〇、二七八	五五、〇三三	三三八、二七五	七、一〇、三七	一、三七、七六	三、一四一	三八、二五五	八二、四七	五、五、〇三	四九、一九六	七、三三	五、五四〇						
忠清北道	一、五四、二八八	六、三、二四五	一、四九、九六八	六、三四四	三、五二二	五、七九七	六、九一九	五、八二	一四、八四六	四、一三八	四〇、五八九	三、九〇三二	八、二二	四、八二四						
忠清南道	三八〇、九四六	一、七八、八九五	四、九七、七九三	二、一八五	九、一〇、一一	一、八六、九一	一四、〇五〇	三、二六三	一一、三六五	二、八〇五	一六、三九	一、三七、五八	三、八八八	二、五五						
全羅北道	二六六、五四九	一〇八、〇〇二	一、五一、九四三	五、四五六	六、〇、五九二	一、一、三二	九、四二一	一、一八二	一、三三六二	三、五、六九	二、三、七〇	二、八、四一	五、二六〇	五、〇七五						
全羅南道	二九六、七九三	一、五九、九七六	二、三四、〇三八	二、一九〇七	六、〇、九四六	一、三、一六六	九、五四四	二、六七二	二、一、五二三	七、三五三	四、五、五四	六、五、一〇七	一、〇、一八	七、八七〇						
慶尙北道	四九〇、三七二	二、〇六、三九八	三、四二、六一四	六、三七七	五、三、一五四	一、〇、五四八	八、五	二、二五	八、五五	一、七九	四、一、五三	三、六、七五	七、八二四	三、八二						
慶尙南道	三八、一五八	一、六四、六九四	三、五、〇七一	一、八九五	一、一三、〇〇〇	九〇、一六	二、二五	三、六	五、一八八	七、三二	三八、二四四	三、三、三六	四、六三八	三、二九三						
黃海道	四八、一三二	一、四六、六〇三	四、四〇、三五〇	一、一六五〇	一、〇六、五〇八	一、八七、〇八	二、〇、七六三	五、六二二	九、六、〇〇七	四、四、〇六〇	四、七、五三三	四、六、四二九	九、五三二	七、〇八七						
平安南道	七六、一三七	二、五〇、〇〇一	九、二六、〇九六	四、四四、四五〇	二、二七、一六九	四、七、八一七	六、〇、六二四	一、三四〇〇	九、九、一四二	五、〇、五〇八	二、一、五〇〇	八、〇、一一二	一、三、三九三	一、〇、三六二						
平安北道	六九、一、〇〇	二、五二、一六三	四、〇六、八五六	一、〇、四六〇	一、五〇、四七七	二、六、八五七	四、一、二四	二、一、三五八	二、一、二六三	三八、一九八	二、〇、六三三	一〇、四、八五六	二、六、二四三	一、六〇、四四						
江原道	二四六、八五	九、一〇、六五	二、八、三三八	四、七、七六	四、三、八三七	八、九、四	二、一、五九五	一、九、七三	二、一、〇五	七、六、五五	二、一、〇、一一	二、九、一三四	二、三、三三	一、四、四三三						
咸鏡南道	五、五、六〇六	一、七四、五九一	二、七八、九二七	四、七、九	八、三、六七五	一、九、四、三四	五、四、八四	一、九、五〇	二、六、三九九	一、一、五〇四	二、六、三九九	一、一、五〇四	二、六、三九九	一、一、五〇四						
咸鏡北道	三、七、一八〇	一、八、〇、三三	二、九、一、四四九	四、六、六〇	四、四、六六八	一〇、八、三三	四、八、八七	八、一〇	八、七、五一	二、一、七〇	一、一、三九	一、四、七七	二、一、二七	八、五						
合計	六、四一、八六五	二、五八三、二九六	五、四八四、四九四	一九七、〇三二	一、四〇六、八三三	二、七、一九四	一九九、二七七	四、六一、一五	四八、六〇九八	一八、一八二六	九四〇、二六八	六、八五、九三四	一三一、二七一	八、九八一九						

大正十五年七月一日 印刷
大正十五年七月五日 發行

朝鮮總督府殖産局

朝鮮京城

印刷所 大和商會印刷所

15冊
정가 # 120,000